

Kodak Gray Scale



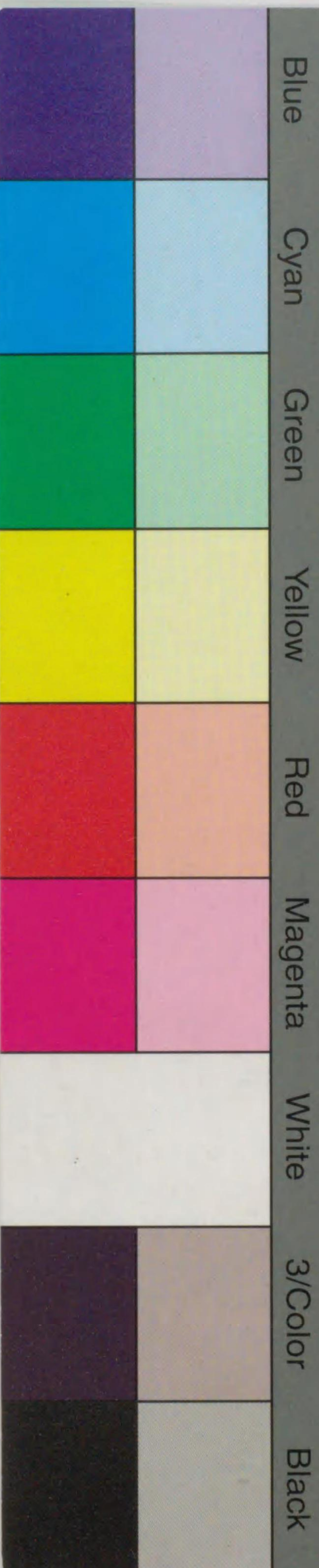
© Kodak, 2007 TM: Kodak

A 1 2 3 4 5 6 **M** 8 9 10 11 12 13 14 15 **B** 17 18 19



Kodak Color Control Patches

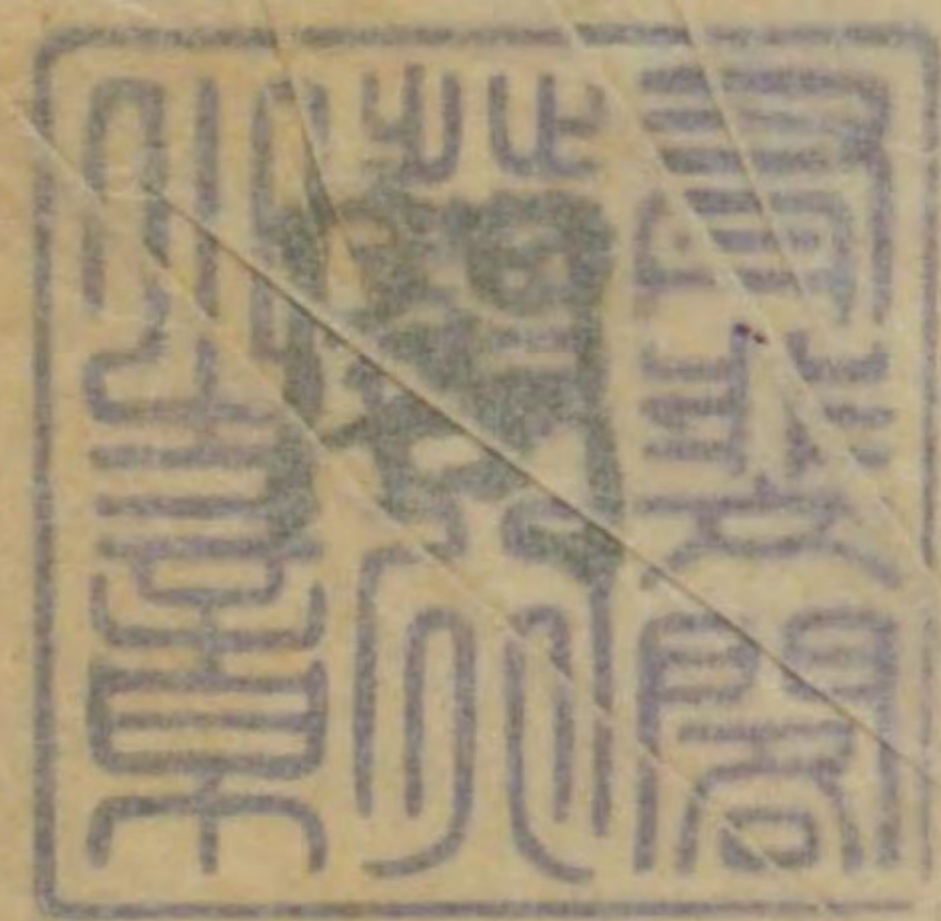
© Kodak, 2007 TM: Kodak



600
294E

純本

東京書肆有斐



財政學

全



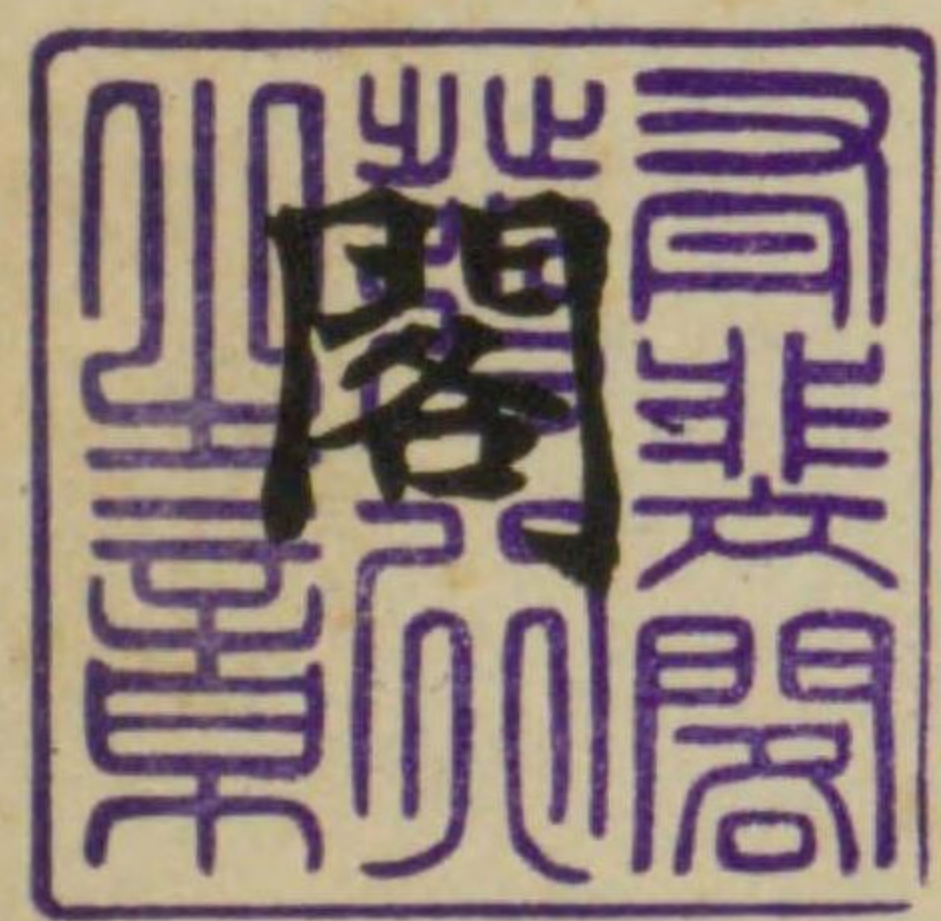
法學博士 小川郷太郎
經濟學博士 汐見三郎

共著

改訂四版

純本

東京書肆有斐



財政學

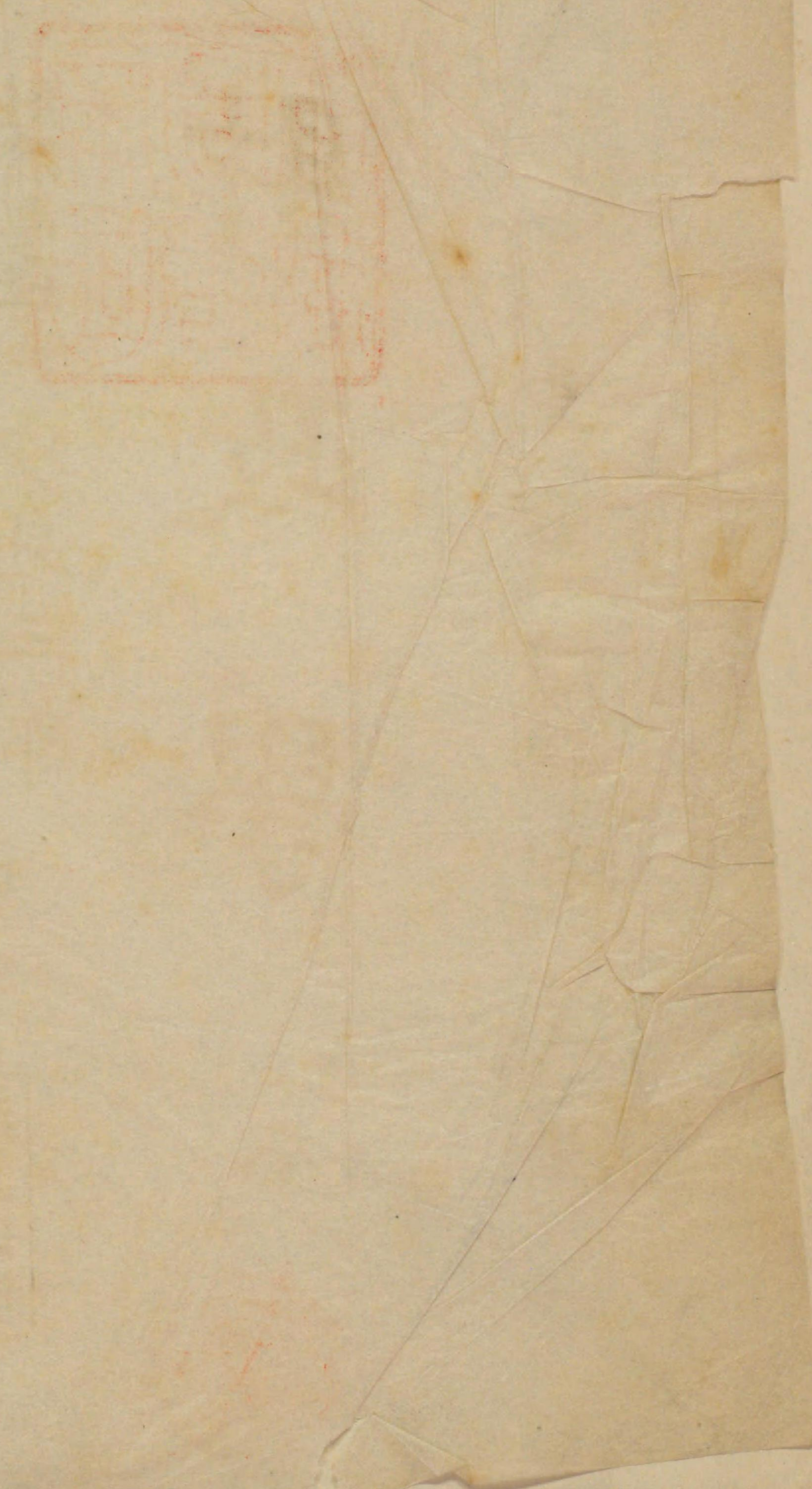
全



法學博士 小川郷太郎
經濟學博士 汐見三郎

共著

改訂四版



600-294

390

第四版 序

第二版を發行してより二年以上を經過してゐる間に財政立法及び財政事情に變動が少なからず起つた。茲に全編にわたり二十箇所の大小の改訂を加へ第四版を公けにする次第である。

昭和十年三月

著者 識

序

一

第二版 序

二

初版を發行して茲に一年、財政に關する立法竝に事實の變りたるものが少くない。今や第二版を發行するに際し、是等の新立法新事實を斟酌し、十數箇所相互に訂正を加へた。而して其の範圍は經費論と租稅論と公債論とに及んでゐる。

尙此書の改訂に際し和歌山高等商業學校の大畑教授が懇篤なる助言を賜はり、茲に感謝の意を表す。

昭和八年一月二十五日

著 者 識

序

小川郷太郎著「財政總論」「租稅總論」は著者の財政學の骨子をなすものであるが、租稅各論、公債論、豫算論等に觸るる所なきが故に、財政學の全部の體系を完成してゐない。勿論、小川郷太郎著「社會問題と財政」「稅制整理論」「租稅論講義」「公債論講義」「國債整理論」等に於ては財政學の各種問題に關する著者の見解を明かにしたのであつたが、或部分は詳細に過ぎ、或部分は簡略に失し、全體の統一がとれない憾があつたのである。

我國の財政は世界大戰を中心として目まぐるしい變轉を遂げ、金の輸出解禁で安定したに拘らず、更に昭和六年末に行はれたる金の輸出再禁止により攪亂せられ、將來の變化に至りては豫斷を許さないものがある。茲に著者の財政學にも修正を加へ、財政學全般に互る著者の統一的體系を完ふする必要に迫られたのである。これ本書の生れたる所以である。

序

一

本書の目的は財政學に關する鳥瞰的研究であるから、往々にして論じて盡さざる所のあるのは免れ難い所である。唯著者は本書を以て著者が過去數十年の間に學界及び政界に行つた研究に對する一應の報告を社會に送ると共に、今後繼續する著者の財政學研究の出發點としたのである。若し讀者の懇篤なる示教を得て著者の見解を訂正し更に著者の將來の研究を啓發するを得ば望外の幸である。

兩著者は京都帝國大學に於て師弟の關係にあり、今や政界と學界とに分れてゐるが、共に財政學の研究に努めてゐる。本書を著はすに際し互に論議を盡したが、出版期日に迫られて推敲足らず、著者の意に満たざる點少くない。政界及び學界に於ける努力に基き完成を他日に期したのである。

昭和七年一月九日

小川 郷太郎
汐見 三郎

財政學 目次

緒論

第一章 財政

第一節 財政の意義

第二節 財政と個人私經濟

第三節 財政と國民經濟

第二章 財政學

第一節 財政學の本質と研究方法

第二節 財政學と他の學との關係

第三章 財政學の發達

第一節 重農學派及び正統學派の財政論

第二節 十九世紀に於ける財政學の獨立

第三節 最近の財政學書

目次

第一編 經費論……………四一

第一章 國家の目的並びに其の發達……………四一

第一節 現今國家の具體的目的……………四二

第二節 國家目的の發達……………四五

第三節 國家の目的に關する學說の變遷……………四九

第四節 國家行動範圍の擴張……………五五

第二章 經費の組織……………五七

第一節 憲法費……………五八

第一款 元首に關する經費……………五九

第二款 議會費……………六〇

第二節 政務費……………六一

第一款 國防費……………六一

第二款 法務費……………六二

第三款 厚生費……………六三

第四款 文化費……………六五

第三節 財務費……………七六

第四節 文治費、國防費、公債費……………七九

第三章 經費の主體……………八一

第一節 本國費と植民地費……………八二

第二節 中央費と地方費……………八五

第一款 中央費と地方費との限界……………八五

第二款 諸國の中央費と地方費……………八七

第四章 經費の物體……………九一

第一節 物件費……………九四

第一款 物件費の種類……………九四

第二款 物件獲得方法……………九六

第二節 人件費……………九八

第一款 人件費の種類……………九八

第二款 俸給費……………九九

第一項 在職俸……………一〇〇

第一 俸給の差等……………一〇〇

第二 加俸……………一〇二

第二項 非職俸	107
第三節 移轉的經費	104
第一款 恩給	104
第一項 狹義の恩給	105
第二項 扶助料	106
第二款 補助費	108
第五章 經費の伸縮	109
第一節 經常費と臨時費	110
第一款 經常費と臨時費との區別に關する學說	110
第二款 臨時費の種別	114
第二節 確定費と自由費	115
第六章 經費の原則	120
第七章 經費膨脹の法則	126
第二編 收入論	139
第一章 收入の組織	139

第二章 私經濟的收入總論	144
第一節 官有財産及び官業の利害	144
第二節 官有財産並びに官業の限界	150
第三章 官有財産收入	154
第一節 不動産收入	155
第一款 基金資金の收入	155
第二款 配當金	156
第三款 利子	156
第二節 不動産收入	163
第一款 官有地收入	163
第二款 官林收入	165
第四章 官業收入	168
第一節 官鑛業收入	169
第二節 官工業收入	171
第三節 官商業收入	173
第一款 銀行業	174

第二款	郵便貯金並びに大藏省預金部	一七五
第四節	官交通業収入	一七六
第一款	官鐵道収入	一七六
第二款	船舶業	一八三
第三款	郵便、電信、電話収入	一八三
第五節	官保險業収入	一八六
第五章	政務収入	一八九
第一節	手数料	一八九
第一款	手数料の本質	一八九
第二款	手数料の高	一九三
第三款	手数料の發達	一九四
第四款	手数料の賦課徴收	一九六
第五款	手数料の組織	一九八
第一項	司法手数料	一九八
第二項	行政手数料	一九九
第六款	手数料の收入	二〇〇
第二節	使用料	二〇一

第一款	使用料の本質並びに高	二〇一
第二款	使用料の組織と收入	二〇三
第三節	受益者負擔金	二〇四
第一款	受益者負擔金の本質	二〇四
第二款	受益者負擔金の課徴方法	二〇七
第三款	受益者負擔金の發達	二〇九
第四節	違法金	二一一
第三編	租 稅 論	二一三
第一部	租稅總論	二一三
第一章	租稅の本質	二一三
第二章	租稅の根據	二一八
第一節	公需說	二一九
第二節	交換說	二二〇
第一款	本來の交換說	二二〇
第二款	保險說	二二三
第三節	最近の學說	二二四

第三章 租税の最高原則……………三三

第四章 租税の國民經濟的原則並びに租税の國民經濟に及ぼす影響……………三三

第一節 税源の選擇……………三三

第二節 租税客體の選擇……………三九

第三節 租税主體の選擇並びに租税の轉嫁……………四四

第一款 租税主體……………四四

第二款 租税の轉嫁……………四七

第三款 租税の償却(租税の還元)……………四五

第四節 租税の程度……………四五

第五章 租税の社會的原則並びに租税の配分……………四六

第一節 普遍の原則……………四六

第一款 普遍の原則の意義……………四六

第二款 普遍の原則の適用……………四七

第一項 自然人……………四七

第二項 法人……………四七

第三項 植民地と内地との間に於ける普遍の原則……………四七

第三款 普遍の原則の例外……………四七

第一項 租税主體に關する例外……………四七

第二項 租税客體に關する例外……………四九

第二節 平等の原則……………四八

第一款 平等の原則の意義……………四八

第二款 平等の原則の適用……………四八

第三款 累進税……………四八

第一項 累進の意義……………四八

第二項 累進税の根據……………四八

第三項 累進の適用……………四九

第四項 累進の方法……………四九

第四款 差別税……………四九

第一項 財產重課税に收益重課……………四九

第二項 不勞利得重課……………四九

第五款 最低生活費の免稅……………四九

第六款 奢侈重課……………四九

第七款 個人的事情斟酌……………四九

第八款	二重税	三二七
第三節	適法の原則	三三四
第一款	適法の原則の意義	三三四
第二款	逋税闘争	三三六
第四節	確實の原則	三三八
第六章	財政の原則	三三二
第一節	財政政策の原則	三三二
第一款	充分の原則	三三三
第二款	彈力的原則	三三四
第二節	稅務行政の原則	三三七
第一款	便宜の原則	三三八
第二款	經濟的徵稅の原則	三四〇
第七章	稅制の組織	三四五
第一節	單一稅論	三四五
第一款	單一稅論の發達	三四五
第二款	單一稅論の批評	三五〇
第一項	單一稅論に對する總括的批評	三五〇

第二項	單一稅論の諸說に關する箇別的批評	三五四
第二節	複稅制度の組織	三五八
第一款	史的稅制の發達	三五八
第二款	學理的稅制組織	三五九
第一項	稅制組織の要件	三五九
第二項	稅制の組織分子たるべき租稅	三六七
第二部	租稅各論	三七二
第一章	收得稅	三七二
第一節	收得稅概論	三七二
第二節	所得稅	三七七
第一款	所得稅の發達	三七八
第二款	一般所得稅	三八〇
第三款	箇別所得稅	三八四
第三節	戶數割	三八五
第四節	收益稅	三八八
第一款	收益稅の本質	三八八
第二款	地租	三九〇

111

第三款 家屋税.....四三〇

第四款 營業税.....四〇〇

第五款 資本利子税.....四〇九

第五節 財産税.....四一〇

第一款 靜的財産税.....四一一

第二款 動的財産税.....四一六

第一項 相續税.....四一九

第二項 財産増價税.....四二一

第一 土地増價税.....四二二

第二 一般財産増價税.....四二三

第二章 流通税.....四二七

第一節 流通税概論.....四二七

第二節 財産流通税.....四三三

第一款 取引税.....四三三

第一項 取引所取引税.....四三六

第二項 證券發行税.....四三八

第二款 運送税.....四四一

第三款 廣告税.....四四二

第三節 價格流通税.....四四二

第一款 文書税(印紙税).....四四四

第二款 登録税.....四四五

第三章 消費税.....四五七

第一節 消費税概論.....四五七

第二節 直接消費税.....四六七

第一款 住宅税.....四六六

第二款 狹義の奢侈税.....四六九

第三款 娛樂税.....四七一

第三節 内地消費税.....四七一

第一款 必需品税.....四七一

第一項 穀物税.....四七一

第二項 肉税又は屠殺税.....四七三

第三項 鹽 税.....四七三

第四項 醬油税.....四七四

第五項 點燈税.....四七五

111

一四

第二款 嗜好品税……………四七六

 第一項 酒税……………四七七

 第二項 酒税以外の飲料税……………四七九

 第三項 煙草税……………四八〇

第三款 地位的消費税……………四八一

 第一項 砂糖税……………四八一

 第二項 織物消費税……………四八二

 第三項 其他の地位的消費税……………四八三

第四節 關稅……………四八三

第四編 公債論……………四八七

第一章 緒論……………四八七

 第一節 收支の均衡……………四八七

 第二節 經費支辨方法に關する原則……………四八八

 第三節 剩餘金……………四九一

 第四節 不足金……………四九四

 第一款 金庫不足……………四九四

第二款 真正不足……………四九七

 第一款 經常不足……………四九七

 第二款 非常不足……………四九八

第二章 公債の本質……………五〇〇

 第一節 公債の意義……………五〇〇

 第二節 公債と私債との別……………五〇二

第三章 公債の發達……………五〇六

 第一節 中古並びに近世の公債……………五〇六

 第二節 最近世の公債……………五一〇

第四章 公債理論……………五二三

 第一節 悲觀說……………五二四

 第一款 政治論者の公債觀……………五二四

 第二款 正統經濟學派並びに其の當時の公債觀……………五二六

 第二節 必要の害惡說……………五三〇

 第三節 樂觀說……………五三一

 第四節 結論……………五三三

一五

第五章 起債と他の支辨方法との選擇……………五三五

第一節 起債と租税との選擇……………五三六

第一款 經費の經濟的效果より觀たる選擇……………五三六

第一項 經濟的臨時費支辨方法としての選擇……………五三六

第二項 非經濟的臨時費支辨方法としての選擇……………五三九

第二款 經費充當資源の經濟的效果より觀たる選擇……………五四〇

第三款 起債租税選擇の程度……………五四三

第六節 非常準備と起債との選擇……………五四三

第六章 公債の種別……………五四六

第一節 流動公債……………五四八

第一款 政務公債……………五四九

第二款 財務公債……………五五一

第一項 銀行債務……………五五三

第二項 大藏省證券……………五五三

第三項 兌換紙幣の發行……………五五五

第二節 確定公債……………五五六

第一款 有期公債……………五五八

第二款 永遠公債……………五六一

第七章 起債行爲……………五六二

第一節 強制公債愛國公債任意公債……………五六三

第二節 起債行爲の前提……………五六五

第一款 公信認……………五六五

第二款 金融市場……………五六八

第三節 起債條件……………五七〇

第一款 利率……………五七一

第二款 發行價格……………五七二

第三款 償還期限と据置期限……………五七五

第四款 券面種類……………五七七

第五款 利拂期……………五七七

第六款 支拂貨幣並びに支拂地……………五八〇

第四節 公債の發行……………五八一

第一款 登錄公債と證券公債……………五八二

第二款 公債發行方法……………五八四

第一項 直接發行……………五八四

第一募債……………六五五

第二賣債……………六五三

第二項 間接發行……………五九四

第八章 公債の管理……………五九六

第一節 公債の借換……………五九六

第一款 借換の意義並びに借換の發達……………五九六

第二款 低利借換の前提……………六〇一

第三款 低利借換の利害……………六〇五

第四款 低利借換の方針並びに手段……………六〇七

第二節 公債の整理……………六〇九

第一款 組換整理……………六一二

第一項 政務的流動公債の組換整理……………六一三

第二項 財務的流動公債の組換整理……………六一三

第二款 單純整理……………六一四

第九章 公債の消滅……………六一六

第一節 公債の取消國家破産……………六一七

第二節 公債の償還……………六一九

第一款 公債償還の意義並びに當否……………六一九

第二款 公債償還制度……………六三三

第一項 減債基金制度……………六四四

第一 減債基金制度の意義……………六四四

第二 減債基金制度の根據及び得失……………六三〇

第二項 自由償還制度……………六三七

第三款 公債償還の時期及び方法……………六三九

第五編 豫算論……………六四三

第一章 總論……………六四三

第一節 豫算と財政計畫……………六四三

第二節 豫算の發達……………六五三

第三節 豫算の體様……………六五四

第四節 豫算の政治的經濟的意義……………六六〇

第二章 豫算の種類……………六六一

第一節 豫算統一の原則……………六六一

第二節 總額豫算と純額豫算……………六六三

第三節	總豫算と特別豫算	六六四
第四節	本豫算と追加豫算	六六九
第三章	豫算成立の徑路	六七〇
第一節	豫算の編成	六七二
第二節	豫算の提案	六七七
第三節	豫算の議定と公布	六七九
第四節	不成立の場合に於ける施行豫算	六八一
第四章	豫算の實行	六八三
第一節	歳出豫算の實行と歳入豫算の實行	六八三
第二節	豫算超過及び豫算外支出	六八四
第三節	歳計不足補填の問題	六八七
第五章	決算	六八九

財政學目次終

財政學

法學博士 小川郷太郎
 經濟學博士 汐見三郎
 共著



第一章 財政
 第一節 財政の意義

財政學は財政に關する學である故に財政學の意義を明かにせんとせば先づ財政の何たるかを詳かにせねばならぬ。

緒論 第一章 財政 第一節 財政の意義

一 人の此の世に在るや決して孤獨なるを得ない、必ずや相集つて團體生活を爲す。然し人の集まるに従ひ又相互に衝突し闘争するを免れない、故に社會發達の初めに於て、大家族團體成立するや、秩序を維持する爲めに家父は命じ、家族は之に従ふ。其の膨脹して部落を成し進んで他の部落と闘争するや、強きは弱きを征服し強者は治め弱者は従ふ、是に於て權力を生ず。斯の如く權力によりて支配する共同團體を權力團體又は政治團體と云ひ、權力團體の最も發達したるものを國家とす。

國家其他の權力團體は自然に發達せるものであるが、今日に於ては人類共同生活の上に缺くべからざるものとなつてゐる。されば國家其他の權力團體を維持し發達せしむるは人類共同生活の要求と云はねばならぬ。國家其他の權力團體は社會の安寧秩序を維持し團體員の福利を増進し、文化を進歩せしむることを其の職分としてゐる。此の職分は國家其他の權力團體を組織する團體員より見れば共同に期待する願望である、故に學者は經濟的に説明して、之を共同欲望又は集合欲望 (Gemeinbedürfnis, Collectivbedürfnis.) と云ふ。

二 國家其他の權力團體は此の共同欲望を充たさねばならぬ、而して此の共同欲望を充たすには、常に人の勞働と財とを要す。人の勞働と財とを得る方法は三つある、個人が任意に無償的に之を提供するものが其一であり、國家其他の權力團體が契約により報償を與へ之を獲得するものが其二であり、國家等の強制によりて徵收するものが其三である。

任意無償の方法は古代に於て其の例が多いが、現今に於ては之を見ること稀である、自治團體の名譽職に手當を給する如き、名義上は無償であるが其の實は有償である。既に人の勞働を使用するにも有償とする以上は、國家は之が爲めにも財を獲得せねばならぬ。

國家等が共同欲望を充たすには先づ財を獲得せねばならぬ。而して財を獲得するは之を使用するが爲めであり、之を獲得し之を使用するには又一定の道によりて管理せねばならぬ。斯の如く國家等が其の共同欲望を充たすべき財を獲得し、管理し、使用するは是れ即ち國家其他の權力團體の經濟である、此の國家其他の權力團體の經濟を財政と云ふ。

四
財政は國家其他の權力團體の經濟であるから國民經濟の發達と共に變遷し來れるは當然である。自然經濟の行はれたる時代に於ては財政も亦直接必要の財を獲ることを主としたが、貨幣經濟に入つては財の獲得を貨幣により媒介する様になつた。今日は貨幣經濟を基礎とする信用經濟の世であるから、今日の財政は國家其他の權力團體の職分遂行の爲めに要する金錢の獲得、使用、管理を主眼とするものと云はねばならぬ。其の金錢の使用は之を支出と云ひ、經費と云ひ、其の金錢の獲得は之を收入と云ひ、其の管理は之を會計と云ひ、豫算、決算と云ふ、而して此等の支出、收入は年々歳々之を計算するが故に歳出と云ひ、歳入と云ひ、歳計と云ふのである。

三 收入を得る道は、任意無償方法の廢せられたる現今に於ては契約に依るものと強制徴收に依るものとの二である。其の契約に依るものは交換經濟に於ても亦之を見る事が出来るが、強制徴收に依るものは財政に於て始めて之を見るのである。故に強制徴收による收入を財政の目標となし、財政は強制經濟なりと云ふのである。

「政治の体、経済の体」

要するに、財政は國家其他の權力團體が收入支出に關し爲す所の經濟なりと云ふ事が出来る。其の國家の收支經濟を國家財政と云ひ、國家以外の權力團體の收支經濟を地方財政と云ふ。國家財政と云ひ、地方財政と云ひ、皆國家若くは公共團體の一法人格者の經濟に外ならざるが故に個人經濟と云ふことが出来る。然し財政は公權の主體たる公法人の經濟であるから私人の營む個人經濟と區別せねばならぬ、故に私經濟に對して公經濟と云ふ。

財政は斯の如く國家其他の權力團體の經濟であるが、國家財政の理は多くの場合に地方財政に適用することが出来る。仍つて此の書に於ては主として國家財政に就て論究するのである。従つて國家其他の權力團體の代りに國家なる語を用ひ、國家財政、地方財政の代りに單に財政なる語を用ひる事とする。

第二節 財政と個人私經濟

財政は個人經濟にして一方に收入あり他方に支出あることは私經濟と選ぶ所がない。然し財政は國家の經濟であり、國家の性質上より其の經濟が個人の私經濟

濟と性質を異にする所がある。今之を擧ぐれば次の如くである。

六

一 國家の目的は公共の安寧秩序を維持し、國民の福利を増し、文化を進むるにある。固より金錢を以て評價し得べきものでない。之に反し私經濟の目的は有形財の生産並びに獲得を爲し以て利を營むに在るから、金錢を以て評價する事が出来る。目的の差より生ずる財政と私經濟との相違は二つある。

(1) 私經濟に於ては生産費と生産物の價格とを比較する事が出来るが、財政に在りては之を比較し得ない。只だ後日に至り、國家内外に對する政策が、國民の期待に副ひ國民の犠牲に酬ゆるを得るか否かを判断し得るのみである。

(2) 私經濟に於ては給付と反對給付とが適應し比較することが出来るが、財政に在りては國家の個々別々の給付に對して國民の個々別々の反對給付を考へる事が出来ない。若し國民が國家の爲めに拂ふ犠牲を國家の給付に對する反對給付として見るならば、それは寧ろ一般的の意味である。即ち私經濟には特殊報償の原則が行はれるが、財政には一般報償の原則が行はれると謂ふ事が出来る。

二 手段。私經濟の目的は成る可く多く且つ確實なる所得を得て、以て質に於

ても量に於ても、一家の欲望を十分に満足せしめんとするに在る。従つて經濟其物が目的たる感があるが、財政はそれ自身目的でなく、公共の安寧秩序を維持し國民の幸福を増し文化を進むると云ふ目的に達せん爲め的手段である。之より次の二つの差を生ずるのである。

(1) 財政は目的に達する手段であるから、目的の遂行に必要なありとすれば、其の支出は敢て辭すべきでない。學者が財政は出づるを量りて入るを定むと云ひ、或ひは支出經濟は收入經濟を支配すと云ふのは此の意味である。之に反し、私經濟に於ては收入ありて支出があるから、支出額は收入額によりて制限せられるのである。學者の所謂入るを量りて出づるを制すと云ひ、或ひは收入經濟は支出經濟を定むと云ふのは是である。

支出經濟は收入經濟を支配すると云ふ原則は、現今國家に於て多少制限を要するのである。現今國家の經費は増加して止まる所を知らないものであるが、實際問題として収入の道は無限に存しない。仍つて財政政策の職分としては、増加する經費と之に應ずる財源を得る難易とを比較考量して取捨決定せねばならぬ。或

る経費が減少したる場合には、収入をも減すべきが當然であるが、實際はさうでなく、動もすれば其の餘裕を生じたる収入を以て他の経費支辨に充當し勝ちである。故に現今に於ては支出經濟が収入經濟を支配すると云ふ原則は、只だ必要なる新経費が生ずる場合には之に應ずる収入の道を講ず可しと云ふ意味に解すべきである。若し國民經濟の狀態が國家収入の増加を齎さず却つて減少を來すが如き場合に至つては、國家の経費は之を制限せねばならぬ。是に至つて之を此の原則の例外と觀ねばならぬ。

(2) 私經濟に在りては經濟其物が目的なるが故に、支出より収入の多きを期せねばならぬ、即ち剩餘を得て以て一は不時の場合の準備となし、一は資本の増加に充てんとするのである。又經濟行爲の動機は自利心にあるから、機會を捉へて成る可く多くの利を得んことを主とす。財政は目的の爲めの手段であるから、目的遂行に必要な経費を支辨する収入あれば則ち足り、敢てそれ以上を望んではならない。従つて剩餘を得、又は貯蓄によりて資本を増加する必要がない。又財政は國家の目的を遂ぐる手段であるから、私經濟の如く自利心によりての

み行動せず、尙ほ高尚なる道義の見地より行動することあるを忘れてはならぬ。

三 國家は存續無窮であるから、財政の存續も無窮である。たとへ國體政體が變ずるも、單一國家が聯合國家となり、國家聯合となるも、聯合國家國家聯合が解消するも、國家の經濟は依然として存續す。故に國家の經濟行爲の標準は現今のみならず、將來にも存す。行政改革をなし、年々繼續費を要する大企業を起し、永遠公債を起す等は皆財政の無窮の觀念より來るのであつて、私經濟に於て見ないのである。

四 財政の主體たる國家は主權の主體であるから、財政に就ても主權を行使するを妨げない、之を財政權と云ふ。租稅徵收等の如き、強制的に財を獲得するは此の財政權の發動に外ならない。是れ財政に強制共同經濟 (Zwangsgemeinwirtschaft) の名ある所以にして、私經濟に見ざる現象である。財政權は之を濫用する例が史上に乏しくないが、監督して極端に走らしめてはならない。立憲國に於ける議會の協賛權の精神は是に存してゐる。

第三節 財政と國民經濟

財政と國民經濟との關係を明かにせんとせば先づ國民經濟の何たるかを知らねばならぬ。

一 國民經濟とは一國民を總括して觀察したる經濟であるから、一國を組織する各員の營む個人經濟の集まれるものと云ふ事が出来る。されば國民經濟は第一に個人經濟の總和である。而して今日の國民經濟に於ける個人經濟は所有權自由契約の制度の下に各々分業を爲し交換を爲し互ひに相結合するが故に、國民經濟は分業交換によりて結び付けられたる個人經濟の總和と云ふ事が出来る。第二に國民經濟たる爲めには之を組成する個人經濟の主體は一國を組織する國民たるを要す。一國を組織する國民は、他國を組織する國民とは異なり、一定の版圖内に結合し、一定の文化風俗習慣を有し、一定の國民性を有し、一定の法律に従ふて生活す。故に一國の國民經濟は是等の自然的條件又は社會的條件を背景にして生じたる個人經濟の總和と云はねばならぬ。而して其の個人經濟は分業をな

すが爲め交換により有無相通じ永續的に結合するのである。故に今日の國民經濟は交換經濟たる事を特色としてゐる。

二 財政は一國を組成する各員の個人經濟とは大いに趣を異にするが、同時に其の個人經濟の集りて成る國民經濟とも亦大いに異なつてゐる。國民經濟は交換經濟組織であるが、財政は交換經濟組織でなく、共同經濟組織である。共同經濟組織にありては團體員は團體の生存維持の爲めに財並びに勞働を提供すべく、國家は此の財並びに勞働を獲得するが爲めには強制を用ふることがある。故に財政は強制共同經濟となるのである。

三 財政と國民經濟とは斯の如く其の經濟組織の根本義を異にするものであるが、兩者は全く没交渉のものではない。否、財政と國民經濟とは密接にして離るべからざる關係を有してゐる。個人經濟を離れて國民經濟を想像するを得ざるが如く、個人經濟を離れて財政を想像することが出来ないからである。只だ國民經濟に於ては個人經濟を平面的に結び付けるに反し、財政にありては之を立體的に結び付けるの差あるのみである。

財政が立體的に個人經濟を結び付くと云ふは、強制的に個人經濟より勞働又は財を徴收するの意味である。然るに國家が個人經濟より財並びに勞働を強徴すれば個人經濟及び其の集りと見るべき國民經濟も亦影響を受けざるを得ないのである。換言すれば國家の強徴は富の分配に影響し生産交換に影響すと云はねばならぬ。若し國家の強徴の爲めに富の分配宜しきを失し、又生産交換を衰へしむることあらば國民經濟は繁榮するを得ない。國民經濟が繁榮しないと國家が強徴せんとする資源も亦枯るべく、之に反して國民經濟が繁榮すれば國家は容易に巨額の徴收を爲すことが出来る。此の點より觀て、財政は國民經濟の基礎の上に立つと云ふのである。

財政が國民經濟に影響するは、常に收入に於て然るのみならず、支出に於ても亦さうである。近世の國家に於ては其の經費は頗る多額に上り、其の支出を受くるものは個人經濟なるが故に、國家の支出は亦國富の分配と産業の興廢とに影響する所が大である。

尙ほ財政は時々私經濟と全く同一の行動に出づることがある。國家が私經濟

的企業を營むが如き適例である。然し財政は之が爲めに強制共同經濟組織を變ずるものでない。何となれば私經濟的收入は如何に擴大しても、收入の中堅たる租税其他公課の地位を奪ふことがないからである。

第二章 財政學

第一節 財政學の本質と研究方法

財政學は財政の學であり、國家其他の權力團體の經濟の學である。換言せば國家其他の權力團體が、其の目的を達する爲めに規則正しく財殊に金錢を獲得管理使用し仍つて以て營む經濟に關する學である。

一 財政學の對象は財政であるから、財政學は先づ其の財政現象を認識せねばならぬ。財政現象を認識せんとせば、所と時とに於て周ねくなければならぬ。而して此等財政現象を比較對照するときは、自ら其の間に共通の要素を發見すべく、又一現象と他現象と相互に關聯し相互に影響するものあるを知るべく、更に又一現象と他現象との間に因果關係の存するを明かにする事が出来る。斯くして財

政に關する統一的智識が得られる、財政の原理並びに財政の法則なるものが即ちそれである。

一四

財政の原理は管に之に止まらず、國家學經濟學其他の補助智識より引出さるゝことがある。財政學は國家經濟の學なるが故に形式的には國家學に關聯し、實質的には經濟學に關聯す。國家學經濟學に於て眞理とせらるゝ原理法則は之を認めねばならぬ。此の原理法則より出發して財政現象の説明し得べきものが少なくない。例へば國家の目的若くは職分に關する理論より國家の行動範圍を知り、國家行動範圍を知つて國家經費の範圍を明かにするが如くである。

財政學は是等財政の原理並びに法則を系統的に論述するものにして、之を財政學の理論的職分とす。財政學は尙ほ此の外に應用的研究を爲すべく、財政學の理論を具體的財政問題に適用し之を解決することが是である。理論と應用と、原理原則と政策とが同一の學問中に並び立ち得るものなるか否かに就ては、學者間に議論がある。二者を分離する説は論理が頗る明快を極むるも、學問研究上實際に於て劃然二者を分つは至難のことに屬す。殊に財政學に於てさうである。

二 財政學の研究方法

原理並びに法則は財政現象を認識し其の間に共通性關聯性又は因果關係を發見するに依つて之を明かにするものであるから、歸納法に依らねばならぬ。歸納法に依るには廣く財政現象を蒐集せねばならぬが、中にも財政の歴史と財政統計とを材料として利用すべきである。

(1) 財政史は時と云ふ觀念の上に立ちて財政事實の變遷を叙するものである。財政事實の變遷を明かにするは財政の發達を知る所以にして、將來の歸趣も亦推して知る事が出来る。故に財政史により財政進化の法則を明かにすることを得るのである。

處で財政史の研究は未だ盡されてゐない。殊に東洋に於てさうである。故に研究の資料たるべきものは歐米先進國の財政史に止まるの觀がある。そこで此の書に於て財政現象の發達を説くは殆んど歐洲財政史に限られてゐるのであるが以て我國を律することが出来るのである。蓋し我國の財政制度は歐洲先進國より移植したるものにかゝるが故に、其の精神を明かにするには寧ろ是等諸國の

財政史に溯るを正當とするからである。

(2) 財政統計は財政史に於ても之を必要とするが、財政の原理並びに法則を明かにするに最も必要である。財政統計は之を比較するに於て最も價值を生ず。假令原理原則を闡明するに至らずとも、既に實際問題を解決するに於て比較統計を用ふることが頗る多い。

統計比較に關する原理は財政に於ては最も嚴格に之を適用せねばならぬ。之が爲めには左の如き條件を具ふべきである。

(イ) 比較すべき統計事實は同一現象を表示するものなるを要す。
(ロ) 比較すべき統計事實は同じ方法に依つて獲て、同じ尺度に依つて測られたるものなるを要す。

(ハ) 比較すべき統計事實は依つて以つて證明せんとする問題の重要な度に適するものたるを要す。

三 財政學は財政に關する學なるが故に其の論究の範圍も自ら一定す。財政は國家其他の權力團體の職分遂行の爲めに要する金錢の獲得使用管理に外なら

ない。而して其の金錢の使用は經費と云ひ、其の金錢の獲得は収入と云ひ、其の管理は會計と云ひ豫算決算と云ふ。故に財政學は是等の經費收入豫算決算等に關し研究せねばならない。

財政は出づるを量つて入るを定むるを特質とする。故に財政學は先づ經費に就て研究せねばならぬ、之を經費論とす。經費を研究して次に收入に移る、之を收入論とす。經費と收入とは均衡を保つを旨とす、是に於て乎收支適合論の必要が起る。然るに近世の國家に於ては收支の適合は公債を起すに依つて之を期するを常とし、公債累積して已まざるの勢ひがある。是が故に收支適合論の代りに公債論の名を以てするも敢て不當でない。

以上は主として財政の實質に就て之を觀察せるものにして、自ら實質的財政學を形づくるのである。然るに財政は豫算決算に依つて管理せられ以て其の調整を保つことが出来る、故に豫算決算の研究が必要となる、之を豫算決算論とす。收支適合論若くは公債論に對して豫算決算論を形式的財政調整論(formelle Ordnung der Finanzwirtschaft)と呼ぶ。實質的財政學に對しては形式的財務論(formelle Finanz

verwaltung)を形づくるものと云ふことが出来る。

財政學の編別として經費論、收入論、公債論、豫算決算論を分つは最近財政學者の通説であるが、或ひは異説を樹つる者もある。財政學を以て收入の學なりとするは其一にして、財政學より經費論を除かんとするは其二である。

財政學を以て收入の學なりとするは、カイツル (Josef Kaizl) より出づ、財政が強制共同經濟たる所以は最も能く收入に於て發揮せらるゝものであるから、收入論を以て財政學の中樞を爲すものとするは争ふ餘地がない。然れども經費、公債、豫算決算等を論究せないのは却つて極端に走るものと評せざるを得ない。英米の學者中には、財政の問題を或ひは租税に限り、或ひは租税と公債とに限るものも少なくないが、又同一の批難を受くべきである。

財政學より經費論を除かんとするは、ルロア・ポリュウ (Leroy-Beaulieu) より出ている。其の説に曰く「國家の經費は國家の職分に依つて定まり、學問上其の額を定むることが出来ない。國家は欲望を有するも、それが何なりや何たるべきかは吾人の關する所で無い。吾人の關する所は如何にして個人の犠牲を少なくして國家の

欲望を十二分に充たさしむるかに存す、恰かも建築師に家屋の建築を委嘱したる場合に建築師は其の家屋が註文者の所得地位に相應するものなりやを問ふの違なきが如し」と。然し財政理論の研究は經費を離れて考ふことを得ない。收入を増さねばならぬ所以とか、公債を起さねばならぬ所以は經費が増加して已まない結果として生ずるのである。従つて經費論は收入論及び公債論の出發點をなすのである。

最近の學者或ひは地方財政の重要を加へ來りしが爲めに地方財政論と云ふ特別の編を置くものがあるが、是れ亦一方法である。然し國家財政を説くの傍ら地方財政に論究するも、亦決して誤りではない。

此の書は通説に従ひ經費論、收入論、公債論、豫算決算論を以て組み立て、見たいと思ふ、即ち第一編は經費論に、第二編は收入論に、第三編は租税論に、第四編は公債論に、第五編は豫算決算論に充てることとする。

第二節 財政學と他の學との關係

一 財政學は國家の經濟の學であるから經濟學と交渉す。財政は強制共同經濟にして交換經濟と相對立す。故に財政學は交換經濟殊に國民經濟の原理を究むる經濟原論並びに之に對する政策を講ずる經濟政策學と對立す。然し財政學と經濟原論、經濟政策は互ひに相關聯してゐる。殊に經濟政策がそうである。之を財政の方面より觀れば、經費の支出は國家社會の消費と見ることが出來、如何なる性質の消費なるかは、經濟原論に依つて明かとなるのであり、官業の收入は獨占の理論や其他の經濟理論に依つて明かとなるのであり、公債の性質並びに其の影響は信用の理論に依つて之を窺ひ知る事が出来る。

之を經濟政策の方面より觀れば、之を實現するに就ては國家の經費を要するところになり、又同時に國家の收入を齎らすことにもなる。造幣、郵便、鐵道を國家の獨占となす政策の如き、中央銀行政策の如き、保護貿易政策の如き其の一例である。又同じく經濟政策より出發し、而も同時に財政政策を加味することがある。例へば賣價又は賃率を定むるに於て經營費を支辨するに止むることがあり、又は剩餘を得ることもある。其の孰れを採るかによりて財政に多大の影響を及ぼすの

である。故に財政々策よりも之を見ねばならぬ。

二 財政學は國家の經濟の學であるから國家學と交渉す。財政學は國家に關する學なるが故に、第一には國家と聯合國家、國家聯合との關係、並びに國家と自治團體との關係を明かにせねばならぬ。第二には政治學や憲法行政法に於て闡明した原理を借りて來ねばならぬ。例へば租稅原則の中で普遍の原則平等の原則の如きは、今日の國家に一般に認めらるゝ自由平等の主義や社會正義の觀念から出でゝゐるものであり、皇室經濟と國家經濟とを分つ如きも君主と國家とを區別する近世國家思想發達の結果と云ふべきである。

財政學は其の内容に於て他の諸種の學に交渉すること斯の如くであるが、全體の組織系統より云へば獨立の學問と云ふを穩當とす。

三 財政學は國家學、經濟學の外に他の學問の補助を受くことが少なくない。私經濟學、統計學に財政統計、歴史學に財政史等を主とする。學者之を財政學の補助學科と云ふ。

私經濟學は農林業、工業、商業、銀行業、交通運輸業、保險業、鑛山業等を主としてゐる。

私經濟學は、國家の私經濟的收入に直接關係を有するのみならず、手數料、租稅制度の上にも密接の關係がある。例へば酒稅、麥酒稅、砂糖稅、煙草稅に於て課稅を合理的にする爲めに其の製造の手續等を知る必要があるからである。

統計殊に財政統計並びに歴史殊に財政史は、一方に於て財政の原理法則を闡明するに必要なる方便たると同時に、他方に於ては財政學の補助學をなすのである。

第三章 財政學の發達

古代中世に於ける財政論は殆んど見るに足るべきものなく、財政學は近世に始まり最近世に至り急速の發達をとげたこと云ふ事が出来る。

近世の財政論時代は十六世紀より十八世紀の初めに至る時代であるが、更に之を二期に分ち、十六七世紀の政治學者並びに重商主義者の財政論を第一期とし、獨逸の内帑學派の財政論を第二期とする。然し財政問題を稍、學問的に研究し始めたのは宗教改革以後である。尙ほ嚴格に云へば、十八世紀の後半である。十八世紀の後半以後は之を最近世の財政論時代と呼び、更に二分して重農學派及び正統

學派の財政論の時代と、十九世紀に於ける財政學の獨立以後の時代とにする事が出来る。

第一節 重農學派及び正統學派の財政論

一 重農學派は經濟に於ける自由主義個人主義を唱導した最初の學派である。自然法に出發し、國家の干涉を排し、農業が唯一の生産業なる事を切論するのである。重商主義が外國貿易を重んじ、凡ての國家干涉を是認するものに比すると全く逆である。蓋し重商主義は二百年の久しき歐洲の政治學に採用せられ、國家を強くするに役立つたのであるが、其の弊害も著しく茲に反動として重農學派が發生したのである。

重農學派の先驅者として財政學史上逸してならないのは、ボッバン將軍(Vauban)とボアギユベール(Boiguillebert)の二人であるが、ケネー(François Quesnay)に至り完全に樹立せられたのである。重農學派の財政論として特に注目すべきは、自由放任主義に基き國家經費を減少せしむる事と單一地租論との二つの主張である。

ケネーの後継者として有名なるはミラボー(Mirabeau)とルトロニス(Letrosne)であるが、其の説は英米獨の外國にも影響を及ぼした。特に獨逸に於てはハアル(Harl)クルウグ(Krug)、シュマルツ(Schmalz)も重農學派に數ふべきである。

二 正統學派は重農學派と同じく、國家の職分は人民の生命財産を保護するにありとし、絶對專制主義又は重商主義の思想に反抗したのである。正統學派が經濟自由主義及び個人主義を重農學派より繼承して熱心に主張せし結果として、國家の目的を狭く解し、經費を減じて收入を制限せんとする傾向が財政の理論と實際との上に現はれたのである。かくして正統學派の財政は可なり進歩したのであるが、財政學を以て經濟學の附屬的の一部分となすに止まり、獨立の一科とするには至らなかつたのである。

正統學派の建設者はアダム・スミス(Adam Smith)にして、其の著國富論の第五卷に財政論を收めてゐる。スミスの財政論は其後約百年間は學界を支配してゐたのである。

アダム・スミスに次ぎて有力なる學者は、リカードウ(Ricardo)、ジョン・スチュアート・ミル(John Stuart Mill)、マカロック(John Ramsay Macculloch)である。尙ほ正統學派を佛國に於て繼承せる者としてはジャン・バプティスト・セイ(Jean Baptiste Say)とカナール(Canard)とを擧げる事が出来る。

第二節 十九世紀に於ける財政學の獨立

財政學の獨立は既に十七八世紀の頃に獨逸に於ける内帑學派により其の機運を促されたが、十九世紀に至り、獨逸學者により完成せられ、他國の學者も亦その跡を逐ふたのである。十九世紀に於ける獨逸財政學の發達は之を三時期に分つ事が出来る。初めの三十年は第一期の財政學獨立準備時代にして、次の三十年は舊財政學時代、後の三十年は新財政學時代である。

一 十九世紀の始め、獨逸にては内帑學派が尙ほ勢力を失はなかつたが、同時に正統學派の學説が輸入せられ、財政學も亦之が影響を蒙つたのである。特に國家に關する學説としては自由説が一世を風靡し、此の時代の財政學は自由説の上に打ち建てられたのである。

然し此の時代の獨逸學者の自由説は英佛の正統學派の如く、嚴ならざるを特色としてゐる。この根本觀念の變化により、内帑學派以來の財政學は多少面目を改め、警察、行政、經濟等他の學問の範圍に屬すべきものを財政學より分離せしめ、財政學にては専ら國家の目的を遂ぐるに必要な収入を得て、之れを支出するに際し依るべき原理を研究する事となつた。かくして獨逸の學者は財政學を經濟學の一部となすものより、更に一步を進めて之を獨立の學問として研究するに至つたのである。尙ほ十九世紀の初めに獨逸の中小國が、ナポレオン戦争の影響により領土の變更を生じたる爲め、財政制度を新たに組立つる必要に迫られた事が、財政學の系統的研究所を刺戟したのである。

財政學を經濟學の一部として見たる學者の有名なるものは、ソウデン (Graf (Soden) ロッツ (J. F. E. Lotz) シェリッツ (Pöhlitz) である。財政學を獨立の著書に於て論じ、獨立の系統を立てんとしたる學者に、ノイフォルム (Stocken von Neuforn) シェルベール (Behr) ヤコブ (Ludwig von Jacob) フルダ (von Fulda) フルホフ (Freiherr von Malchus) ベルト (Barth) ショーン (Johanes Schön) クロンケ (Kröncke) リプス (Lips) ムルハルト (Mur-

hard) セーゲル (Seeger) クレマー (Kremer) クレール (Krehl) 等有る。

二 一八三二年より一八七〇年頃に至るまでを舊財政學時代と稱す。當時獨逸に於ては官吏を養成せんとして財政學を大學教育の一重要科目とし、大學教授も内帑學派の跡を逐ひ、財政學の研究を公けにしたのである。同時に南獨及び奥國に一般財政問題の解決すべきもの多く存し、財政學の好研究資料を供してゐたのである。更に立憲政治の行はるゝと共に財政問題は大衆一般の興味を惹き、特に一八四八年の革命以來、財政問題が重要な地位を占むるに至つたのである。當時の財政學は大學教授の外に特に行政官吏に研究せられたが故に、人或ひは當時の財政學を官吏的國家の財政學 (Die Finanzwissenschaft des deutschen Beamtenstaats) と稱するのである。

此の時代に於て財政學に獨立の學問的地位を與へたものはラウ (Karl Heinrich Rau) であつて、之に次ぎヘルギウス (Carl Julius Bergius) ウムベレン (Karl Umpfenbach) ロッセル (Wilhelm Roscher) ネニウス (Friedrich Nebenius) ホンマン (F. G. Hoffmann) ホック (Karl Freiherr von Hock) 等をあげる事が出来る。

三 新財政學時代に於ける財政學は、財政の問題を一般の國家學の理論の基礎より解決せんと試みてゐる。故に從來の内帑學派が學問を全く他と關係なく、技術の上に於て獨立せるものと見て社會上、經濟上の他の問題との密接なる關係を顧みざるに反し、此の時代の財政學は國家生活の他の問題と關聯して財政問題を解決せんとしてゐる。又正統學派が經濟原理を財政の問題に適用するに急にして、實際の政策及び財政の要求を顧みる事なかりしに、近世の財政學は尙ほ一步を進め、財政學は獨立の學科たると同時に、國家學の一部たる事を主張し、其の理論は單に經濟學理の適用のみに止まらずとするのである。

此の時代に於ける財政學の發達を促がせる原因は之を二つに分つ事が出来る。(1) 一八七〇年頃には正統學派、特に自由貿易派に反對する議論盛んとなり、經濟學に於ては一方に歴史派の勃興を來し、他方に倫理的觀察を促がし、これが財政學の上にも一轉向を齎したのである。特に倫理的觀察方法は經濟生活の社會政策的概念を生じ、財政の理論に影響を及ぼしたるが故に、學者は此の時代を國家學的社會政策的時代 (Die staatswissenschaftlich-sozialpolitische Epoche) と呼んでゐる。

(2) 經濟理論の發達と同様に財政學の進歩を促がせる原因は、一八七一年頃より獨逸及び其他の諸國に於て行はれたる財政改革及び稅制改革である。更に租稅技術が進歩し、稅務行政、財政法及び財務行政が完備せし事も其一原因である。

此等の原因の結果として財政學の研究方法も新局面を開いたのである。

(1) 財政事實を羅列するを以て満足せず、社會現象の一般に共通する根本的原理原則に重きを置く事となつた。

(2) 各國の財政立法を比較研究する事によつて從來の財政學に比較財政學の性質が加はる事となつたのである。

(3) 近來地方財政が重要となるに従ひ、財政學は地方財政をも其の研究對象に加へ、凡ての權力團體に通ずる財政を論ずる事となつた。

此の時代の重なる財政學者はスタイン (Lorenz von Stein)、ワグネル (Adolf Wagner)、シフター (Albert Schäffle)、ノイマン (Neumann)、ヴォッケ (Wilhelm Vocke) 等である。

第三節 最近の財政學書

一 ●● 獨逸 獨逸に於てはスタイン、ワグネルの後に財政學者が輩出せしも、未だ國家學的社會政策的基調を改むる者あるを見ない。今一八八〇年後に公けにせられたる財政學書を擧ぐれば左の如くである。

1. Eheberg, Finanzwissenschaft. 1882: 18. u. 19. Aufl. Leipzig. 1922 此の書は素と Cossa の *primi elementi di scienza delle finanze* 第三版の翻譯より出たが、版を重ねるに従ひ自家の説を加へ、後終に全く獨立の自著となしたるものである。獨逸の財政學書にして廣く行はるゝこと此の書の右に出づるものはない。
2. F. Sax, Grundlegung der theoretischen Staatswirtschaft. Wien. 1887.
3. Cohn, System der Finanzwissenschaft. Stuttgart. 1889. 此の書は財政の事實並びに理論の歴史的研究に力を注ぐ最も特色ある財政書である。
4. Karl Walcker, Finanzwissenschaft. Leipzig. 2. Aufl. 1888.
5. Josef Kaizl, Finanzwissenschaft. 2 Bde. Wien. 1900. 素とホヘンミヤ語にて書かれたる原著を Alois Körner の翻譯せるものである。
6. Conrad, Grundriss zum Studium der Finanzwissenschaft. 1900. 9. Aufl. Jena. 1923.

素と簡潔の書なりしが、版を重ねるに従ひ相當に大なる書となつた。財政理論よりも寧ろ財政立法に精しと云ふべきか。最近版は Köppe 教授の増補にかかる。獨逸財政學書の中にて廣く世に行はるゝものの一である。

7. M. v. Heckel, Lehrbuch der F. = W. Leipzig. I. Bd. 1907. II Bd. 1911. (第三卷未刊) 廿世紀に於て現はれたる獨逸財政學の大著であるが、大體にワグネルの流を酌めるものと評する事が出来る。
8. Van der Borght, Finanzwissenschaft. 2. Aufl. 3 Bde., Leipzig. 1920—25 (Sammlung Göschen)
9. S. P. Altmann, Finanzwissenschaft. Leipzig 1910. (Natur u. Geisteswelt)
10. Nachinsson, Die Staatswirtschaft. Leipzig, 1913.
11. W. Lotz, Finanzwissenschaft. Tübingen. 1917. 2. Aufl. 1929.
12. Földes, Finanzwissenschaft. Jena. 1920. (匈牙利語を以て書かれたる原著第二版の獨譯) 2. Aufl. 1927.
13. Tyszka, Grundzüge der Finanzwissenschaft. Jena. 1920. 2. Aufl. 1923.

14. Gruntzel, Grundriss der Finanzwissenschaft. Wien u. Leipzig, 1920.
15. Oskar Stilleh, Finanzwissenschaft auf soziologischer Grundlage. 2 Bde. Würzburg 1922.
16. Kleinwächter, Lehrbuch der Finanzwissenschaft. Leipzig. 1922.
17. Köppe, Leitfaden zum Studium der Finanzwissenschaft. Jena. 1924.
18. Eneberg, Grundriss der Finanzwissenschaft. 5. u. 6. Aufl. 1930.
19. W. Röpke, Finanzwissenschaft. Berlin u. Wien, 1929.
20. Paul Mombert, Grundzüge der Finanzwissenschaft. 1928 (Wissenschaft u. Bildung)
21. Bruno Moll, Lehrbuch der Finanzwissenschaft. Berlin, 1930.
22. Fritz Terhalle, Finanzwissenschaft. Jena. 1930.
23. Wilhelm Andrae, Grundlegung einer neuen Staatswirtschaftslehre, Jena 1930.
24. Schönberg, Handbuch der Politischen Oekonomie. 4. Aufl. Tübingen. 1897-98.
25. Festgabe für Georg von Schanz zum 75. Geburtstag 12. März 1928. Tübingen.

26. W. Gerloff u. F. Meisel, Handbuch der Finanzwissenschaft 3 Bde Tübingen 1926 ff.

二 ● 伊國 獨逸に次ぎ財政學の發達せるものは伊國である。財政學研究の盛なる蓋し伊國は獨逸に譲らない。其の財政學に關する著書の多き或ひは獨逸を凌ぐやも知れない。加ふるに伊國の學者は獨逸に學ぶ所多く獨逸の財政學は遺憾なく伊國に輸入せられてゐる。今其の有名なる著書を擧ぐれば左の如し。

1. P. De Luca, La scienza delle finanze. Napoli. 1858.
2. A. Marescotti, Le finanze. ecc. Bologna. 1867.
3. Zeppa, La scienza finanziaria. Firenze. 1870.
4. G. Giovanelli, Della scienza finanziaria. ecc. Vol. I. Roma, 1877.
5. Luigi Cossa, Primi elementi di scienza delle finanze. Milano. 1876. 12. ed. 1923. 此の書十版よりた Craziani により増補す。(佛譯 A. Bonnet, Premiers éléments de la science des finances. 1920)
6. E. Morpurgo, La finanza. Firenze. 1877.
7. G. Boccardo, I. principi della scienza e dell'arte delle finanze. Torino. 1884.

8. A. Roncali, Corso elementare di scienza finanziaria. Parte I. Parma. 1887.
 9. Ricca-Salerno. a) Manuale di scienza delle finanze. Firenze. 1888. 2. ed. 1916. 卷一 題は Dolla Volta に於て撰ばれり。 b) Teoria generate dei prestiti pubblici. Milano. 1879 c) Storia delle dottrine finanziarie in Italia. Roma. 1881. 2. ed. Palermo. 1896. d) Finanze locali. Milano. 1897-98.
 10. Garelli, Scienza delle finanze. Torino. 1888.
 11. Mozzola, I dati scientifici della finanza pubblica. Roma. 1890.
 12. Carnevati, Scienza delle finanze. Milano. 2. ed. 1910.
 13. Flora, Manuale della scienza delle finanze. Livorno. 1893. 6. ed. 1921.
 14. Graziani, Istituzioni di scienze. 1897. 2. ed. Torino. 1911. (Wagner の財政學に影響せられたる所多し)
 15. Nitti, Scienza delle finanze. 1903. 5. ed. Napoli, (佛譯 G. Chamard. Paris 1904) (佛譯 S. Freund 1928)
 16. Tivaroni, Compendio di scienza delle finanze. Bari. 1908. (6. ed. 1926)
 17. Costantini, Manuale di scienza ed. arte della finanza. Milano. 1911.
 18. L. Einaudi, Corso di scienza delle finanze. I ed. lithographie, 1911. 2 ed. Torino. 1912. 4 ed. Torino. 1926.
 19. Lorini, Scienza delle finanze. Pavia. 1912.
 20. Tangorra, Trattato di scienza della finanza. vol. 1. Milano. 1915.
 21. Tombesi, Scienza delle Finanze. Padova. 1921.
 22. Spillmann, Finanza e Politica finanziaria. Milano. 1925.
 23. Spots, Principii di scienza delle finanze e di diritto finanziariis. Remo Sandron 1925.
- 三 佛國 佛國の財政學は獨伊の財政學よりも大いに遅れたる感がある。多くの學者は久しく財政學を經濟學原論の一部に收め獨立のものにしなかつた。今日に於てもコウヴェー(Cauwes)ホルン(Colson)の如きは猶ほ其の Cours d' économie politique の中に其の一部としての財政學を論じてゐる。獨り左の書は財政論を經濟學より分離し之を獨立書としてゐる。
1. Gandillot, (1) Essai sur la science des finances. Paris. 1840. (2) Principe de la science

- ce des finances. Paris. 3 vol. 1874.
2. Ripert-Monclar, (1) Catéchisme financier. Paris. 1848. (2) Éléments de la science financière à l'usage du peuple. Paris. 1848.
 3. Garnier, Éléments des finances. Paris. 1853. 3. éd. sous le titre ; *Traité des finances* 1872. 4. éd. 1882.
 4. Leroy-Beaulieu. *Traité de la science des finances*. 2 vol. Paris. 1877 ; 8^{éd.} 1912. 此の書の浩漭なるスタインワグネルの書に譲らず世界の名著とすべきである。只だ経済自由主義に立脚して財政問題を解決せんとせる所は舊派を代表せるものと謂はねばならぬ。佛國にては大なる權威を有するものとす。
 5. R. Stourm, *Cours des finances*, Paris. I *Le budget, son histoire et son mécanisme*. 1890. 5. éd. Paris. 1906. II *Systèmes générales d'impôts*. Paris. 1893. 2. éd. 1905.
 6. E. Worms, *Doctrine, histoire, pratique et réforme financières*. Paris. 1891.
 7. Boucard et Jéze, *Éléments de la science des finances, et de la législation financière française*. Paris. 1896. 2. éd. 1902.

8. Allix, *Traité élémentaire de science des finances et législation financière française*. Paris. 1907. 5. éd. 1928.
 9. Greef, *L'Économie publique et la science des finances*. Bruxelles et Paris, 1907. 2. éd. 1911.
 10. G. Jéze (1) *Cours élémentaire de science des finances et de législation financière française*. Paris. 1909. 5. éd. 1912. 1931. (2) *Traité de science des finances*. I *Le budget*. Paris. 1910. (3) *Cours des finances publiques*.
 11. Weiss, *Principes sommaires de finances publiques*. 1923.
 12. Moreau, *Manuel élémentaire de législation et science financière*. 1924.
 13. Trotabas, *Précis de science et législation financières*. 1929.
- 四 英國 英國派の經濟學者は其の經濟學中に財政學の一部を收むるを常とし其の財政學を獨立の學として系統を立つるものに至つては、極めて少ない。
1. Patterson, *The Science of Finance*. 1868.
 2. Young, *The System of National Finance*. 1915. 2. ed. 1924.

3. Bastable, Public Finance, London. 1892. 3. ed. 1922.
4. G. Findlay Shirras, The Science of Public Finance. London. 2. ed. 1925.
5. A. C. Pigou, A Study in Public Finance, London. 1928.
6. H. Dalton, Principles of Public Finance, London. 1922.
7. M. E. Rabinson, Public Finance. London. 1922.
- 五 米國 英國と同じく財政學は最近に至り獨立したのである。
1. Carl E. Plehn, Introduction to Public Finance. N. Y. 1897. 5. ed. 1926.
2. Adams, The Science of Finance. N. Y. 1899.
3. Daniels, The Elements of Public Finances. N. Y. 1899.
4. Bullock, Selecting Readings in Public Finance. Boston. 1906.
5. M. H. Hunter, Outlines of Public Finance. N. Y. 2. ed. 1926.
6. Seligman, Studies in Public Finance. N. Y. 1925.
7. H. L. Lutz, Public Finance. 2. ed. 1929.
- 六 經濟財政辭書 財政雜誌 財政統計書

諸國の經濟辭書若くは財政辭書の中には權威ある學者が財政事實並びに財政理論に就いて筆を執れるものが少なくない。故に經濟辭書若くは財政辭書は財政學の良參考書とすべきである。其の主なるものを擧ぐれば左の如くである。

1. Conrad etc., Handwörterbuch der Staatswissenschaften. 3. Aufl. Jena. 1909-1911. (9 Bde. 4. Aufl. Elster etc., 1923-29)
2. Elster, Wörterbuch der Volkswirtschaft. 2 Aufl. 8 Bde. Jena. 1906-7. (3. Aufl. 2 Bde. 1911. 4. Aufl. 3 Bde. 1930-x)
3. Stengel, Wörterbuch des Verwaltungsrechts 2 Bde. Freiburg. 1890 2. Aufl. M. Flesschmann. Tübingen. 1911.
4. Bitter, Handwörterbuch der preussischen Verwaltung. 2 Bde. Leipzig. 1906.
5. Mischler u. Ulrich, Österreichisches Staatswörterbuch. 2. Aufl. 4 Bde. Wien. 1905-1909.
6. Léon Say, Dictionnaire des finances. 2 vol. Paris et Nancy. 1889-1894.
7. Léon Say, Nouveau dictionnaire d'économie politique Paris. 2. éd. 1900.

8. Block, Dictionnaire de l'administration française avec I. supplément. Paris et Nancy 5. éd. par E. Maghéro. 1905-7.
 9. Palgrave, Dictionary of Political Economy. 3 vol. London. 1901. 5. ed. 1925-26.
 10. Seligman, Encyclopaedia of the Social Sciences.
 11. Brix, etc., Handwörterbuch der Kommunalwissenschaften. 6 Bde. 1918-27.
 12. League of Nations, Memorandum on Public Finance. 1921, 1922, 1922-26, 1926-28.
- 經濟雜誌の中には財政に關する事實立法並びに論文を掲載するものが少なくないが、茲には財政専門の雜誌のみを擧ぐるに止める。
1. G. Schanz, Finanzarchiv. Stuttgart, 一八八四年以來。
 2. 佛國大藏省 Bulletin de statistique et de législation comparée. Paris. 一八七七年以來。
 3. M. Boucard et G. Jéze, Revue de science et de législation financière. Paris. 一九〇三年以來。
 4. Donvito, Rivista di legislazione tributaria. Napoli. 一九〇七年以來。
 5. Max Lion; Vierteljahresschrift für Steuer- und Finanzrecht. 一九二七年以來。

第一編 經費論

財政は國家が其の職分を遂行する爲めの手段である。故に職分遂行の爲めに必要ありとせば、其の經費の支出は敢て辭すべきではない。學者が財政は出づるを計りて入るを定むと云ひ、或は支出經濟は收入經濟を支配すると云ふはこれが故である。收入を増さねばならぬ所以、公債を起さねばならぬ所以は、經費の増加して止まないが故である。従つて經費の本質を度外視しては、收入論も租稅論も公債論も出發點を失ふであらう。これ最近の財政學に於て、經費論が俄かに擡頭したる所以である。

第一章 國家の目的並びに其の發達

經費論を財政學より除く學者は姑く措き、苟くも經費論を取扱ふ以上は二つの立場が分れる。一はエーヘルグ・フェルデスの如く財政的見地のみに立ち、他はアダム・スミス・ラウ・グネルの如く經費の財政的意義を明かにすると共に更に前

提として其の政治的・社會的意義を研究するのである。茲には後の立場をとり先づ國家の目的を明かにしたい。國家の目的は時代に依り國に依りて必ずしも一様ではない。蓋し國家の目的は先天的に絶對的には存せず、時と所とに従ひ相對的に之を確め得るに過ぎない。故に問題は歴史的に發達し來つて、現實の國は何を爲すか何を爲さねばならぬかに歸するのである。是に於て學者或ひは之を目的と云はんよりは職分と云ふを優れりと説く。是等の論者は目的と職分との間に劃然とした區別を設けない。蓋し目的は目標である。目標に達せんとして進む所に國家の行動がある。職分は爲すことを要する義務である。義務を果さんとして進む所に國家の行動がある。故に國家の行動より見れば等しく之を促す動機である。謂はねばならぬ。従つて目的と云ふも職分と云ふも同一に歸すべきである。國家に目的若くは職分があつて國家の行動がある。國家の行動があつて財政の必要が存するのである。

第一節 現今國家の具體的目的

現今の國家に就て其の行動を通覽するに、其の目的は二に歸する。其一は國家

自存の目的であり、其の二は國家發達の目的である。而して自存の目的と發達の目的とは相互に關聯して之を分離することが出來ない。自存せねば發達なく、發達なければ衰頹して其の存立も危くなるからである。併し二者は觀念の上に於て之を區別することが出来る。

一 自存の目的とは國家自身を保全せんとする目的である。國家は人民の集團であるが、又國家として存在してゐる。此の國家の存立を脅かすものあらば、國家は之を防ぎ以て自ら衛らねばならぬ。而して國家の存在を脅かすものは、外に於て敵國であつて、内に於ては不逞の徒である。故に國家は外に敵國の憂を防ぎ、内に國內の平和を維持せねばならぬ。之が爲めには武力を必要とする。之を武力目的と云ふ。其の主なるものは表はれて陸海軍の組織となるのである。

國家が自存して行くには武力を要する外に尙ほ法律を必要とする。法律の制定並びに運用は國內の秩序を維持し以て國家生活を完うする上に於て必要である。之を法律目的と云ふのである。

法律の制定は所謂立法であり、之を運用するは行政及び司法である。法律の目

的は多く國內に存するが、又國外に存することもある。國外に於て國民の身體財産並びに經濟的利益を保護するが如きが、即ちそれである。國際條約、外交、領事の事務は之に屬してゐる。

法律目的を遂行するには兵力に待つことがある。又武力目的を達する爲めには法律に依らねばならぬことがある。故に法律目的と武力目的とは互ひに手段となり目的となることがあるのである。

武力目的と法律目的とは斯様にして國家自存の上に之を缺くことが出来ない。是れが故に學者或ひは此の目的に依る行動を國家に專屬するものであると云ひ、又或ひは國家行動の最小限であると云ふ。

二 國家發達の目的には民福を増進するの目的と文化を進捗するの目的とが存する。前者を福利目的と云ひ後者を文化目的といふ。國家が發達するには其の分子である個人並びに全國民が發達せねばならぬ。個人並びに全國民の物質的發達を促すものは福利目的であつて、個人並びに全國民の精神的發達を促すものは文化目的である。

其の福利目的とは個人の經濟を進めて以て社會の經濟を進めんとするに過ぎぬ。此の目的を達する爲めには、國家自ら個人の經濟並びに社會全般の經濟の爲めに消極的に障礙を除き積極的に設備を施し、進んでは個人經濟を監督し或ひは國家自ら經濟的企業に當ることも辭すべきでない。例へば森林を國有とし、或ひは私有林を監督し、保護林とし、鑛山業、漁業等を監督するが如きそれである。要するに所謂經濟行政は此の福利目的から出たものと云ふことが出来る。

文化目的は國民の教育を盛んにし、文藝、美術學問を獎勵し以て社會全般の文化の發達を求めんとするものである。國家は學問、美術を自ら作ることは出来ない、國家の爲し得べき範圍は、唯だ之を保護、獎勵し又は其の發達を害すべき外部の條件を除去し、自由に容易に自ら發達し得る途を開くに止まる。

第二節 國家目的の發達

前に述べた如く國家は武力目的、法律目的、福利目的、文化目的を有するが、是は發達した現今の文明國に就て之を云ふものであつて、古今に通ずる論でない。是に

於て是等の相對的具體的の目的が如何に發達して來たかを究めねばならぬ。

一 之を歴史に徴するに人間の團體生活が初まつて先づ現はれたものは武力目的である。蓋し團體生活發生の始めに於ては強者弱者の別があり強者は腕力に依り弱者を従へて支配權を確立した。其の支配權が次第に大となり國家の體を具へるに及んで國家は武力を目的とするに至つた。併し其の武力は必ずしも國家の獨占でなく或る階級に屬する者も亦武力を擁し私闘を爲した事例に乏しくないのである。

武力の目的に次で起つたものは法律目的である。昔強者が支配權を確立するに際しては弱者に對して何等の權利を認めないものもあつた。奴隸制度の如き其の一例である。然し社會の進歩に伴ひ弱者をして隸屬的地位に立たしめないで強者と共に平和に生活せしめるの必要を生じ國家が之を保障するに至つて法律制度が發生した。法律制度が發生しても其の初めは必ずしも國家が之を獨占せず家族氏族小團體の自治自助が尙ほ依然として存したのである。我國に於ても五人組其他の制度の如きは其の一例に外ならぬ。然るに時世の進歩は私人

若くは其の團體が武力を擁し又は法權を有することを認めぬやうになり茲に武かと法權とは共に國家の獨占する所となつたのである。

現今國家の體を具へてゐるものに此の武力目的法律目的を有せぬものはない。併し多くの國家は力と法とを目的とするのみを以て満足しないで福利目的並びに文化目的をも有するに至つたのである。學者或ひは此の趨勢を高唱し福利の増進並びに文化の進歩を以て國家の最終目的とするものがある。其の說に依れば國家生活の最終目的は人類の精神上肉體上の發達にあつて國家が兵力を強くし法制を定めるのは此の目的を達する方便に過ぎないのであると云ふ。此の說は正鵠を得たものではないが又以て現代の要求が國家の福利目的文化目的の達成に在ることを證する一助と爲すことが出来る。斯様にして國家は國家の經濟力を強くし國民の健康を進め宗教美術學問の保護を其の任とするに至つたのである。

中世歐洲に於て斯様な目的を有したものは教會であつた。教會は殊に文化目的を有し文藝美術學問を奨勵し進んでは救貧衛生醫療に従つたのであつた。然

るに宗教改革以來、是等の事務殊に救貧並びに教育は教會から國家に移り來つたのである。

我國に於ても稍之に似た形跡が無い譯でない。現今國民教育は國家の一大事業となつてゐるが、昔は寺院が其の局に當つたことがあつた。又救貧事業に於ても寺院が之に當つた場合があつた。文藝の發達が佛教と關係してゐることも亦同様に論ずることが出来る。

二 以上述べた如く、國家は武力目的を有するに始まり、尋いで法律目的を加へ、更に福利目的、文化目的を併せ有するに至つたものである。人或ひは現代の國家が従前の國家と異なり、武力目的、法律目的以外に福利目的、文化目的を有するの故を以て、現代の國家を略稱して文化國と云ひ、之に對して法律を重んじた時代の國家を法國と云ひ、武力に依つて飽く迄も國權を擴張し君主專制主義を行つた國を警察國と云ふ。今此等の語を借りて國家の發達を言ひ現はせば、國家は警察國より法國に移り、更に文化國に進歩し來つたと云ふことが出来るのである。

第三節 國家の目的に關する學說の變遷

國家の目的に關しては古來多くの議論がある。然し希臘羅馬の時代に於ける學說は必要でない。現代の國家に對し最も關係の深いのは近世國家時代に入りて以來の學說の變遷である。國家は警察國より法國に移り更に文化國に進んだのであるが、其等時代の異なるに従ひそれ／＼之を代表する學說がある。即ち警察國は福利説を以て代表せられ、法國は自由説を以て代表せられてゐる。此の兩者は共に時と所とを論ぜず又如何なる行爲に依りて現はれるを論ぜず、絕對的、目的が存すと説くのである。文化國に至つては絕對説を認めず相對的に具體的に現在の國家が如何なる目的で行動してゐるかを認めたるものである。即ち前述べた武力目的、法律目的、福利目的、文化目的を有すと説くのである。是に議論となるのは福利説と自由説とである。依つて其の要領を述べて置かねばならぬ。

一 福利説とは個人竝に全國民の福利を増進することが、國家の最高唯一の目的であると主張する。福利説は一見自明の理の如く觀えるが、之を實行するに當

りては、事必ずしも容易でない。何を幸福と云ひ何を利益と云ふか、其の真相を捉へることが至難である。而して其の意義を解釋するものは君主又は政府當局者たるべきであるから、君主又は政府當局者は共同の利益若くは共同の幸福と云ふ美名を藉り、個人の企業財産に干渉することを敢てすべく、従つて國家の目的を無制限に擴張する結果に陥るであらう。是れ此の説が國家專制主義若くは警察國の理論として利用せられた所以である。

此の説は古代希臘に於て既に唱へられたことがあつたが、十八世紀に至つて最も能く發達した。其の之を完成したものはクリスティアン・ヴォルフである。ヴォルフ曰く、幸福は人の最終の目的である。此の目的を達するが爲めには假令個人の自由を奪ふことありとするも亦辭すべきでない。

此の説から出てユステイ以下の學者は警察國の理論を築き上げ、苟くも共同の幸福の爲めには個人の權利を侵すも亦妨げないと説くに至つたのである。

此の説は十八世紀以來一世を風靡し專制政治の根據を形づくつた。獨り獨裁君主の採用したのみでなく、民主國に於ける專制政治家も亦之を採用した。佛の

Jacobin黨の如き即ちそれである。共產主義者バベーフの如きも社會を擧げて牢獄に變ぜんことを企てながら、尙ほ其の名とする所は共同福利であつた。

最大多數の最大幸福を期することを以て社會制度の唯一の目的とすべきであると云ふベントムの説も亦福利説に近い。此の説の如くであれば最高の精神的欲望を有する少數者を無視することとなり、一世の精神的風教的の標準は爲めに下落することを免れないであらうし、總ゆる改良も、現在を犠牲として將來の爲めに圖るが如きことも容易に期待し得ないであらう。何となれば斯の如きは必ずしも最大多數の幸福と相容れないからである。而も、何が幸福であるかに至つては君主又は政府當局者が偏頗的に之を決することとなるから、勢ひ干涉主義に歸着せざるを得ないのである。

二 自由説は國家專制説に對する反動として起り、國家の個人に對する行動に或る限界を置かんとするものである。或ひは社會の安寧を維持することを以て國家の目的となし、或ひは人民の權利自由を保護することを以て國家の目的となし、或ひは法律を立て法律を行ふことを以て國家の目的となすのである。併し其

の由つて来る所の思想を尋ねれば一である。權利自由を保護する爲めには法律に由るべく、法律存して後に社會の安寧を期することが出来るからである。要するに是等の説は國家と個人との間に侵すことの出来ない畛域あることを主張するものである。蓋し專制説も個人の權利を認めぬ譯ではないが、事實は個人に權利があつても其の用を爲さない。個人は國家の命是れ従ふこととなり、國權に對する保障なきことに歸するであらう。是等の説は畢竟之に異論を挟み國家と雖も個人の權利を侵すことが出来ないと爲すものである。故に是等の説を自由説と名づけて差支へない。

此の自由説は自然法に於て既に其の曙光を發したが、ロックに至つて大成した。氏は所有權の保護(身體並びに自由の保護を含む)が國家唯一の目的であることを説き、法律の強制に依つて個人を制限することは例外たるべく、原則として個人の自由を認むべきことを論じ、所謂自由主義的國家論を築き上げたのである。此の説は重農學派の經濟自由主義を産み、其の餘波が歐大陸に及び專制主義に對して反抗する氣運を醸生した。

歐洲大陸に於て警察國の思想に反抗を試みたものはカント及び其の後繼者である。曰く國家は法律の下に集つた多數人の團體に過ぎぬ。法律は人の共同生存を保障する外何等の作用を有せない。故に國家は法を行ふを以て其の目的とし、人民の幸福を増進することを目的とするものではないと。十九世紀に至つても、此の理論は自由主義的國家の基礎となり、國家の行動を可成最小限に限らんとする主張となつて現はれた。其の傾向の最も著しいものは英國である。

斯の如く自由説の夢みる國家は法律を見て他を見ないものであるから、人之を稱して法國と云ひ、斯の如き説を法國説と云ふのである。思ふに自由説は國家の目的を解すること狭きに過ぎる。國家と個人とを相對立するものとし、個人を重んじて國家を軽く觀てゐる。其の論理を推して已まねば個人の爲めには國家を犠牲に供しても差支へないとの結論に達せざるを得ないであらう。

三 歴史を按ずるに、原始的時代の國家は姑らく之を措くも、發達した國家に於ては事實上其の作用を人民の權利自由の保護に限つて居るものはなく、人民の權利保護の外に少なくとも國際的保安の道を講じ、武力を養ふことに努めないもの

はない。故に自由説は純然たる空論に了るべく、若し強て實際に之を行はんとすれば國家を假定して其の實國家なきの結果に陥るのである。又國家は權利保護、法律實行の外何事をも爲さず唯だ個人の爲す儘に放任するとせば、目前如何に積弊の堪えられないものあるも之を排除し得ないこととなり、政策論として實際に何等の價値ないこととなるのである。

既に述べた如く福利説も自由説も今日に於ては之を認めることが出来ない。然し歴史的に之を觀れば重大な意義を有してゐる。福利説は警察國時代の時代精神を表はしてゐるものである。固より民衆の幸福を進めることを考へない譯ではないが、趣旨は君權の擴張に在つた。其の理論は今日に於て之を認めることが出来ないが、鞏固な國家を樹てると云ふ其の時代の要求より之を觀れば、歴史的に意義ある譯である。君主の專横を非であるとし、個人の權利自由を認めんが爲めに國家の權力を制限せんとする説、即ち法國説も之を絶對論としては同じく是認し難いが、警察國の反動として、社會が之を要求したと云ふ見地に立つときは、是亦歴史的に意味あるものと云はねばならぬ。斯く見來れば福利説自由説は國家

の目的が如何に發達し來たつたかの歴史を語るものと謂ふべきである。

第四節 國家行動範圍の擴張

前述の如く、國家の目的は社會進歩の程度に依つて異なり、社會が進歩するとき同時に國家の行動範圍も亦内充的にも外延的にも多くなつて行くのである。學者は之を國家行動範圍擴張の原則と云ふ。此の原則は大體の趨勢を示すに過ぎない。時には減ずることあるも大體に於て増すことが多いと云ふのである。

國家行動範圍の擴張は前に論じた所に依つて明かである。國家の目的が武力目的、法律目的から福利目的、文化目的に進んだと云ふことも一の證據である。制止主義から豫防主義に推移したことも亦其一の證據とすることが出来る。試みに十九世紀の國家と十七八世紀に於ける國家とを比較するとき、其の國務の多少同日の談でない。十七八世紀に於ては國家の干涉最も甚だしいものがあつた。當時の國は嘗に商工業に干涉したばかりでなく、人の日常生活に迄干涉した。十九世紀の國家は斯様な過度の干涉を止めたが、而も國家行動の範圍は十七八世紀

のそれより更に大であつた。蓋し歴史は發達して已まない、國務も亦膨脹して止まない。かの「自然に歸れ」と云ふ説の如き、堯舜時代に復歸せよ」と云ふ説の如き、皆數千年來築き上げた文化を捨て原始時代に歸らんとするものであつて、歴史の生んだ文化に對して忘恩者であるばかりでなく、國務膨脹の原則を無視したものと云はねばならぬ。國務の膨脹し國家行動範圍の擴張することは、國家生活自然の趨勢であつて學者の空論でなく嚴然たる事實であることを忘れてはならぬ。

國家の具體的目的は時の移るに従つて進歩した。従つて國家行動の範圍は次第に擴張したのである。然し國家行動範圍の擴張は同時に個人自由範圍の減少と解してはならぬ。現今の文化國に於ては國家の行動が愈々擴張するも個人の自由は爲めに減少することはないのである。要するに文化の進むに従つて國家の行動は多きを加へるのである。

以上論ずる所に依り國家の具體的目的は時と所とに依つて變じ、國家の行動範圍は時を逐うて進むものであることを知つた。國家の目的が擴張し國務が擴張するとせば、國家の經費も亦従つて増加するのが自然の結果である。經費膨脹の

趨勢はこゝから出て來るのである。

既に國家の政務従つて國費なるものが靜的でなく動的のものとなれば、収入も亦確定不變ではならぬ、宜しく支出に従つて變動するものでなければならぬ。是れ租税制度其他の財源を定めるにつき最も緊要な原則である。

第二章 經費の組織

經費の組織とは現代に於ける國家の經費が如何なる種類のものより組み立てられるかをいふ。

現今の國家は武力目的、法律目的、福利目的、文化目的を有し、之を達成する爲めに政を行ひ、其の政を行ふが爲めに生ずる經費は之を政務費と呼ぶ。政務費は國家の目的に順應して、武力目的を達する爲めの國防費、法律目的を達する爲めの法務費、福利目的を達する爲めの厚生費、文化目的を達する爲めの文化費より成り立つのである。國家は政務の遂行に要する經費を支辨するが爲めに、先づ収入を圖らねばならぬ。此の収入を得るが爲めに生ずる經費を財務費と云ふ。尤も財務は

廣義に於ける政務たるを失はないから、固有の政務費と財務費とは之を包括して廣義の政務費と名づることが出来る。更に國家目的の遂行は諸種の機關が之に當り、其の機關は立憲國に於ては國權の組織に關する機關と行政機關とに分つのが常である。従つて廣義の政務費に對して憲法費なるものを認めねばならぬ。是が故に一國の經費は憲法費、政務費、財務費の三より成り立つものである。然るに立憲國に於て國家行政の爲めに官省の組織があり、各省は其の定まれる權限に依りて行政を分掌してゐる。我國に於ては海軍省費、陸軍省費、外務省費、内務省費、司法省費、農林省費、商工省費、逓信省費、鐵道省費、文部省費、拓務省費の別を設くべきである。

第一節 憲法費

憲法費とは國權の組織に關する經費である。立憲國に於ては元首に關する經費並びに議會に關する經費を主なるものとする。内閣、樞密院、司法機關、會計検査院も憲法上の機關にして、其の經費は憲法費の一部を形づくるものであるが、實際

上は内閣の經費は之を一般政務費と分つことが出来ないし、司法機關の經費は司法費と分つことが出来ないし、會計検査院の經費は性質上財務費であり、樞密院費は其の額が極めて少ない。従つて憲法費の下で論ずる要が無い。

第一款 元首に關する經費

一 君主國の元首に關する經費を皇室經費といふ。皇室經費は國家收入の一部を以て君主並びに皇族の經費に充てるものであつて、皇室は之を自由に處分し得るものである。

歐洲諸國にては、初め財政に就て宮中府中の別なく、君主は土地森林其他財産を有し、巨額の收入を得て以て國費を支辨したが、後に是等の財産を寵臣に分與した爲め大いに其の收入を減じた。そこで所謂特權收入を得ることに努めたが、是亦後に至つて漸次に衰へたから、君主の當時有した財産を國家に移し、之に對し別に國庫より毎年一定の金額を得て其の宮中の經費を支辨するに至つた。之を皇室經費と云ふ。皇室費の形式は二に分れる。皇室費發達の大勢から見れば、國庫より年々一定額を皇室に納めるものが正式にして之を英國式と云ふ。英國式に對

するものが獨逸式にして革命前の獨逸諸聯邦の制度が即ちそれであつた。其の特長は不動産等の財産より得べき収入を以て皇室費に充てる點に存してゐた。

二 共和國の元首に關する經費は大統領の俸給、旅費、交際費であるが、其の性質に於て皇室經費と異なり、其の之を定める方法に於ても亦異なつてゐる。

第二款 議會費

議會費は議員に關する諸費、議會官吏の俸給、建物に關する經費、事務費等を包括する。其の重なるものは議員に關する費用であるが、議員に報酬を與ふると否とに依つて大いに異なる。議員に報酬を與ふるを非なりとするものは、議員に報酬を與ふれば、其の報酬を得んが爲めに立候補を爲すものが出來ると論ずるのである。然し、其の報酬が運動費を下り、且つ議員が廣く民衆の中から選ばれる以上は、之に生活資料を與ふるは正當である。初め議員を以て名譽職とする主義を採つた英國も、獨逸も、現に歳費主義に移つたのである。原則として歳費主義を採り、缺席する者に對しては一日毎に一定金額を控除するのが、最も理窟に適つてゐる。

第二節 政務費

第一款 國防費

國防費は國の内外に對し防衛する爲めに要する經費である。故に廣義にては戰爭の經費並びに戰爭に備ふる經費を包括する。而して戰費は其の額頗る大であるばかりでなく、全く臨時的性質を有するものであるから、特別に論ぜねばならぬ。従つて國防費と云へば戰爭に備ふる經費、即ち陸海軍費を指すのである。

一 國家組織の成つた時先づ現はれた國家の目的は武力目的であつた。従つて國防費は國家成立の當初に於ては國費の全部であつたが、其の後國家の他の目的が發達するに及んでも國防費は依然として國費の大なる部分を占めて居る。

(1) 國防費は兵制と密接なる關係を有してゐる。兵制は國民皆兵制度より漸次に専門兵制度に進んだが、是れ分業の進歩した自然の結果である。更に同時に兵制は經濟發展に伴つて進んで來た。漁獵遊牧の時代並びに農業時代の初めに於ては、國民皆兵の制度を存したが、農業の發達と武器並びに戰術の進歩とに従つ

て兵農相分れ、更に商工業起るに及び専門兵の制度が成立したのである。現今の徴兵制度は兵士を一般國民より募つてゐるが、特殊の技能を有する點より見れば、一種の専門兵である。斯の如く兵制は經濟に伴つて進み、國防費は又兵制の發達に伴つて進み、從つて國防費も亦經濟の發達に伴つて進んだものである。

(2) 經濟の進歩した國には資本主義が發達し、それが國防と密接の關係を有するに至つた。此等の諸國は、工業品の販路を確保するが爲めに外國市場を奪取すると同時に植民地を領有することを國是としてゐる。海外に植民地を有し且つ外國市場を確保するには海軍を盛んにせねばならぬ。斯の如くして世界戦前に於ては列強の間に海軍擴張の競争が起り、陸軍の擴張と相並んで殆んど止まる所を知らなかつた。資本主義は國防を盛んにすると共に今日の國防を可能ならしめるものである。今日の國防は精巧なる兵器彈藥其他の軍需品を前提とし、是等を製造する力は實に資本主義の最も發達した工業國に存するのである。

(3) 國防費は兵制の進歩と資本主義の發達とに依つて膨脹した、之を分業進歩の反映とも社會進歩の結果とも見ることが出来る。然るに學問技術の進歩も國

防費膨脹に資する所が少なくなつた。

要するに、國防費の膨脹は文明の進歩經濟の發達に其の根柢を有するものであつて、アダム・スミスは已に百數十年前に國防費は文明の進むに従つて増加すと喝破したのである。

二 國防費は年々歳々國庫より支給せられるものであるが、國庫の支出に關係なく而も國民が海陸軍の爲めに負擔するものがある。之れを經濟上の國防費と云ひ、國庫より支出せられる財政上の國防費と區別するのである。

財政上の國防費が多くなれば財政を壓迫すること甚だしく、經濟上の國防費が増加すれば國民經濟を壓迫すること亦甚だしいのである。而して財政上の壓迫が甚だしければ延いて又國民經濟を壓迫することとなるのである。

(1) 國防費が如何に財政を壓するかを知らんとせば、國庫より支出する陸海軍費を一國經費の總額と比較するのが簡便な方法である。一國經費の總額に對する陸海軍費の割合は國に依り時代に依りて必ずしも一樣でない。然し之を世界列強の事實に徴するに世界戦前に於ては大體三分の一を占め、世界戦後に於ては

二割以下に落ちた。但し最近に於ける我國國防費は一般會計に於ける經費の四割六分を占めてゐる。

(2) 國防費の國費總額に對する割合は、世界戰前に於いて列強大體其の趣を同じうしてゐたが、國防費の絶對額に至つては國家に依つて大いに異なるのである。其の理由は之を兵制並びに其の國の地理的位置の相異、植民地領有の程度及び國際經濟的關係の相異に求めねばならぬ。

(3) 國防は國民經濟上にも壓迫を加へることが少なくない。徴兵制を採る國に於ては兵士に對する手當が充分でない。従つて兵士は身を以て兵役に服するの外金錢を以て國防費を分擔することとなるのである。之に反し自由募兵制を採る國にありては、兵士に報ゆるに普通の勞賃を以てする。故に徴兵制度を採れる國の國防費は、國民經濟上より見て豫算決算上の國防費よりも更に加重せられてゐるのである。尙ほ一步を進めて考へるに、兵士が軍隊生活を爲すが爲めに生産其他の經濟事業に遠ざかる事も亦徴兵制度の消極的損害と云はねばならぬ。

(4) 要するに國防費は財政上並びに經濟上の兩方面に存し、之を合計すれば驚

くべき額に達するのである。而して其の額が大きを加へるに従つて國民經濟を壓すること大となるばかりでなく、國家が社會防衛の爲めに、民福増進の爲めに、文化進歩の爲めに、其の職分を全くするの餘地が漸減するに至る。

第二款 法務費

法務費とは法律目的の爲めにする經費を指すのである。現今の文化國は皆法を以て國を治めてゐる。故に總べての經費は法務費と稱することが出来る。然し是に法務費と云ふは之を狹義に解し福利目的、文化目的の爲めにする經費と區別し、公共の安寧秩序を維持するが爲めにする經費を指す。蓋し社會生活に於て一人が他人に對して不正の行爲を爲し又は暴力を加ふることあるに當り、それを制することが出来ないならば共同生活の安固は之を期することが出来ない。故に國家は法を立て法を行ひ、以て公共の安寧秩序を維持せねばならぬ。學者或ひは法務費を社會防衛費とも云ふのである。公共の安寧秩序を維持せんとすれば、人民の争議を判決し、各人をして其の權利を行ひ其の義務を果さしめねばならぬと同時に、暴力を制し不穩の行爲を制せねばならぬ。前者の爲めに司法が存し、後

者の爲めに警察が存する。

警察並びに司法は社會發達の出發點であるが、昔は個人又は其の小團體が當つたこともあつた。社會防衛が國家の職分となつた後も、此の職分を行ふ國家の官吏は國家より充分なる俸給を受けず、却つて個人から報酬を貰つて居たこともあつた。然るに國家觀念の進むに従ひ、個人からの手数料は之を國庫に收め、官吏に對し相當の俸給を與へることとなり、社會防衛費は大いに増加するに至つた。

一 司法に關する經費は之を司法費と云ふ。司法は民事の裁判を爲すことを主眼とする。裁判は其の初めに當りては、慣習法に依り部落會議に於て之を決した。會長の勢力が確立するや、會長は裁判官となり、爭議の當事者は自由意思に依つて其の判決に従つたが、後に國家の發達に伴ひ裁判に強制力を附するに至つた。司法は裁判を爲すと共に之れを執行せねばならぬ。是に於て判決執行の機關として刑務所がある。故に司法費は裁判所、刑務所等の經費を包括する。

立憲國に於ては司法の事務を司法省が扱ふ。故に司法費は司法省費に該當するのである。元來司法費は警察費と共に法務費を形づくるものであるが、三權分

立の主義に従ひ司法事務と警察事務とは異なつた國家機關に依つて之を分掌すべく、司法費は警察費と區別せねばならぬ。従つて司法省費は裁判並びに裁判執行に關する經費を主なるものとし、之に關聯して生ずる行政費を包括する。換言すれば司法費は本省費、裁判所費、刑務所費より成り立つものである。

二 警察に關する經費は之を警察費と云ふ。昔は警察の制度が充分に整はず、各人或ひは自ら守り、或ひは小組合に依つて防衛の術を講ずることもあつたが、現今に於ては何れの國家も自ら進んで専ら警察の任に當らないものはないのである。故に個人の生命に迫害を加ふるものあらば、警察は之を救はねばならぬ。

警察事務は現に各國共に内務省に於て之を取扱ふてゐる。従つて警察費は内務省費の一部を形成してゐる。

第三款 厚生費

厚生費は福利目的の爲めにする行政の經費にして或ひは福利費といふ。人民の福利は、其の生活の安定を得て而も其の生活を向上するに存する。其の爲めには第一に人民の健康を保全することを要し、第二に人民が衣食住の資を得ること

を要し、第三に人生の享樂を進め生活の向上を爲すことを必要とする。福利行政は此の人民の福利を増進することを目的とするのである。此の目的より出發して、厚生費は之を衛生費、勸業費、土木費、交通費、社會費の五に大別することが出来る。

一 衛生費は衛生行政に關する經費である。衛生行政は之を保健行政と醫藥行政との二に分ける。

保健行政は健康に對する危險を未發に防ぎ又は危險の傳播を防ぐを以て目的とし、其の事務を普通保健事務と防疫事務との二に分つ。保健行政費は單に監視取締の經費たるに止らず、設備費、經營費を必要とする。經費の巨額に上るものは上下水道に關する經費、傳染病豫防の爲めにする避病院、隔離舎の設備費である。

醫藥行政は健康を恢復することを目的とし、醫師、病院及び藥品に關する行政の三に分つ。醫藥行政費も亦單に監視取締の經費たるに止まらず、公營費を要することが少なくない。蓋し病院の設立維持藥品の製造販賣は私人に任すのが原則であるが、國家公共團體が自ら之に當るを必要とする場合があるからである。

二 勸業費とは國家が生産、交易の發達を資くる爲めに、直接に獎勵し、保護し、誘

導するに要する經費である。其の主なるものは原始産業に關する經費、商工業に關する經費、諸産業に共通の經費である。

(1) 原始産業に關する經費は農政費、水産行政費、林政費、鑛業行政費に分つことが出来る。

農政費は農業行政に關する經費である。農業國時代に於ては農業を發達せしむべき政策が産業政策の中心を形づくつてゐた。更に商工業は農業の生産にかゝる原料品並びに食料品を得て始めて成立し發達するものであるから、農業の維持は商工業國に於ても必要である。之を人口問題の見地より觀察するときは、農業の維持發達策は一層必要の度を増すものである。人口増加の趨勢に順應して食糧が増加せざる限り、國民の生活苦は之を免れることが出来ぬから、爲政者は食糧増加の策として農業の維持發達を講ぜねばならぬ。農業の維持發達を期するには、耕地及び農産物の改良を圖り、又其の危害を防止せねばならぬ。此の目的の行政の爲めに要する經費は農政費である。農業は人口食糧問題解決の爲めに之を維持發達せしめねばならぬが、此の理由は之を水産業、畜産業に適用することが

出来る。畜産業は之に止まらず工業原料品として畜類の毛皮を供給する。

林政費は森林行政に關する經費である。森林は木材を供給する。木材は家屋の建築、家具の製作に用ひられ、燃料に供せられ、人生生活に缺くべからざるものである。更に、木材は船舶の建造、鐵道の敷設に用ひられ、又は製紙の材料となり、文明の進歩と共に其の需要は増加して已まない。是に於て林政の必要を生ずるのである。然し林政の必要は木材の供給をして需要に適應せしむる爲めに必要であるばかりでなく、農政上からも、工業政策上からも、財政政策上からも必要である。國家公共團體は此の林政の必要より出でて、自ら森林を所有し經營し、更に私有林、社寺林、公有林に對して經營を監督し、伐採を制限せねばならぬ、或ひは保護林の制を設け、或ひは公有林、私有林野の造林を奨勵し、保護し、或ひは林業の改良發達を圖る爲めに山林會を設立せしめ、或ひは林業の危害を除く爲めに森林警察を行ふべきである。斯の如くして林政費は、國有林、私有林の經營費、營林監督費、營林奨勵費、森林警察費、其他の林政費に分つことが出来る。鑛業は鑛物の試掘採掘及び之に鑛業行政費は鑛業行政に要する經費である。鑛業は鑛物の試掘採掘及び之に

附屬する業にして、鑛物は工業の原料として缺くことが出来ない。鑛業の發達を期する爲めには、私人をして鑛業經營に任せしめると同時に、又之を監督せねばならぬ。鑛業監督には生産上の監督と警察上の監督とがある。是等行政の爲めに要する經費は鑛業行政費である。

(2) 商工業に關する經費は商工業行政に要する經費である。農業國に於ては農業政策を中軸と爲すが、商工業國に移らんとする不斷の努力を怠るべきでない。工業の保護は關稅の障壁を高くするを常套手段とするが、或ひは補助金、奨勵金を與へ、或ひは租稅を減免し、或ひは國產奨勵の名の下に國家公共團體が内地品を使用して之に販路の保障を與へねばならぬ。商工業國に進んだ國に於ても商工業發達の爲めにする行政は少なくない。或ひは商工會議所、同業組合等の設立を促し、之が監督を爲し、或ひは工業試驗場、講習所、若くは研究所を起し、或ひは工業所有權の制を設け、或ひは商品の検査及び取締、市場若くは取引所の規律、領事商務官報告の出版、商品陳列館の設立の如き、其の主なるものである。是等の行政は農業國から商工業國に進まんとする國に於ても亦重要である。

(3) 農工商業の全般に互り考ふるに、國家は國民經濟の實情を明かにするが爲めに、産業統計を必要とする。其の調査に依り農工商業が如何に進みつゝあるか、換言せば労働者が如何なる産業に集りつゝあるか、生産は自國の消費に充つるに足らないか、又は生産が過剰であるか、企業の規模は如何に變じつゝあるかを知り得て、以て一國の經濟政策の資料を得るのである。産業統計費はかくして生ず。

三 交通費は、交通行政に關する經費である。之を通信行政費と運輸行政費とに分つことが出来る。

通信行政費は郵便、電信、電話に關する經費である。郵便、電信、電話は多くの國に於て國家が之を獨占してゐるから他方に官業収入を生ずる。

運輸行政費は鐵道、電鐵、水路、道路、空中路に依る運輸に關する行政費である。是等運輸に關しては國家が監督取締を爲すと同時に、其の或るものに對しては補助獎勵を爲す。故に運輸行政費は是等に要する經費と見ることが出来る。獨り鐵道に至つては官有官營主義を採るもの多く、其の國に於ては鐵道の建設改良等の經營に關する經費は悉く是に謂ふ運輸費を形づくるものである。

四 土木費は土木に關する經費である。土木とは木材、鐵材、土石等を用ひて行ふ工事を謂ふ。従つて道路、橋梁、河川、運河、港灣、砂防、鐵道、軌道、上水道、下水道等の工事を總括する。土木は其の工を竣るときは、多くは公共營造物若くは公共設備となり、之を利用する者から報償を取ることが出来ない。只だ例外をなすものに鐵道、軌道、水道等がある。收入論で併せて考察するが例である。道路、橋梁、河川、港灣、砂防等は、之によりて何等の收入を得ることが出来ないから、單純なる經費主義に依るものと謂ふべく、之を狹義の土木費と爲す。

土木工事は土地の上に行はれるものであるから、土地收用法を適用する必要が起り、經費が巨額に上るのを常とする。巨額の經費を投じて而も何等報償を得ることが出来ないとするれば、私人にして之を企てる者は無いであらう。橋梁の架設を私人に企てしめ、之に通行料の徴收を許した例もあるが、斯の如き交通自由の妨碍は今日に於て許されない。故に道路、橋梁は國家若くは公共團體が之を供へねばならぬ。運河を開鑿し港灣を築き河川を浚渫し堤防を築くのも亦同様である。

五 社會費とは富の分配を調節するが爲めに、する行政に關する經費にして、勞

働者の地位を高めんが爲めにする行政の經費を其の主なるものとする。

(1) 労働者を保護し其の地位を確保すべきは、資本主義の盛なる現代に於て絶對に必要である。國家は、工場法若くは労働保護法を設けて労働者を保護すべく、工場法若くは労働保護法を施行する爲めに少なからぬ經費を必要とする。

(2) 現代の資本主義の世の中に於ては、労働者は事實労働を賣りて衣食し、多くは資本家の地位に上り得ないものである。是に労働保險の制を生ずる。労働保險の制は一八八三年獨逸が創始し、今や諸文明國も亦漸く之に倣ひつゝある。労働保險には國家は巨額の經費を支出せねばならぬ。

(3) 世には無産者にして労働に堪えない者、労働を欲せない者、労働を欲して労働の機會を得ない者がある。無産者にして労働に堪えない者、老者、病者、廢疾者の爲めに賑恤救濟費若くは救貧費を生ず。無産者にして労働に堪え而も之を欲せない乞食、不良少壯年者の爲めには感化費を生ずる。労働を欲するも之に就くの機會を有せない失業者の爲めには職業紹介費、失業救濟費を生ずる。

(4) 社會行政は更に労働者其他貧民の爲めに其の生活を低廉にし其の幸福を

増進すべき施設を爲し若くは之を指導獎勵せねばならぬ。即ち住宅の供給改善、共同宿泊所の建設に依りて住居を設け、簡易食堂、公益市場、其他食糧品及び日用品の廉價供給事業に依りて低廉なる食物を獲せしめ、公設浴場、産兒院、實費診療所等に依りて貧民の健康保持に資し、公益質屋に依りて貧民の金融に便ならしめ、隣保事業、感化事業に依りて貧民の精神的並びに經濟的向上を圖るべきである。其他我國に於ては所謂融和事業が緊要である。

是等の社會施設は國家公共團體自ら之に當らねばならぬが、國家公共團體の指導獎勵に俟つものも亦甚だ多い。斯の如き施設の爲めにする經費を狹義の社會施設費と云ふのである。社會政策の必要が更に切なるに従ひ、社會立法は愈々多きを加へ、此の種の經費は益々膨脹して已まないであらう。

社會政策の實行に關し特別に一省を設ける國もあるが、我國は獨立の省を置かない。我國の社會費は農林省費、商工省費、逓信省費、内務省費中に散見してゐる。

第四款 文化費

文化費は教育學藝並びに宗教に關する經費である。此の種の經費は國に依り

時代に依りて大いに異なる。

一 教育費は往昔に在りては見るべきものがなかつた。昔の君主は多く民は依らしむべく知らしむべからずとし、民を教育することを欲せなかつた。後に至り民を教育することになつたが、國民一般に行き互らず一定の階級に限り、又國家自ら其の局に當らないで多くは之を私人に委ねたのである。

(1) 今日の國家は昔時の國家と異なり、民智を開發することを以て治國の一要義とし、教育の爲めに畫策してゐる。而して其の教育を一階級に偏せず、國民全般に普ねく行き互らず爲めに今日の文明國にありては、多く初等教育を國民の義務教育としてゐる。既に國民教育を強制せば其の教育は原則として無月謝たるべく、勢ひ巨額の經費を支出することとなる。尤も多くの國に在りては是等の普通教育は之を地方團體に委ねてゐるから、其の教育費は地方費となつてゐる。

(2) 中等教育、高等教育に至つては之を總べての國民に強制すべきでないが、國民教育を経たる者に更に高等なる普通教育を施すことにも努めねばならぬ。中學教育は多くの國に於て府縣等の地方團體に委ね、其の經費は府縣費を形づくる。

(3) 大學は學術の蘊奥を究める所であるから、國家は大學を設立して文化の向上を圖らねばならぬ。是に大學の經費が國家豫算の上に重要となつて來る。

(4) 近世の國家は何れも商業學校、工業學校、其他の専門學校を起すことを怠らない。是亦教育費の膨脹する一因となる。

二 學藝の奨励は學校教育を離れて之を企てること出来る。學術研究所を設けて専ら學者の研究に資し、博物館、美術館、圖書館を設けて庶民の知識を開き、藝術の作品に關する展覽會を開いて間接に作家を奨励するが如きは其の方法である。従つて藝術奨励費なるものを生ずるのである。

三 宗教に關する經費は何れの國に於いても、之を存せないものはない。特に國教を存する國に在りては、國教に關する寺院を維持するが爲めに巨額の經費を投ずるものがある。國教を存せない國に在りても、苟くも寺院が存し宗教が存し人民が之を信仰しつゝある以上は、國家は全く之と没交渉であり得ない。國家は人の靈的生活に入りて干涉することを得ないが、其の形式の上に於て之を監督することが出来ねばならぬ。殊に寺院等の行政に於て然りである。故に何れの國

に於ても宗教に關する經費を存するのである。

第三節 財務費

國家は政務を行ふに要すべき經費を支辨する爲めに收入を得ねばならぬ。其の收入を得るに關聯し起る經費を財務費といふ。

財務費は之を大別して徴收費、經營費、出納費、公債費の四とすることが出来る。

(1) 徴收費とは國家公共團體の公經濟的收入を得る爲めに要する經費を云ふ。徴稅費が最も主なるものである。

(2) 經營費とは國家が私經濟的收入を得んが爲めに財産を管理し若くは事業を經營するに要する經費を云ふ。官有の土地、森林、鑛山に關する經費、官工商業に關する經費、鐵道其他交通機關の經營に要する經費の如きは之に屬するのである。然し此の經費が觀念上に於て厚生費と交渉することのあるのは論ずる迄も無い。

(3) 出納費とは現金出納保管計算等の事務に要する經費を云ふ。豫算決算に關する經費をも包括する。

(4) 公債費とは公債の利拂並びに元金償還に要する經費を云ふ。公債の種類性質によりては元金償還は毎年之を要せぬが、利拂は年々繰返さねばならぬ。

第四節 文治費、國防費、公債費

一 國の經費は學理上より見て、憲法費、政務費、財政費に分つべく、豫算の編成並びに執行の上より見て各省經費に分つべきものであるが、尙ほ一步を進めて觀察するときは、一國の經費中に於て國防費と國防費外の經費とを對立せしめることが出来る。國防費外の經費は國防費に對して之を文治費と稱する。従つて文治費は法務費、經濟行政費、文化費を含むのみでなく憲法費、財務費をも包括する。思ふに現代の文化國は文化進歩、民福増進と云ふ國家の目的を高調し來つたに拘はず、何れの國に於ても國防の爲めに費す額が非常に多いのである。是に於て文武の爲めに費す經費を互に比較する必要を生ずる。

又近來の國家は公債累増し、其の元利の支拂には莫大なる經費を要することゝなつた。由來公債は文治の爲めにも戰爭の爲めにも起すものであるが、其の利拂

が毎年の經常費として現はれるに至つては、之を文とし又は武とするの劃然たる區別を立てることが出来ない。故に公債費を財務費より割いて第三の地位に置き、經費を文治費、國防費、公債費に三分して見る必要が生ずるのである。

二 之を實際に徴するに、世界大戰前に於ける公債費は經費總額の四分の一乃至十分の一前後を占めてゐた。之を國防費が經費總額の三分の一を占めるのに比すれば、尙ほ及ばざる事遠しであるが、其の間に國防費と文治費と公債費とが對立の勢ひを示さんとしてゐるのを窺ひ得るのである。戦後の公債費は戦前の國費總額を超え甚だしきは二倍し若くは四倍するものがある。公債費の國費總額に對する割合は大體三分の一乃至四分の一の間を往來してゐる。之を戦後に於ける國防費が國費總額の二割以下に下つて居るのに比すれば、公債費と國防費との地位は大戰の前と後とに於て全く顛倒したことを知るのである。

公債費と國防費との地位は大戰の前後に於て全く顛倒したが、兩者を合せ考へるときは、依然として國費總額の四割五分内外甚だしきは六割餘を占めてゐる。偶々文治費、國防費、公債費の區別の必要ある所以を證するものである。

第三章 經費の主體

經費を支出する主體は國家であるが總べての事務を國家固有の機關に於て獨占しないで、其の或るものは植民地又は地方團體に行はしめてゐる。而して此等の植民地又は地方團體は法人格を賦與せられ公法人として自己の名に於て政務を行ひ經費を支出するのである。植民地費又は地方費なるものが生ずる所以である。植民地費に對して本國の支出する經費を本國費と云ひ、地方費に對して中央政府の支出する經費を中央費又は狹義の國費と云ふ。而して本國費といひ中央費といふも各地方及び各植民地に地域的に支出せられるから、國家の經費は地域的に分配せられるものと観ることが出来る。又本國費と植民地費との間に於ても中央費と地方費との間に於ても同一目的の行政の爲めに支出するのであるから、其の經費が重複することもあり、互に分擔する關係となることもあり、従つて一方の經費が他方の収入となることもあり、相互の間に財政上複雑の關係を生ず。

第一節 本國費と植民地費

植民地統治に關する經費は廣く植民費と云ふ。植民地の負擔となるものがあり、又本國の負擔となるものがある。前者を植民地費と云ひ、後者を他の母國の經費と併せて本國費と云ふ。

本國費と植民地費との關係は植民地統治の根本主義に依りて大いに異なる。植民地統治の根本主義より云へば、理論上吸利主義、州化主義、自治主義、撫育主義の四主義に分つことが出来る。近來の傾向は發達しない植民地を統制するに撫育主義を以てし、發達した植民地を統制するには自治主義を以てするのである。自治主義の下に於ては植民地財政は獨立し、撫育主義の下に於ては本國が補助するのを通例とする。然し植民地財政の獨立は、植民地の収入が植民地固有の經費を負擔して餘りあり、従つて植民地經費補充金の制度は其の必要を見ないといふに過ぎぬ。まして植民地財政の獨立せざる處に於ては、經費補充金以外に植民費を本國の豫算に計上することが少なくない。是に於て植民費が本國と植民地との間

に於て如何に負擔せらるべきかの區分を明かにせねばならぬ。

一 植民費の負擔關係に關しては形式論と實質論との二つの學説がある。形式論は經費に關する發案權若くは裁決權を標準とし、植民地機關が自己の發案に依つて管掌する行政の經費を植民地の負擔とし、本國が自己の名を以て管掌せんとする行政の經費を母國の負擔とするのである。實質論は經費が何れの利益を目的とするかに依つて之を分ち、母國の爲めにする行政費は母國が之を負擔し、植民地の利益の爲めにする行政費は植民地が之を負擔すべきであると云ふ。従つて後者は地方團體の固有事務費の性質を帶ぶるものである。

二 理論上の區別は斯の如く容易に之を爲すことが出来るが、實際上の問題としては植民地獲得費、植民地騷亂鎮定費、國防費、聯絡交通機關費、植民地監督費並びに植民地中央行政費の五つを分つべきである。

(1) 植民地獲得費は本國一般の利益の爲めにするものであるから、本國の負擔すべきである。

(2) 植民地騷亂鎮定費は植民地獲得の際にも之を必要とし、植民地獲得の後に

も之を必要とする。前者は自ら獲得費中の一項を爲すものであり、後者は植民地の國防費と關連して研究すべきである。

(3) 植民地の國防費の中で海軍費及び駐屯軍隊費は本國の負擔とするのが妥當であるが、植民地の民兵費に至つては其の地方の警備に任ずるを目的とする限り植民地の負擔として宜しい。

(4) 聯絡交通機關費は本國の負擔と爲すのが妥當である。

(5) 植民地監督費は本國に於ける植民地監督機關に關する經費であつて、植民地中央行政費は植民地に於て本國を代表する中央行政機關に關する經費である。植民地監督費は本國一般の利益の爲めに支出するものにして、本國の負擔と爲すべきことは論ずる迄もない。植民地中央行政費は一般利益と植民地利益と何れを重しとするかに依つて之を決せねばならぬ。

三 植民地を有する諸國の實際を見るに、何れも本國に於て植民地監督機關を存し其の經費を本國の負擔としてゐる。尤も植民地監督機關は國に依り必ずしも一樣でない。或ひは外務省或ひは拓務省或ひは尙ほ進んで特定の植民地に對

して特定の機關を設けるものがある。第一の場合に於ては外務省費の一部が植民費と爲り、第二第三の場合に於ては拓務省費又は特定植民地費は全部が植民費を形づくり、其の額が比較的多くなるのである。植民地監督費の外、本國が如何なる經費を負ふかに至りては一概に論ずることを得ない。我國の植民費は一般會計に屬する經費と各植民地特別會計に屬する經費とに分れる。一般會計に屬する經費は本國費を形づくり、特別會計に屬する經費は植民地費を形づくる。

第二節 中央費と地方費

第一款 中央費と地方費との限界

中央費とは中央政府の經費にして地方費とは地方團體の經費である。

一 中央費と地方費との關係を明かにするが爲めには、中央政府と地方團體との間に於ける職分の限界を明かにせねばならぬ。學理上から云へば、中央政府は國民一般の利益に關する政務を以て其の職分とすべく、地方團體は地方團體住民の利益に關する政務を以て其の職分と爲すべきである。如何なる事務が國民一

般の利益に關し、如何なる事務が地方團體住民の利益に關するかは、時代に依つて異なるのである。今日に於ては國防費、法務費は大體中央費に屬し、厚生費、文化費は中央費と地方費に分屬するものといふことが出来る。

二 地方住民の精神上、身體上、經濟上の利益を増進する事務並びに地方團體成立の爲めに必要な組織と材料の供給とに關する事務は、固より國家の事務に相違ないが、苟くも地方團體の存立を許す限り、地方團體の爲めにすべき本來の事務として之に任かさねばならぬ。故に學者は之を固有事務と云ふ。然るに國家は特別の理由に依り國民一般の利益に關する事務をも地方團體若くは地方團體の機關に委任することがある。斯かる事務を委任事務と云ふ。従つて地方費は固有事務費と委任事務費とから成り立つてゐる。

三 固有事務費、委任事務費の區別に似て非なるは義務費、任意費の別である。義務費とは地方團體の必要事務に關する經費である。地方團體の必要事務とは、地方團體が必要の有無を認定する自由を有せず、必ず之を行はねばならぬ事務である。従つて所謂委任事務は、必要事務であるのが自然である。然し固有事務

と雖も、法が特別に地方團體に執行の義務を負はしめるときは必要事務となるのである。義務費は監督官廳の強制により、必ず地方豫算に計上せねばならぬ。

任意費とは地方團體の任意事務に關する經費である。任意事務とは地方團體が、其の必要の有無を認定することが出来る事務にして、法に依つて強制せられない事務である。法に依つて強制せられない事務と云ふのも、固より地方團體存在の目的の範圍内に存し、住民の精神上、身體上、經濟上の利益を増進する爲めの事務であることを要する。所謂民福増進、文化進歩の爲めにする行政は之に屬す。

四 地方團體の固有事務は地方團體組織法に依つて一般的に地方團體に其の事務を任せられるが常であるから、地方費は之に依つて其の範圍を一定することが出来る。處が委任事務は其の時の法令に依り地方團體に委任せられるから、其の事務は段々に多くなつて來てゐる。それに従つて地方費は愈々膨脹するのである。併し中央費は地方に委任する程度に於て比較的減少すると云ふことが出来、國費の地域的配分に變動を生ずるのである。

第二款 諸國の中央費と地方費

一 諸國は地方團體の組織を異にし、従つて地方團體に委任する事務の範圍を異にするから、中央費と地方費との配分は時代に依つて異なる。地方團體に委任する事務の範圍は、主として中央集權主義か地方分權主義かにより異なる。是等の政治主義は畢竟歴史の產物に外ならぬが、又政黨の消長と人民の自治能力の發展とに依つて變ずるものである。今列強に就て之を見るに英國の如く地方分權主義を採るものと、佛國の如く中央集權主義を採るものとを區別することが出来る。前者に於ては地方團體の固有事務が多く、其の地方費は自然に多い。後者に於ては地方團體の固有事務は寧ろ少なく、地方費は比較的少ない譯である。

二 我國の地方團體としては道府縣と市町村とがあり、更に目的團體として普通水利組合、水害豫防組合、北海道土功組合の公共組合がある。我國地方團體の行動に就ても固有事務と委任事務とがあり、従つて地方費の中に固有事務費と委任事務費とがある。委任事務費は多く義務費である。我國各地方團體の經費を見るに其の組織費の外、教育費(學校費、幼稚園費、教育委託)、土木費(道路橋梁費、治水堤防費用、水路費、溜池費、水面埋立費、港灣修築費)、衛生費(傳染病豫防費、傳染病院費、隔離病舍費、病院費、水道費、下水道費、汚物掃除費、屠場費、公園費、墓地費、火葬場費等)、勸業費(家畜市場費、魚市場費、物産陳列館費、害蟲驅除豫防費等)、社會費(救助費、公設市場費、職業紹介所費、感化救濟費、托兒所費、保育評會費、産業獎勵費等)、社會費(救助費、公設市場費、職業紹介所費、感化救濟費、托兒所費、保育)を骨子としてゐる。是等は概ね文化、厚生費に屬し、地方團體の固有事務費として認められたるものと謂つて可い。處で同じく教育費、土木費、衛生費、勸業費、社會費といふものの中には法令に依り各地方團體に委任せられたる所謂委任事務費に屬するものもある。警察費は法務費であるから國費で支辨せねばならぬものであるが、警察の事務の一部は府縣に委任せられてゐるので、警察費は府縣に取つては委任事務費である。我國の地方費としては區費、協議費をも考慮せねばならぬ。

一體國務は地方團體に委任せられても、全然國家との交渉を絶つものではなく、其の經費に至つては國家が負擔を分たねばならぬものが少なくない。又厚生費、文化費の如きは其の性質上地方費たると同時に國費たるものである。従つて是等の經費は國家と地方團體との間に分擔せられ、更に又各地方團體の間に分擔せられてゐると謂ふことが出来る。是等の經費が如何に國家と地方團體との間に、更に各地方團體の間に分擔せられるかを見るに、原則として經費支辨の局に當るものが國家であるか、府縣であるか、市町村であるかに依り四種の態様を生ずる。

(1) 國庫支辨を原則として地方團體をして其の一部を分擔せしめるもの、例へば數府縣に渉る河川の改修並びに砂防工事に關する經費の如きものであつて、斯の如き場合に於ては地方團體は其の分擔すべき額を國庫に納めねばならぬ。或ひは之を公共團體分擔金と云ひ、或ひは之を公共團體納付金と云ふ。何れにするも公共團體の支出となり、國庫の收入となるものである。

(2) 府縣支辨を原則とし國庫又は市町村が分擔するもの、例へば一府縣を流れる河川の改修並びに砂防工事に關する經費、警察費、中等教育費、感化費の如きものである。斯の如き場合に於ては、國庫も市町村も其の分擔すべき金額を府縣金庫に納めねばならぬ。國庫より見れば補助金となり、市町村より見れば納付金又は分擔金となるのである。

(3) 市町村支辨を原則として國庫又は府縣が其の一部を分擔するもの、例へば小學教育費、害蟲驅除豫防費の如きものである。斯の如き場合には國庫又は府縣は其の分擔金を市町村に交附せねばならぬ。多く補助の形式を採つてゐる。

(4) 國庫並びに各地方團體が部分的分擔を爲すもの、例へば傳染病豫防費、獸疫

豫防費、畜牛結核豫防費の如きである。此の場合に於いては國庫と各地方團體とが分擔すべき範圍及び程度は各法律に於て之を定めてゐる。

以上述べた經費分擔の原則に依れば、地方費の眼目たる警察費、教育費、土木費、衛生費は概ね國家と地方團體との間に若くは上級地方團體と下級地方團體との間に分擔せられるものと云ふことが出来るのである。

第四章 經費の物體

現今の文明國は、貨幣を基礎とする信用經濟の時代に進んでゐるから、國家公共團體の財政も亦之に影響せられ、經費は金錢に依つて支出せられるを常態とする。従つて經費は形式より觀れば金錢的經費のみである。而して其の金錢が如何なる物體に向つて支出せられるかを尋ねるに、其の核心をなすものは人の勤勞と財とであるが、何等の反對給付を得ないこともある。人の勤勞に對して經費を支出する場合に之を人件費と云ひ、財に對して經費を支出する場合に之を物件費と云ひ、何等の反對給付なきに經費を支出する場合に之を無償的經費若くは移轉的經費

費といふ。人件費と物件費とは人の勤勞と財とを經費の物體と爲すものである。金錢の形に於て支出せられるときは人件費は人に對する俸給となり勞賃となり、物件費は財に對する代償となるのであつて、代償と稱するも差支へない。姑らく之を有償的經費と名づけて置く。之に反し公債の元利支拂金、恩給、年金、救恤其他社會扶助料、補助金、交付金の如き經費は物に對する報償とも人の勤勞に對する報償とも觀ることが出来ない。換言すれば人件費にも物件費にも該當せぬものにして無償的經費と謂ふ。

經費を有償的と無償的とに分つは、之に經濟的觀察を加へんとするが爲めに外ならぬ。蓋し國家の經費は國家の收入を以て之を支辨するものであるが、其の國家收入は租稅、政務收入其他の形を以て國民所得を徵收するに依つて生ずるからである。國家が國民經濟より徵收したる國民所得を、物件費若くは人件費に支出するときは、國家は國民所得を費消するものと謂ふことが出来る。斯の如き經費は之を消盡的經費と云ふ。之に反して國家が國民經濟より徵收したる國民所得を以て公債費、恩給費、補助費等を支辨するときは、國家は國民所得を費消するとい

はんより寧ろ之を移轉するものと云ふことが出来る。斯の如き經費は之を移轉的經費と云ふのである。消盡的經費、移轉的經費の區別は大體に有償的經費、無償的經費の區別と表裏してゐる。只だ無償的經費の中に於て消盡的經費に屬するものとして外債の元利支拂をあげねばならぬ。消盡的經費と移轉的經費とを比較するに、消盡的經費は移轉的經費よりも國民經濟的影響が大である。

消盡的經費の中に在りても物件費と人件費とは財政的作用と經濟的影響とを一にせぬ。物の價格と人の價格とは貨幣價値の變ずるに伴ひて動くものであるが、其の動く程度及び時期は必ずしも同じでない。貨幣價値の騰落に依り物件費は直に増減すべきも人件費は必ずしも左様でない。是れ人件費、物件費が豫算に於て對立すべき款項を形づくり、流用禁止の原則が之に適用せられる所以である。人件費と物件費とは更に經濟的影響を異にしてゐる。人件費は法令に拘束せられて國民經濟の流に一致せず寧ろ之よりも大いに遅れるを常とす。物價變動に遅れて勞賃變動し、更に大いに遅れて俸給が變動するのである。物件費に至つては、物價騰落の影響を蒙ること甚だしく、物價騰貴に際しては容易に豫算を膨脹せ

しむるが、物價下落に際しては之に順應して豫算を緊縮せしめない傾がある。

第一節 物件費

第一款 物件費の種別

國家は其の職分を遂ぐる爲めに有形財を要する。其の有形財に關して生ずる經費を物件費と云ふ。

一 國家は有形財を必要とするから、先づ之を獲得せねばならぬ。既に獲得した以上は之を保管し保存し長きに亙りて使用に堪えしめねばならぬ。又其の使用すべき地に運送せねばならぬ。是が故に物件費は時に獲得費であり、時に保管費であり、時に運送費である。

國家の要する有形財は大體之を分ちて不動産及び之に準ずべき軍艦船舶と其他の動産と爲す。故に物件費は不動産費、艦船費、動産費に分つべきである。

(一) 不動産費 國家が政務を行ふには、官衙其他の設備を要する。官衙其他の設備は建物を要し、又土地を要す。従つて不動産費は土地建物に關する經費と謂

ふべきである。土地に關する經費は土地買收費であり、借地料であり、建物に關する經費は借家料であり、新營費であり、修繕費である。

(二) 艦船費 軍艦は海上の城砦にして船舶は水上の家屋である。動産にして而も寧ろ不動産に準ずべきものである。従つて軍艦船舶に關する經費は建物に關する經費と殆んど同一視することが出来る。

(三) 動産費 國家の要する動産は長く使用に堪える財と一時的消費の財に分けることが出来る。前者を使用品と云ひ、後者を消耗品と云ふのである。使用品は官應用備品、兵器、作業用機械器具、圖書、馬匹其他の畜類を主なるものとし、之に對する經費を使用品費とする。消耗品は被服、糧秣、燃料、點燈、文房具、彈丸、彈藥、原料品等を主なるものとし、之に對する經費を消耗品費とする。

以上は國家の需要すべき物件に就て、主として其の獲得費、保管費を觀察したものであるが、是等の物件は之を使用する所に運ばねばならぬ。是に於て運搬費を生ずるのである。運搬費に準ずべきものは通信費である。通信費とは郵便、電信、電話の料金に外ならぬ。

二 物件費は豫算の編成に際しては其の費額の大小に依りて或ひは之を一項とし、或ひは數種の經費を併せて一項とする。例へば被服費、糧秣費は我が陸軍省費に於ては一項を爲すも、海軍省に於ては二者を併せて衣糧費の一項を設けてゐる。其他の省の經費に於ては雜費の一目を爲すに過ぎぬ。又新營費、修繕費は各一項を形づくるを例とするが、或ひは之を併せて營繕費と名づけることがあり、或ひは修繕費を他の經費と結付けることがある。物件費の結合は斯の如く種々であるが、是に各官廳に通じて同一の編成方法に出でたるものとして應費がある。我國の豫算に依れば、應費は多く備品費、圖書及び印刷費、文房費、消耗費、運搬通信費より成つてゐる。

第二款 物件獲得方法

物件費に於ては物件獲得方法が重きを爲すものである。國家が其の需要する物品を獲得する方法は之を分ちて買上法、請負法、自己生産法の三とする。

一 買上とは國家公共團體が其の需要する物品を民間より買上ぐるを云ふ。此の買上の爲めに支出する經費が購入費である。國家は其の買上に際し、經濟主

義に従ひ廉價にて獲得することを努めねばならぬ。是に於て供給者をして競争入札を爲さしめ最も廉價なる申請を爲す者より買上ぐる制度が出来た。我が會計法も競争入札を以て原則としてゐる。然し物の買上に當り之のみに依ることが出来ない、例外として特別の場合に隨意契約に依ることが許されるのである。

二 以上は専ら物品の買上に於て論じたのであるが、工事の請負も亦同様に論ずることが出来る。我が會計法に於ては工事請負も買上と同じく原則として競争入札に依るものである。何れの國に於ても年々工事を行ふことが少なくないが、各省分立して營繕の仕事を爲すときは、設計、現場監督、經理等に統一を缺き、重複に陥り、事務費が多くかゝり、材料勞力等に無駄が多く、工事費を増大することになる。中央營繕局を設け、卓越せる技師を任用し、諸省諸官衙の工事に従事せしめば、各省分立の爲めに生ずる無駄の失費を省き節約の趣旨を達することが出来る。我國の營繕管財局も此の趣旨に依つて設けられてゐる。

三 自己生産とは國家公共團體が其の需要する物品を製造し自給を計ることを云ふ。これ一種の官業にして、其の物品の完成する迄には人件費を要すること

は論ずる迄もない。國家が自給の方法を採るには種々の理由がある。其の物が製造上秘密を要する場合は其一であり、民間の工業幼稚にして未だ國家の需要する財を迅速に完全に而も有利に生産し得ない場合は其二であり、國家の需要する財が巨額に達し買上よりも自己生産に依るを廉とする場合は其三である。

第二節 人件費

第一款 人件費の種別

國家の需要する勞働には官吏の勤務と普通勞働と臨時の場合に於ける精神的勞働とがある。人件費は此等の勞働に對する報酬より成る。

一 國家が官吏の勤務を得るには官吏の任命に依るのである。官吏の任命は公權の作用に外ならぬが、官吏となる人の意志を無視して之を爲すものではない。故に學者或ひは之を公法上の契約と云ふ。

(1) 官吏は特別服從關係に因り職務に忠實なる義務を有してゐる。故に國家は官吏に對し其の生活を保障すべく是に俸給がある。

(2) 官吏が勤務を爲すに際しては、諸地方に出張し或ひは實情を調査し或ひは事務の打合せを爲すの必要を生ずるから、官吏に旅費を給せなければならぬ。官吏が轉勤を命ぜられたるときも亦然りである。

二 普通勞働を得るには概ね雇傭契約に依る。此の種の雇傭契約に依り勞働者の得べき報酬は普通の給料である。給料は勞賃の理論を以て之を律せねばならぬ。主として機械的勞働に服するものを傭人と云ひ、然らざるものを雇員と云ふ。

三 臨時の場合に於ける精神的勞働を得るには、國家が學識經驗を有し技術に熟達する者に一定の事務を取扱ふことを囑託するに依る。囑託委員講師の名を以てするものがそれである。國家は是等の勤務に對して手當、謝金、其他種々の名義に於ける給與を爲すのである。

第二款 俸給費

俸給は官吏をして身分地位に應じて生活せしめるが爲めに國家の與ふる給與である。故に官吏が職を執る間は在職俸を支給せねばならぬのは勿論であるが、官吏が一時職を離れ、職務を執らずに居るも之に非職給を支給せねばならぬ。

第一項 在職俸

官吏の勤務を一の勞働と看做し俸給を一の勞賃と見る者もあるが、俸給を支配する原則は獨特のものである。勞賃は勞働の需要供給並びに勞働の能率に依つて決するものであるが、俸給は官吏志望者の數の多寡や其の自由競争や又は官吏の働き振り如何に依りて決するものでない。官吏は其の職務に忠實でなければならぬ。自ら利を營みて生活の資料を得るの暇がない。是に於て官吏には俸給を與へ之をして地位相應の生活を爲すに差支へないやうにするのである。故に俸給は官吏が必須的欲望を充たすと共に地位相應の生活を爲すに要する資料の幾何であるかによりて之を決せねばならぬ。

第一 俸給の差等

俸給は、官吏の必須的欲望並びに地位的欲望を充たすに十分でなければならぬ。従つて少壯の士が初めて官吏に任命せられたときは少なくとも比較的少額の俸給を與へねばならぬ。而して官吏は家族の増加、地位の上進に依つて必須的欲望並びに地位的欲望を進めるから、職務の性質の重要となるに従つて俸給を増し、服

務年限の長きに従つて俸給を多くせなければならぬ。

一 官吏には上下の階級がある。階級の高い者程重要な職務を執るのを普通とする。俸給は官職の重い者程高くせねばならぬ。蓋し官職の重い者の地位的欲望は自然に高まらねばならぬからである。然し地位高き者に不相當に巨額の俸給を與へ地位低き者との間に甚だしき懸隔を生ずるのは宜しく無い。俸給は官吏の地位が同じき場合に於ても、職務を執る地方の如何に依り、又は職務の性質如何に依つて之を異にせなければならぬ。

二 服務年限の長きに従ひ俸給を上げず制度は種々あるが、大別せば三となる。第一は最古の式で、同一の官職を帯びる者を地方に依り俸給額を異にし、其の俸給の低い地方から初め、年を経るに従つて俸給の高い地に移すのである。第二は各官職に對し俸給の平均割、最高限、最低限を定め、最高限、最低限の間に幾多の階段を設け、初任者には最低限を與へ上級者の死亡し退官し轉任する場合に順次高き俸給に進めるのである。第三は最新式で、同一官職の俸給を數級に分ち、一定年限を経過する毎に上級者の異動に拘はらず上級の俸給に進ましめるのである。

三 俸給は官吏をして地位相應の生活を營ましめるのを趣旨とする。故に物價が騰費し、生活費が高まるに従つて増俸すべく、物價が下落し生活費が低まるに至らば減俸すべきである。而して其の増俸を爲すに當りては其の俸給の本來の差等に鑑み斟酌を加へなければならぬ。蓋し生活費の増加に因つて最も苦む者は下級官吏であるから、下級官吏に増俸率を高めねばならぬからである。

第二 加俸

俸給令の定める尋常一般の俸給を以てしては實情に順應して俸給支給の趣旨を貫くを得ない。普通の俸給に附加して相當の額を支給するの必要がある。是に於て加俸の制度を生じ、加俸に對して普通の俸給を本給といふのである。

加俸を給するのに三の場合がある。加俸は、服務年限の極めて長く、其の間の最高級俸を受けて、尙ほ久しきに及ぶ者に之を給することがある。之を年功加俸と云ふ。加俸は執務地方の如何に依つて給することがある。之を任地加俸と云ふ。而して任地加俸は之を外國在勤加俸、植民地在勤加俸、内國任地加俸の三とするこゝとが出来る。加俸は官吏の執る職務の性質に依つて給することがある。之を職

務加俸と云ふ。一定の職を帯びる者に一般に之を給することがあり、又一定の職を帯びる者が特に一定の職務を爲す場合に之を給することがある。前者を一般職務加俸と云ひ、後者を勤務加俸と云ふ。

任地加俸並びに職務加俸は又官舎料の名を以て之を給することがある。蓋し官吏は威嚴を保つ爲めに相當の家屋に住居せねばならぬ。然るに借家料は地方に依り大いに異なるから、官吏の生活費に懸隔を生ずる。之が均衡を保つ爲めには官舎料を支給し地方に依りて其の額を異にする必要がある。官舎料は金錢に依り給與するものであるが、又實物に依つて之を支給することがある。官舎の支給は即ちそれである。官舎の新築修繕が物件費に屬することは論ずる迄もない。

第二項 非職俸

官吏は故なくして免ぜらるべきでない。然し官制又は定員の改正に依りて過員を生ずるとき、若くは官廳事務の都合に依り必要なるときは、官吏は其の職務より離れねばならぬことあるべく、又官吏が懲戒委員會の審査に付せられたるとき、若くは刑事事件に關し告訴せられ告發せられたるときは、職務を執り得ないこと

がある。是に於て非職の制度を生ずるのである。非職俸が在職俸より低いことは妨げないが、在職俸と非常なる懸隔を生ずるは當を得たものでない。

第三節 移轉的經費

移轉的經費は國庫を經由して國民所得の移轉するに過ぎない經費を云ふ。公債費、年金費、恩給費、補助費、社會扶助費を其の主なるものとする。

社會扶助費、公債費は既に第二章に於て之を論じた。唯公債費に就て注意すべきは、其の外國債の元利支拂は移轉的經費に非ずして消盡的經費なること、並びに公債の元利支拂は有償的經費に非ずして無償的經費と見るべきことである。

次に賞勳年金は公債に準じて見ることが出来る。官吏は全力を傾注して國務に盡さねばならぬが、國家に大功を立て、業績を擧げること顯著なるに至つては、國家は之を褒賞し以て之に酬いねばならぬ。勳位並びに勳章を授ける如きは其であるが、更には進んで或ひは一時金又は年金を給することがある。

第一款 恩給

恩給とは、廣義に於ては退官又は退職の後に於て官吏若しくは其の遺族が國家又は公共團體より受ける總べての給與を云ひ、狹義に於ては退職官又は退職官後に於て官吏が國家又は公共團體より受くる給與を云ふのである。故に廣義の恩給は狹義の恩給と扶助料とを包括するものと云ふことが出来る。

恩給は一時に支給することもあるが、年々之を支給するのが普通である。従つて恩給費は公債費に準ずべきものである。恩給は初め君主の特別なる恩恵に出で、之を與ふると否とは君主の自由意志に依り決せられた、後之を給するのが慣例となり、終に十九世紀の前半に於て、歐洲先進國は之を法律に於て定め、恩給を受けることを以て退官者若しくは退職者の法律上の請求權と爲すに至つたのである。

我が恩給法に依る恩給は、普通恩給、一時恩給、傷病賜金、扶助料及び一時扶助料を總括するから廣義の恩給と見るべきである。

第一項 狹義の恩給

一 恩給は官吏が退官若しくは退職の後、年々歳々受ける年金であつて、其の官吏は之を以て退官退職後に於ける生活を維持すべきものである。其の作用から云

へば、労働保険に類似する所がないでもない。然し其の本質に至つては全く異なり寧ろ俸給の延長と見ねばならぬ。

二 俸給に關しては、國庫より獨立したる特別金庫を設け、官吏をして平素俸給の一部を割き之に納めしむる制度が存した。こは恩給を以て保險と同一視した爲めであるが、恩給は國家が退職者に與へる年金に外ならぬから、國庫から之を支出せねばならぬ。然し我か恩給法には國庫納付金の制度が設けられてゐる。

三 恩給の性質は俸給の延長に過ぎないから、相當の時から、恩給に對する請求權を與ふべきである。其の年限に達せずして退職する者は恩給を受くる資格がないから一時恩給の制度が必要となるのである。

四 恩給は官吏が退官若くは退職の後に安んじて其の餘生を送り得ることを程度として之を定めねばならぬ。故に恩給額は在職年限の長くなるに従つて次第に之を増し、在職俸に近き額に達する様に之を定むべきである。

第二項 扶助料

一 扶助料は在職並びに恩給を受くる者が死亡したるときに其の遺族に與へ

る給與であつて、廣義に於ける恩給の中に含まれるものである。既に廣義に於ける恩給に屬すとせば、其の性質も恩給と異なる所なく、之を俸給の延長と視ねばならぬ。然るに官吏が死亡した後に遺族の生活を安固にすると云ふ點より觀れば、生命保險と其の作用を同じうする如く見えるのである。

二 扶助料は恩給と同じく、其の初めは君主の恩典より發達し來つたが、今日に於ては恩給と同じく、官吏の遺族の權利として之を請求し得るものである。

年金としての扶助料は先づ寡婦に與ふべきである。之を寡婦年金と云ふ。年金は次に之を孤兒に與ふべきである。之を孤兒年金と云ふ。前者は寡婦の死亡する迄之を給すべく、後者は孤兒が相當の年齢に達する迄之を給すべきである。官吏の在職期間の長くない者に對しては死亡一時賜金の制度がある。我國に於ては之を一時扶助料と云ふのである。

三 扶助料は遺族の生活を扶助することを趣旨とする。遺族の生活は官吏の生前の生活よりも質素なるべきが故に、扶助料の額は恩給額よりも更に少なくして差支へないのである。

第二款 補助費

一 補助費は之を廣く解するとき、政府が地方團體又は個人若くは私團體に對し、種々の理由に依り交附する金額を總稱するのである。其の理由が産業を保護獎勵するに存するときは、獎勵金の名を以て呼ぶことがあり、或ひは獎勵費と稱することがあり、或ひは又助成金といふこともある。又其の理由が經費の性質上國家の分擔を要するものであるといふに存するときは、或ひは分擔金といひ、或ひは國庫負擔金といひ、或ひは連帶支辨金ともいふ。又其の理由が植民地若くは公共團體の財政の補助に存するときは、或ひは之を經費補充金といひ、或ひは補給金といふ。國家より公共團體其他へ補助費を交附する形式より見て、或ひは國庫下渡金といふことがあり、或ひは交附金といふことがある。我國地方財政の統計に於ては、國庫下渡金は市町村義務教育費、國庫負擔金及び警察費聯帶支辨金を指し、交附金は徵稅交附金を意味し、國庫補助金は其他の補助金を意味す。是に補助費といふは是等を總括し廣義に解するのであるが、之に對し市町村義務教育費、國庫負擔金、警察費聯帶支辨金、徵稅交附金を除いたる補助費を狹義の補助費と名づけ

てよい。最近我國に於ては地方財政調整交付金が問題となつてゐる。

二 補助費は種々の標準に依つて之を區別することが出来る。

第一に補助費は其の目的より見て、警察費補助、土木費補助、衛生費補助、社會費補助、勸業費補助、運輸費補助、文化費補助、國際的事業費補助、財政補助等に之を分つ。運輸費補助、國際的事業費補助、財政補助を除けば地方費の分類と酷似してゐる。

第二に補助費は其の補助を受くる者より觀て、對地方團體補助費と對私人補助費とに區別することが出来る。對地方團體補助費は更に府縣に對する補助費と市町村に對する補助費と公共組合に對する補助費とに分つことが出来る。對私人補助費は公共團體以外に對する補助を總括する。

第五章 經費の伸縮

出づるを計り入るを定むといふ原則より出發すると、經費だに定まらば収入を工面せねばならぬこととなる。處が収入の工面がつかぬことがあると、収入の限度に於て經費を定めねばならぬ。故に經費は其の國其の時の財政經濟の實情に

従ひ、伸びもし縮みもしなければならぬ。之を茲に經費の伸縮といふのである。

經費を支辨すべき収入がなければ起債に依ればよいと言ふ者があらうが、収入缺陷ある毎に起債に依ると財政は亂れる。故に經費の性質に依り起債の許されるものと許されぬものとを區別せねばならぬ。斯の如く經費支辨方法の見地より經費を觀察すると、經常費と臨時費との區別が出て來るのである。

立憲國では、豫算は政府之を編成し議會の協賛を経て之を確定するを例とする。處で議會の經費査定には、經費を増加する權限を認めず、經費を廢除削減する權限のみを認めてゐる。而して經費の中には議會の自由に廢除削減し得るものと得ないものが分たれ、そこに自由費と確定費との別が現はれて來るのである。

第一節 經常費と臨時費

第一款 經常費と臨時費との區別に關する學說

經常費と臨時費との區別に關しては從來三の學說がある。其一は國法上より區別し、其二は財政上より區別し、其三は經濟上より區別するものである。

一 經常費、臨時費の區別の標準を國法上に求めるものは、確定の度を標準とする。即ち經常費は議會の協賛を経て永久若くは長時間に亙り其の額の定まつてゐる經費にして、臨時費は年々歳々議會の協賛に依つて定まる變動的經費であると云ふ。此の區別は次節に述べべき確定費、自由費の區別に歸着するのである。

二 經常費、臨時費の區別の標準を財政上に求める者は、經費を支出すべき需要の起る時を標準とする。其の經費を支出すべき需要の起る時が連続的であるか否か、又それが豫見し得るものであるか否かに依り、此の標準は觀念上、三に分つてとが出来る。即ち連續性の有無を主とするものと、豫見性を主とするものと、兩者を結び付けるものとである。此の三の標準は正確には同じものでない。併し多くの學者は趣旨に於ては連續性と豫見性とを結び付けて考へ、一定期を隔て、繰返されるから事前に先だつて豫見することを得るものと説明してゐる。

此の通説に依つても核心の思想は連續性に存することは論ずる迄もない。是に於て連續性に關聯して起る問題に就て吟味せなければならぬ。

第一に問題となるべきは如何なる期間に繰返されるかと云ふことに存する。

若し其の期間を極めて短く解せば、如何なる経費も殆んど臨時費となる。之に反し其の期間を極めて長く解せば、如何なる経費も殆んど經常費となるのである。

第二に問題となるべきは、同一の偶發事件が長く繼續して、容易に跡を絶たない場合に、之を經常費と見るか否かと云ふことである。例へば戦費は其の開戦の當時に於てこそ偶發的経費と云ふことが出来るが、戦争の永引くに及んでは年々歳歳繰返す経費となるのである。

第三に問題となるべきは、同一偶發事件ではないが、同じ性質を有する偶發事件が年々歳々繰返される場合に、之を經常費と見るか否かと云ふことである。斯の如き場合は風水害復舊費、營繕費等に於て之を見る。

偶發性を有する経費も統計學上に於ける大量法則に依り、規律性を帯び實際に於て年々歳々繰返される以上は、之を經常費と看做さねばならぬ。然るに斯の如き経費にして年々歳々繰返されず、而も幾年かの定期を隔て繰返されるものに就ては、其の根柢に連續性が存するが故に臨時費よりも經常費の性質を有するものと見ねばならぬ。國に依つては斯の如き経費を一時的經常費と名づけ、連續的經

常費と區別してゐるものがある。

三 經常費、臨時費の區別の標準を經濟上に求むるものは、経費の效果の繼續を標準とするのである。此の説は、カール・デイイチェル (Carl Dietzel) に初まり、ワグネル、ナッセ (Nasse)、スタインに至つて大成した。ワグネル曰く、經常費は一會計年度内に國務を行ふが爲めに費される國家的生産に投ずる財の経費であつて、其の價値は總べて國家の給付と云ふ生産物に移るものである。換言せば、年々規則正しく國家の財政に放下する流動資本である。臨時費は之に反し不定期に生ずる巨額の経費であつて、其の支辨の結果は後の會計年度に及ぶものである。此の説は固定資本、流動資本の觀念に基づき、臨時費と經常費とを區別せんとしてゐる。

四 以上の三の見解は各其の觀察點を異にしてゐる。第一の見解は採用すべきものでない。第三の見解に依れば、經常費とは年々規則正しく國家の財政に放下する流動資本であると云ふ。従つて年々繰返すべき経費となるのである。是れ正しく第二の見解に歸着するのである。又第三の見解に依れば、臨時費とは不定期に生ずる巨額の経費にして、其の支出の効果が後の會計年度に及ぶものであ

ると云ふ、従つて年々歳々繰返されない経費となるのである。是れ亦第二の見解と齟齬しない。然し經常費、臨時費の區別は経費の支辨方法を定めるに必要であるから、此の見地よりすれば、第三の見解を採るのが可いこととなるのである。

第二款 臨時費の種別

臨時費は之を分ちて經濟的臨時費と非經濟的臨時費との二とする。

一 經濟的臨時費とは臨時費支出の効果が固定資本に變じて連續的利用の基礎となるものである。従つて次の會計年度に於ては経費支出の額を減ずるも、國家的生産力は却つて増進するの結果を生ずるものである。

此の種の臨時費は更に之を私經濟的臨時費と國家經濟的臨時費とに分つ。

(1) 私經濟的臨時費とは、凡ゆる私經濟的事業の新設費、改良費を云ふ。ワグネルの語を借りて云へば私經濟的投資費である。

(2) 國家經濟的臨時費とは、公共の福利増進の爲めに必要なる設備並びに營造物の新設改良に要する経費並びに國家的改革に伴ふ経費をいふ。此の経費支出の效果は無形の固定資本となり連續的利用の基礎となるものである。學者は之

を國家經濟的投資費と名づけてゐる。

二 非經濟的臨時費とは國家の目的遂行を妨げる一時的の變事に依つて生ずる経費である。斯の如き経費を支出した效果は、固定資本を作ると限らぬ。甚だしきは財産並びに人力の損耗を來すものがある。災害費と戦費とが其の主なるものである。學者に依つては斯かる経費を不生産的臨時費と云ひ、又狹義の臨時費と云ふ。之に對して第一種の経費を生産的臨時費と云ふのである。

第二節 確定費と自由費

一 確定費と自由費とは議會の議定權を標準として區別するものである。即ち確定費とは法令又は契約に依りて國家が支出の義務を負ふ経費にして、議會の豫算議定權が其の爲めに制限せられるものを云ひ、自由費とは議會の豫算議定權を以つて自由に廢除削減し得る経費を謂ふ。

(1) 英國に於ては従前種々の経費の爲めに特別の基金が設けられてゐたが、其の弊堪ゆべからざるに至り、之を整理して一基金とし、整理基金と稱した。整理基

金より支出すべき経費は整理基金費 (Consolidated Fund Charge) と云ひ、英國議會は之を議するの自由を持たないことになつてゐる。確定費が之である。整理基金に屬せない他の経費は之を一般経費 (Supply Service) と云ひ、之を豫算 (Estimates) の形に於て議會に提出し、其の協賛を経るものである。是等の経費に關しては、英國議會は自由に廢除削減を爲すことが出来る。是れ所謂自由費である。

(2) 我國の憲法も確定費に就て規定してゐる。皇室経費、憲法上大權に基づける既定の経費、法律の結果に由り又は法律上政府の義務に屬する経費は即ち其れである。繼續費及び豫備費に至つては確定費に準ずべき者と謂ふべきである。

(a) 皇室経費に關しては憲法第六十六條に「皇室経費ハ現在ノ定額ニ依リ毎年國庫ヨリ之ヲ支出シ將來増額ヲ要スル場合ヲ除ク外帝國議會ノ協賛ヲ要セス」と規定してゐる。純然たる確定費である。

(b) 憲法上大權に基づける既定の歳出及び法律の結果に由り又は法律上政府の義務に屬する歳出に關しては、憲法は政府の同意なくして帝國議會之を廢除し又は削減することを得ないと規定してゐる(六十七條)。大權に基づいて歳出の

定まれるもの又は法律の結果に由り若くは法律上政府の義務に屬するものは、政府と雖も漫りに廢除削減に同意することを得べきものでない。既に定まれる政府の義務は、法令を改廢し契約を變更するのでない限り之を履行せねばならぬからである。従つて此等の経費は確定費と見て差支へない。

(イ) 憲法上大權に基づける既定の経費に就ては、學説が區々に岐れてゐるが、勅令又は條約に依り豫算議定以前に定まれる経費と解するのが穩當である。従つて實際に於ては、行政府の單獨に決定するものである。文武官の俸給條約に依つて負へる支出、賞勳年金、褒賞費等である。

(ロ) 法律の結果に由る経費とは、特別の法律に依り支出の必要を認め且つ之が計算標準を定めたる経費である。是に特別の法律と云ふは、憲法施行前の布告類、法律に依る委任命令をも含む。例へば恩給、徴兵費、市町村義務教育費、國庫負擔金、特殊銀行補助費、航路補助費等である。

(ハ) 法律上政府の義務に屬する経費とは、政府が契約其他の原因に由り法律上支拂の義務を負ふ経費である。例へば公債元利支拂金、補助金、賠償金、諸拂戻金、備

外國人の給與の如きものである。

(c) 繼續費に關しては憲法第六十八條に「特別ノ須要ニ因リ政府ハ豫メ繼續費トシテ帝國議會ノ協賛ヲ求ムルコトヲ得」と規定してゐる。故に繼續費は一度之を可決し事業の繼續を認めるときは、後年度の豫算に於て、帝國議會は漫りに之を廢除削減することを得ない。但し政府が繼續費の年限を改め、従つて年額を變更する場合は此の限りでない。

(d) 豫備費に關しては、憲法第六十九條に「避クベカラザル豫算ノ不足ヲ補フ爲メ又ハ豫算以外ニ生シタル必要ノ費用ニ充ツル爲メ豫備費ヲ設クヘシ」と規定してゐる。議會は豫備費の項を廢除することを得ない。只だ其の額を削減し得るのみである。故に豫備費は寧ろ確定費に準ずべきものと見るべきである。

二 自由費と確定費との別は、財政上緊縮政策を行ひ經費を節減せんとする場合に於て亦大なる意義を有するのである。經費節減に就ては人多く天引論を唱へてゐる。天引論は各省をして従來の經費より一定歩合を減せしめることを意味し、實行は比較的容易なる如く見えるが、理に於ては正しい方法で無い。斯くして

經費節減は、經費の實質上よりする差別方法に依らねばならぬ。

經費の實質上より差別的節減を行ふ場合に於ては、自由費確定費の別は以て一標準と爲すべきである。政府に於て經費節減を斷行せんとするときは、自由費に屬するものを多く切り棄て、確定費に屬するものにも多少指を染めねばならぬ。而して所謂確定費も議會の議定權を制限する程度に於ては一樣でない。此の見地より觀察すれば、皇室經費は絶對に之を節減することを許さない。憲法上の大權に基づける既定の歳出及び法律の結果に由り又は法律上政府の義務に屬する歳出は、法令を改正するか契約を變更するかでなければ之を節減し得ない。繼續費に至つては、政府が從來定められたる年限を改め、其の年額を變更して議會に提案すれば、其の年度割變更の程度に於て之を節減し得べきである。理論よりすれば如何なる法令の改正も不能でないといふ得るが、其の改正の結果個人又は團體の既得權を奪ふが如きは、政治上之を爲すべきでない。是が故に法律又は契約に由り政府の義務に屬する經費は節減し得ないものと謂はねばならぬ。公債の元利拂、預金の利拂、恩給、諸拂戻金の如きは、其の著しきものである。斯の如く論じ來

れば、確定費の中に於て経費節減の餘地を存するものは、繼續費に在りと謂はねばならぬ。是れ経費節減を高調する者が繼續費の繰延に力を注ぐ所以である。

第六章 経費の原則

経費は國家行政の反映である。故に経費の範圍は國家行動を何れの點に限るかに依りて定まる。國家行動を何れの點に於て限るかは政治問題に外ならぬ。故に経費は政治現象を形づくるものである。経費は財政の出發點である。経費の範圍大小が一度定まりて之を支出するや、其の如何なる形式を採るか論ぜず、経費は個人經濟に影響し、又延いて國民經濟に影響する。経費が個人經濟に影響する結果、個人の營利並びに所得の關係に變更を來し、其の社會的地位に影響することを免れぬ。経費は一方に政治現象であると同時に、他方に財政現象であり、經濟現象であり、社會現象たるべきものである。経費は政治的現象、財政的現象、經濟的現象、社會的現象として現はれて來るから、経費の原則も政治的原則、財政的原則、經濟的原則、社會的原則の四と爲すことが出来るのである。

一 政治的・經濟的・社會的・文化的目的の爲すべき事務は左の三つにして、之に要する経費は必ず之を支出せねばならぬ。

第一に、私人又は私團體の爲すべからざるものは國家自ら當らねばならぬ。

第二に、私人又は私團體の力を以て、絶対に若くは完全に爲し得ないものは國家自ら之に當らねばならぬ。事の性質上、世人の強い信認を前提とするものゝ如きは、即ち其れである。

第三に、私人又は私團體の爲すことを欲せないものは國家自ら之を營まねばならぬ。個人又は私團體が營めば不成功の虞れある場合、個人の企業心乏しく個人の資本甚だ少なき場合の如き、即ち其れである。

此の説は畢竟國家行動の範圍から経費の範圍を定めんとするに外ならぬ。國家の行動範圍から経費の範圍を定めようとするれば、國家の目的若くは職分の何たるかを解釋することが捷徑である。國家の目的は、今日の文化國にありては武力目的、法律目的、福利目的、文化目的に歸着する。此の目的を遂げる爲めに要する経費は、之を支出せねばならぬ。私人の爲すべからざるもの、爲し得ざるもの、爲すを

欲せざるものは、國家自ら之に當らねばならぬ。是等に關する經費は、所謂必要費である。國家は此の必要費を超えて經費を支出してはならぬかと云ふに、さうでない。苟くも民福を増進し文化を進捗する目的の爲めであれば、私人の爲し得るものでも、國家が之を爲して尙ほ有益である以上は、之が爲めに經費を投ずることを惜むべきでない。而して是等の爲めにする經費は所謂有益費である。之を要するに、武力目的、法律目的、福利目的、文化目的の爲めにする經費にして所謂必要費、有益費に屬するものは之を支出せねばならぬのである。

二 經費の範圍は政治的原則に依つて大體定まるが、其の範圍内に於て經費額を決定するは財政的原則に依らねばならぬ。財政が國家其他の權力團體の經濟である以上は、其の財政の方針は第一には經濟主義に従はねばならぬ、第二には收入と睨み合はせて收支の均衡を得なければならぬ。

第一、經濟主義に従はねばならぬといふは、成る可く儘少なる經費を以て成る可く大なる結果を得ることを期する事である。換言せば、一定の目的を達するに成る可く少なき經費を以てすることに努めねばならぬ。是に濫費を戒め節約を旨

とすとの原則を生ずるのである。斯の如く經費は節約主義によらねばならぬが、經費を惜むに過ぎ却つて惡結果を生ずるに至りては之を非とせねばならぬ。

第二に、收支の均衡を得なければならぬといふことは、財政の本質より來る。處で國家の收支は動もすれば均衡を失はんとする虞れがある。収入が支出に超ゆる場合は自然に剩餘を生じ問題とならぬが、支出が収入に超ゆる場合には、収入を増すか經費を制限するかの外ないのである。支出經濟は收入經濟を支配すといふ原則より出發すると、此の場合に於ては增收を圖るべきである。然し財政經濟の状態如何に依つては、増税することが出來ない場合、増税の望ましからぬ場合、起債の宜しくない場合があるから、斯かる場合には經費を制限する方法を講ずべきである。是が故に收支均衡の根本主義より出て行くと、增收の方針を是認せねばならぬと同時に緊縮の方針をも是認せねばならぬ。

三 財政は國民經濟の基礎の上に立つものであるから、經費の支出に依つて國民經濟の培養をこそすれ決して之に打撃を與へてはならぬ。そこで第一に、經費の支出は經費の經濟的性質に従つて按配せねばならぬ。第二に、經費の支出は國

民經濟政策と調和を保たねばならぬ。經濟的・原則が之である。

第一に、經濟的性質に從つて其の支出を按配する爲めには、經濟的性質を明かにせねばならぬ。經濟的性質に關し一世を風靡した説は消費説にして、國家の行爲は不生産的であるから國家行動に依り費す所は全然消費に歸すといふのであつた。消費説が勢力を失ふと共に生産説が現はれたが、生産説の中にも初めは生産力説が行はれ、其の後に資本家的生産説が出て、更に再生産説が現はれ、今日廣く行はれてゐるのは新生産説である。其の説に依ると、國家は其の人民より財を取り、之に依つて各人民に歸屬すべき他の財として國家の給付即ち無形財を生産するといふのである。所謂新生産説は大體に於て誤つてゐない。然し國家は無形財の生産をなすと共に有形財の生産にも參加してゐることを忘れてはならぬ。要するに、國家經費は大體に生産的經費といふことが出来る。其の中に無形財の生産に投ぜられる經費と有形財の生産に投ぜられる經費とが有る。而して其の外に不生産的經費も存在するのである。不生産的經費は成る可く之を抑へるようになければならぬ、有形財の生産に投ぜられる經費に至つて

は投資とか運用とかの經濟理論に從ひて之を支出せなければならぬ。

第二に、經費の支出は、國民經濟政策と調和を保たねばならぬ。有形財の生産に於ては多く營利的經營となり、其の之より生ずる収入を以て其の經費を支辨することが出来るから、斯の如き經費は財政を煩すことなく毫も非難する所はないやうであるが、其れが民業と競争して之に打撃を與へるに至つては明かに國民經濟政策と背馳するに至るのである。但し獨占的事業であるとか其の他官業の正當なる範圍に於てはたとへ民業の利益と相反しても已むを得ない。要するに、經費にして國民經濟の發達を促がすものは之を歓迎すべく、國民經濟を害するものは避くべきである。次に經費支出の方法に關しても、亦國民經濟的影響を顧慮せねばならぬ。若し單に財政關係のみを見て國民經濟に對する影響を度外視すれば、國家の需要する物件は之を最も低廉なる地に求むべく、若し外國品が廉價であるときは外國市場より購入して内國市場を顧みないであらう。然れども保護政策と調和するが爲めには、經費は成る可く國內に支出せねばならぬ。勿論之には例外がある、即ち他の經濟政策と歩調を一にするの必要あるときは外國に支出する

を許さねばならぬ。國內に工業資料が豊富でない場合に、國家が之を國外より購入する如きは其の主なるものである。要するに經費支出を爲すに當りても、國家は他の經濟政策を妨げず之と協調する方法に出でねばならぬ。

四 經費の社會的・原則は經費配分の問題である。經費の配分は正義に適はねばならぬ。即ち經費が各地方の間に、普ねく配分せられて宜きを得ねばならぬ。之を普遍の原則と名づけることが出来る。次に國家の經費は一階級に偏せず、總べての階級に通じて之を支出せねばならぬ。換言せば、經費支辨によりて國家の爲す行爲は、あらゆる階級を利するものでなければならぬ。勿論特定の經費は特定階級の利益に關し他の階級と没交渉たるものであらうが、國家は種々の經費を種々の階級に配分することを努めると同時に、特定の經費も之を支出するの結果が成る可く諸階級に配分せられるようにすべきであり、更に同一階級にありても成る可く多くの人に行渡らしむることを努むべきである。

第七章 經費膨脹の法則

一 近世文明諸國の經費は膨脹する趨勢を示し、洋の東西を問はず、其の國の國體政體の如何を論ぜず、等しく之を見る所である。そこで經費膨脹の趨勢を歸納的に論證することが出来る。然らば文明諸國の經費は何故に斯の如く膨脹するかと云ふに、其の理由は之を尋ねるに難くない。そこで經費膨脹の趨勢を演繹的に論證することが出来るのである。經費膨脹の趨勢は、ロツセル之を唱導し、エーヘベルグ、ワグネル、ルロア、ポリュウ、レフン・セー、バスター、ブル、アダムス、イリ、パロツク、ニツチ、フロラ、グラチアニ等が之に和し、財政學者の定論となつたのである。

二 經費膨脹の趨勢は歐米の財政史に於ても又我國の財政史に於ても之を證明することが出来る。此の歸納的證明には便宜上世界大戰前迄の事實を取ることにとする。世界大戰後に於ては實質的經費の膨脹は論を俟たないが、貨幣價值の暴落に依り形式的に非常の膨脹となつて現はれたから、姑らく之を考察の外に置く方が妥當と考へたからである。

第一 歐洲に就て見るに、一七八六年歐洲の人口は一億七千五百萬人にして、其の經費は九億六千七百萬圓に過ぎなかつた。然るに一九一一年の初めには人口は

四億三千六百萬人に増加し、経費は百五十億圓に上つてゐる。一八八三年より一九一一年に至る二十四年間の経費の増加は實に九十億圓の大に及んでゐる。

(1) 佛國に就て見るに、一七一三年即ちルイ十四世の時代に於て人口千九百萬人にして現今の人口の半に過ぎず、其の経費は八千七百萬圓であつた。大革命の初年即ち一七八九年には経費は二億七百萬圓となり倍以上に増加し、一八二〇年には三億四千八百萬圓となり四倍となつた。其の後十年ならずして遂に三億八千七百萬圓に達し、爾後経費は時を経るに従つて増加した。次の如くである。

年次	経費	年次	経費
一八四〇	五八〇、五〇〇 <small>千円</small>	一八九九	一、三五四、五〇〇 <small>千円</small>
一八八六	七七四、〇〇〇	一九一〇	一、六七二、五八三
一八八九	一、一六一、〇〇〇	一九一三	一、八三三、八四〇

近來佛國の人口は殆んど増加しない、而も経費の増加は斯の如く急である。

(2) 佛國は政體が屢々變じたが而も常に中央集權の國であるが、英國にては地方分權が盛んであつて王朝は依然として變ずることはない。此の英國も経費増

加の點では佛國と軌を一にしてゐる。英國に於ては、一六八八年より一九一二年に至る二百二十年間に人口は八倍したが、経費は六十餘倍の多きに達してゐる。次の如くである。

年次	経費	年次	経費
一六九一	二九、二八九 <small>千円</small>	一八八一	八二九、八五五 <small>千円</small>
一七四七	一〇七、三九三	一八九七	九九五、八二六
一七九七	五六六、二五四	一九〇一	一、七八六、六二九
一八六五	六三四、五九五	一九一三	一、九二八、一二二

(3) 然らば君主主義の盛んなる普國と露國とを見るに、是れ亦同様の趨勢を辿つてゐる。普國に就て見るに、其の経費の増加は次の如くである。

年次	経費	年次	経費
一八五四	一九三、一二二 <small>千円</small>	一八八二	五四五、三九三 <small>千円</small>
一八六九	三五七、六九六	一九一四	二、三一六、五〇二

次に露國を見るに、十九世紀後半以來に經費の増加の著しいものがある。

一三〇

年次	經費	年次	經費
一八〇三	一一二、四八八 <small>千円</small>	一八八〇	八一八、三七六 <small>千円</small>
一八四〇	一九二、九八四	一九〇〇	一、九四九、四四八
一八六〇	四二〇、六五六	一九一三	三、三五四、五七六

(4) 立憲君主制度を採つてゐる國として伊國を擧げる事が出来る。伊國の財政は消極主義の模範と稱せられてゐるが、現時の王國が建設せられて以來、次の如き經費の増加を示してゐる。

年次	經費	年次	經費
一八六二(VenetsとRoma) とを含まず	三五八、三六二 <small>千円</small>	一八八〇	四八八、三九四 <small>千円</small>
一八六七(Venetsを含む)	三五九、一三六	一八九〇	六七一、四四五
一八七一(Romaを含む)	三九二、〇三一	一九〇五	七二五、二三八
一八七五	五七〇、〇五一	一九一三	一、一八三、八五三

(5) 以上は單一國であるが、獨逸及び世界戦前に於ける奥匈國の如き複合國家に就て見る。

獨逸の經費は帝國の建設以來、非常の勢ひを以て増加した。次の如くである。

年次	經費	年次	經費
一八七四	三二一、二一六 <small>千円</small>	一九〇〇	一、〇五〇、一六六 <small>千円</small>
一八八〇	二六二、九〇〇	一九一三	一、六八二、九九三

奥匈國の經費は、其の國家聯合の成つた翌年より世界戦勃發の前年に至る迄に倍加した。

年次	經費	年次	經費
一八六八	八九、五四〇 <small>千円</small>	一九〇八	一八四、三七一 <small>千円</small>
一九〇二	一〇五、〇四四	一九一三	二〇〇、八一三

(6) 歐洲の小國を見るに、聯邦である瑞西と單一國家である白耳義及び和蘭に於ても、次の如く經費増加の趨勢を窺ふ事が出来る。

國名	年次	經費	年次	經費
瑞 西	一八五〇	二、三二二 <small>千円</small>	一八九〇	二五、五四二 <small>千円</small>
	一八七〇		一九一四	
白 耳 義	一八三五	三三、六六九	一八七一	八五、九一四
	一八五一		一九一四	
和 蘭	一八五一	八七、六〇〇	一八九一	一五六、〇〇〇
	一八七一		一九一四	

第二 斯の如く歐洲に於ては皆等しく經費の増加を示してゐるが、北米合衆國の財政史に徴するも、亦同様である。

年次	經費	年次	經費
一七九一	六、〇一八 <small>千円</small>	一八八〇	五二九、五八四 <small>千円</small>
一八四〇		一九〇〇	
一八六〇	一二六、三七八	一九一三	一、四五三、三七一

第三 以上は國費に就て研究したのであるが、地方費にも同一の趨勢が存してゐる。國に依つては地方費膨脹の勢ひが國費膨脹の勢ひよりも更に急なるものがある。佛國の市町村費の發達を見るに、左の數字を示してゐる。

年次	經費	年次	經費
一八三八	四五、六六六 <small>千円</small>	一九一〇	三六一、四五八 <small>千円</small>

巴里市の經費を特に取り出すと、次の如くである。此の經費は瑞典、諾威、丁抹、瑞西、葡、塞、希等の小國の國費より大である。

年次	經費	年次	經費
一八一〇	四、六四四 <small>千円</small>	一八九五	一一二、六一七 <small>千円</small>
一八六九		一九〇〇	
一八八七	九九、四五九	一九一一	一四六、六七三

次に英國の地方費を見るに亦甚だしく膨脹してゐる。即ち次の如くである。尙ほ倫敦市の經費のみにてても一九一〇年には一億五千九百萬圓に上つた。

年次	経費	年次	経費
一八六八	二五三、八三八 <small>千円</small>	一八九八	一、〇九〇、五二七 <small>千円</small>
一八八〇	六一四、〇九二	一九〇七	一、一七一、五六〇

伊國の地方費を見るに、次の如く増加してゐる。

年次	経費	年次	経費
一八七一	七一、九八二 <small>千円</small>	一八八九	一八八、〇八二 <small>千円</small>
一八八二	一四一、二五五	一九〇九	二四八、四五四

第四。之を我國の財政史に徴するも亦同じ方向に進んでゐることを知るのである。試みに明治二十四年に帝國議會が開かれて以來昭和九年に至るまで過去四十數年間の歳出の増加し來りし跡を國費と地方費とに就て見るに、左の如くである。尙ほ比較を便ならしむる爲めに、實數の外に指數をも示した。

我國の國費は過去四十數年間に二十數倍し、同一の期間内に我國の地方費は實に四十倍してゐる。勿論、此等の數字の批判には、物價騰貴に基づく貨幣の購買力

* 國庫歳出は昭和八年度迄は決算、昭和九年度は豫算とす。一般會計歳出のみにして特別會計歳出を含まず。
 ** 地方歳出は道府縣と市町村と水利組合と土功組合との歳出を示し、昭和七年度迄は決算、昭和八年度昭和九年度は豫算をとる。
 道府縣歳出は普通經濟歳出のみにして特別經濟歳出を含まず。市町村歳出は普通經濟歳出と特別經濟歳出との純計である。

年次	國庫歳出*	地方歳出**	國庫歳出内譯別(%)*	日本銀行調 東京卸賣物價
大正一一	一、四三九、六八九	一、七七一	五〇	二五九・〇九
大正一二	一、五二一、〇五〇	一、二七五、〇七	四三	二六三・四八
大正一三	一、六三五、〇三四	一、九四五	三三	二七三・二〇
大正一四	一、五三四、九八八	一、三三七、六九一	二八	二六六・八四
昭和一一	一、五七八、八三六	一、八三九、四四三	二九	二六六・六五
昭和一二	一、七六五、七三三	一、六八〇、八九七	二七	二六六・六五
昭和一三	一、八四四、八五五	二、〇〇〇、八〇五	二八	二四四・六五
昭和一四	一、七三六、三七七	一、九二四、六九二	二九	二二六・一〇
昭和一五	一、五五七、八六三	一、七三七、七六三	二九	二一九・八三
昭和一六	一、四七六、八七五	一、八六四	二八	一八〇・九八
昭和一七	一、九五〇、一四〇	一、六四六、三三八	三二	一五三・〇四
昭和一八	二、二五四、六六三	一、九二〇、六八五	三五	一六一・〇六
昭和一九	二、一四三、五三八	一、七七五、七三八	三三	一七九・五〇
		一、八一五、三四八	四一	一七七・六〇

四十數年間の歳出の増加し來りし跡を國費と地方費とに就て見るに、左の如くである。尙ほ比較を便ならしむる爲めに、實數の外に指數をも示した。

我國の國費は過去四十數年間に二十數倍し、同一の期間内に我國の地方費は實に四十倍してゐる。勿論、此等の數字の批判には、物價騰貴に基づく貨幣の購買力

* 國庫歳出は昭和八年度迄は決算、昭和九年度は豫算とす。一般會計歳出のみにして特別會計歳出を含まず。
 ** 地方歳出は道府縣と市町村と水利組合と土功組合との歳出を示し、昭和七年度迄は決算、昭和八年度昭和九年度は豫算をとる。
 道府縣歳出は普通經濟歳出のみにして特別經濟歳出を含まず。市町村歳出は普通經濟歳出と特別經濟歳出との純計である。

年 度	國 庫 歳 出*		地 方 歳 出**		國 庫 歳 出 内 譯 別 (%)*			日本銀行調 東京卸賣物價 指數(曆年月 平均)
	實 數	指 數	實 數	指 數	行政費	軍事費	國債費	
明治二四	八三、五五六	一〇〇	四三、八八一	一〇〇	五〇	二八	二二	九五・九七
明治二五	七六、七三五	九二	四七、六四五	一〇九	四五	三一	二四	九六・九〇
明治二六	八四、五八三	一〇一	五〇、〇七四	一〇四	五〇	二七	二三	一〇三・〇九
明治二七	七六、一三九	九四	五八、一七一	一二八	四五	二七	二八	一〇八・三六
明治二八	八五、三七七	一〇二	五八、三三八	一三三	四五	二七	二八	一一一・三六
明治二九	一六八、八五七	二〇二	七〇、八三〇	一六一	三九	四三	一八	一二四・七〇
明治三〇	二二三、六七九	二六八	九〇、五四三	二〇六	三七	五〇	一三	一三〇・〇九
明治三一	二二九、七五八	三六三	九八、七四三	二二五	三六	五一	一三	一四一・〇六
明治三二	二五四、一六六	三〇四	一一五、七〇二	二六四	四三	四五	一三	一五一・〇六
明治三三	二九二、七五〇	三五〇	一三五、六八八	三〇九	四三	四五	一三	一六一・〇六
明治三四	二六六、八五七	三二九	一四九、〇一五	三四〇	四八	三八	一四	一七一・七六
明治三五	二八九、三二七	三四六	一六〇、一一五	三六五	五五	三〇	一五	一八二・三六
明治三六	二四九、五九六	二九九	一六五、九四四	三七八	五三	三三	一五	一九三・〇九
明治三七	二七七、〇五六	三三三	一三三、五六〇	三〇四	七七	一一	一一	二〇四・七五
明治三八	四二〇、七四一	五〇四	一三六、九〇一	三三二	八〇	一八	一一	二一六・三六
明治三九	四六四、二七六	五五六	一七四、五二九	三九八	三九	二八	二九	二二四・五五
明治四〇	六〇二、四〇一	七二二	二〇八、九九四	四七六	三八	三三	二九	二四一・七五
明治四一	六三六、三六一	七六三	二三八、四四二	五三三	三九	三三	二八	二五二・七五
明治四二	五三三、八九四	六三八	二七三、二八七	六二二	三八	三三	二九	二六三・〇七
明治四三	五六九、一五四	六八一	二八七、六〇八	六三五	四〇	三三	二七	二七三・三三
明治四四	五八五、三七五	七〇二	三九七、一五〇	九〇五	四〇	三五	二五	二八四・〇九
大正一	五九三、五九六	七二〇	三三六、四七五	七六七	四二	三四	二四	二九四・七〇
大正二	五七三、六三四	六八七	三三七、一七七	七四六	四三	三三	二五	三〇五・〇七
大正三	六四八、四二〇	七七六	三三七、六二九	七四七	四三	三三	二五	三一六・三三
大正四	五八三、二六九	六九八	三三七、八七二	七三四	四八	三二	二二	三二七・七六
大正五	五九〇、七九五	七〇七	三三四、六〇六	七六三	四四	三二	二〇	三三九・五七
大正六	七三五、〇二四	八八〇	三八七、八〇二	八八四	四三	三六	一九	三五四・五〇
大正七	一、〇一七、〇三五	一、二一七	五〇四、六八八	一、一五〇	五一	三六	一三	三六九・七七
大正八	一、一七三、三三八	一、四〇三	六六三、五七八	一、五二〇	四五	四六	九	三八一・九八
大正九	一、三五九、九七八	一、六三八	九六二、八七二	二、一九四	四五	四六	七	三九三・一九
大正一〇	一、四八九、八五五	一、七八三	一、〇九三、五三三	二、四九〇	四三	四九	八	四〇四・〇九
大正一一	一、四三九、六八九	一、七一一	一、三〇九、二九九	二、九八三	五〇	四三	八	四一五・〇九
大正一二	一、五二一、〇五〇	一、八二〇	一、二七五、一〇七	二、九〇六	五六	三三	一一	四二六・〇八
大正一三	一、六三三、〇二四	一、九四五	一、三三七、六九一	三、〇二六	六〇	二八	一一	四三七・二〇
大正一四	一、五三四、九八八	一、八三五	一、四四九、四四三	三、二五八	五六	二九	一一	四四八・八四
昭和一	一、五七八、八二六	一、八九〇	一、六八、〇九七	三、六八七	五八	二七	一五	四六〇・六五
昭和二	一、七六五、七三三	二、一一三	二、〇〇〇、八〇五	四、五六〇	五六	二八	一六	四七二・一〇
昭和三	一、八一四、八五五	二、一七三	一、九二四、六九二	四、三六六	五五	二九	一六	四八三・八三
昭和四	一、七三六、三七七	二、〇七六	一、七三七、七八三	三、八九六	五五	二九	一六	四九五・一〇
昭和五	一、五五七、八六三	一、八六四	一、七七五、〇六五	四、〇四五	五四	二八	一八	五〇六・八三
昭和六	一、四七六、八七五	一、七六八	一、六四六、三三八	三、七五三	五五	三一	一四	五一七・〇四
昭和七	一、九五〇、一四〇	二、三三四	一、九三〇、六八五	四、三三七	五三	三五	一二	五二八・〇六
昭和八	二、二五四、六六二	二、六九八	一、七七五、七三八	四、〇四七	四六	三九	一五	五三九・五〇
昭和九	二、一四三、五三八	二、五六四	一、八一五、三三八	四、一三七	三八	四四	一八	五五〇・六〇

海軍	陸軍	警察	司法	文部	農林	商工	交通	衛生	社会	その他
...

の下落、一般會計と特別會計との關係及び普通經濟と特別經濟との關係等をも考慮せねばならぬが、其れにしても著しき經費の膨脹が行はれたことである。

三 經費膨脹の大勢は國家の目的若くは職分の擴張より之を演繹することが出来る。近世の國家に就て見るに、其の目的若くは職分は種類性質に於て擴張し、分量に於て甚だ増大してゐるのである。

(1) 國家の目的が武力目的、法律目的より文化目的、福利目的に進んだことは、種類と性質とに於て職分の擴張したことを意味し、國家の行動範圍の擴張となつて現はれるのである。國家の行動範圍が擴張すれば、國家の經費も亦増加して來ねばならぬ。

(2) 國家の行動は同一職分に就ても亦其の分量を増してゐる。従つて同一事務に屬する國家の經費も増加せざるを得ない。何故に斯の如く同一目的の爲めにする經費が其の量を増すかと云ふに、其れは一方に國家の職分が禁止主義よりも豫防主義に進んだのに因ると同時に、他方には單に社會の進歩其のものに因ると云はねばならぬ。社會進歩の反映として國費の増加したのは、人口増加の爲め

であり、技術進歩の爲めであり、國家自體の進歩の爲めである。國家自體の進歩は戦争、行政改革、官營事業等に依つて促がされたが、其の裏に巨額の公債を起し、其れが著しく経費を膨脹せしめたのである。

四 経費膨脹は歸納的にも演繹的にも之を證明することが出来るから、争ふべからざる法則とせねばならぬ。學者の批判は區々にして、或ひは悲觀する者あり、又は樂觀する者がある。其の悲觀説の代表者は佛國の學者レランセーである。氏は佛國財政の發達を研究し、其の経費膨脹を肯定し、之を以て一般の害惡と斷じ、殊に民主國に於て最も危険であると論じた。蓋し其の論據とする所は、経費増加の三分の二が國防費にして、三分の一が官業費、教育費であると云ふに存してゐるやうである。此の悲觀説に對して樂觀説を爲す者は獨逸の學者である。彼等は経費膨脹の事實よりして國家行動範圍の擴張を推論し、國家行動範圍の擴張は即ち國家が次第に國家社會主義を行ふに向つて進みつゝあるの證據であるとして之を歡ぶのである。

思ふに、國家行動範圍の擴張若くは國家社會主義の實行なるものが、果して歡ぶ

べきものであるか、又は悲しむべきものであるかは別問題に屬する。是に問題とすべきは、其の膨脹した経費を支辨するに當つて感ずべき國民の經濟的苦痛如何と云ふ點にある。換言すれば、経費を負擔する力ありや否やと云ふ問題に歸着するのである。而して経費の負擔力は人口の増殖、富力の増加と對照して之を考察せねばならぬ。

之を財政學より見れば、経費膨脹の善惡は問題でない。唯だ要は経費膨脹の趨勢を認めるにある。財政學に於ては、経費は出發點である。収入は経費に適應せしめねばならぬ。若し経費膨脹の趨勢を認めれば、収入増加の必要を認めねばならぬ。更に切言すれば、収入は経費と相併行して膨脹するものでなければならぬ。即ち収入制度は経費膨脹の法則を認めて後に始めて之を定めねばならぬのである。斯の租税が近世文明諸國の収入制度の骨髓を爲すに至つたのも、亦之が爲めに外ならない。租税が國家収入の骨髓を爲すとせば、租税収入の増加は果して経費膨脹と併行して進みつつあるか否かを研究せねばならぬ。最後に一言を附加せねばならぬことは、経費膨脹の趨勢を肯定したからといつて、其の時其の所

に依り財政緊縮の必要なしといふので無いことである。是に經費膨脹の趨勢を肯定するといふのは、長い間に互り國家生活の趨く所が斯の如しといふに外ならないのである。

第二編 收入論

第一章 收入の組織

經費が定まると之を支辨するには收入を得ねばならぬ。經費論に次ぎ收入論を研究する所以である。經費は經常費と臨時費とに分つことが出来るが、經費を支辨すべき收入も亦之に應じ經常收入と臨時收入とで組立てることが出来る。

一 經常收入臨時收入の區別は一見經常費臨時費の區別の標準をそのまゝに採用し得る様である。然るに經常費臨時費の區別の第一の標準たる確定の度を採用すると經常收入を以て確定的收入とし、臨時收入を以て變動的收入となすこととなり、別箇の區別となる。第二に經常費臨時費は支出の效果の繼續を標準として區別し得るが、收入に就ては其の效果が其の會計年度に止まるか、又は後年に及ぶかと云ふが如きことは考へ得られぬ。そこで第三に收入の經常と臨時との區別の標準を時に求め連續性の有無に依つて分つことが通説となつてゐる。即

ち經常收入とは各會計年度毎に規則正しく繰返され、継続的に入り来る收入を指し、臨時收入とは一時的收入にして永く連続せざるものを意味することとなるのである。ワグネルの如き經費に關しては、三箇の異なる標準より區別すること、を以て各眞理を含むとするに拘らず、收入に關しては只だ時を標準とし、連續性の有無に依る區別を採り、之に「力」といふ意味を加へ、經常收入は其の性質上同期的に規則正しく繰返すべき力ある收入なりと定義してゐる。本編に於ては専ら經常收入を論じ、臨時收入は之を第四編に譲る。尙、我が地方財政統計は、地方歳入を税收入と税外收入とに大別し、更に税外收入を財産收入、使用料及手数料補助及交付金、寄附金、公債等に分つてゐる。

二 經常收入は各會計年度に規則正しく繰返し継続的に入り来るべき力ある收入であるから、其の源を爲すものは恒久性を有する國民所得若くは國民所得を形成する個人所得でなければならぬ。而して國家が此の國民所得若くは個人所得を自己の收入となす方法は、自己の經濟行爲に依るものと個人經濟より強制的に取り立てるものとの二がある。前者は私經濟收入で、後者は公經濟收入である。

斯くして經常收入は二種の收入より組み立てられるのである。

收入を法律の上より區別して、公法的收入と私法的收入となすものがある。此の區別は私經濟的收入と公經濟的收入との別と全然同じであるとは云へないが、區別の根本觀念に至つては相類してゐる。

三 私經濟的收入は國家が私人の資格に於て私人と同じく私經濟の原則に従つて行動するに依り生ずる收入である。或ひは之を營利收入といふ。畢竟、財産並びに企業に依つて獲得する收入である。そこで私經濟的收入は自然に財産收入と企業收入との二とする事が出来る。財産收入は之を動産收入と不動産收入とに分つべく、不動産收入は更に官有地收入、官林收入に分つべく、企業收入は鑛業收入、工業收入、商業收入、交通運輸業收入、保險業收入に分つ事が出来る。

四 公經濟的收入は國家が公權を有する資格に於て個人經濟より強制的に徴收する收入にして、私經濟又は交換經濟に於ては見ざる事が出来ない。故に強制收入又は公課と云ふ。公經濟的收入を得る方法が二ある。國家が其の目的を達する爲め行動するにより附隨して得るは政務收入にして、國家公共團體が單に收入

を得るの目的により財政権を行使し、一般人民に賦課するは狭義の租税である。

政務収入は之を分ちて、手数料、使用料、受益者負擔金、違法金の四とす。

(1) 手数料とは國家の行爲に對する特別報償にして、其の行爲を促し若くは煩はしたる者より強徴する公課である。

(2) 使用料とは公共の營造物又は設備の利用に對する特別報償にして、其の之を利用する者より強徴する公課である。

(3) 受益者負擔金とは國家が公益の爲めに營造物を新設し又は之に格段なる改良を行ふに際し、其の爲めに要する經費を一定地區内に在つて特別の利益を受くる者をして、受益の程度に應じて分擔せしむる爲めに強徴する公課である。學者或ひは之を特別課徴と名づく。

手数料と使用料と受益者負擔金とは、國家の目的を達する事を主とし、偶之に對し特殊利益關係を有する者より徴するから、特別報償の原則が行はれるのである。

(4) 違法金とは私人が當に爲すべきことを爲さず、又は爲すべからざることを爲したるに對し之が補償を爲すをいふ。

租税は經費を支辨せんが爲めに一般臣民より強徴するものにして、國家の特殊の行爲特殊の公共設備營造物の存在を前提とするものでない。従つて其の之を徴收するに當りても、特別利害關係を有するものと然らざるものとを區別しないから、一般報償の原則が行はれるのである。租税は近代國家の收入の中心をなすものであるから、第三編に於て特別に之を扱ふ。故に本編にて論ずる所は、租税を除きたる凡ての經常收入となるのである。

五 收入の組織は國と時とにより、其の内容を異にするものであるから、近代國家が收入の方面に於て如何なる發達階段にあるかを明かにせねばならぬ。收入の發達には凡そ三の時期がある。第一期は官有地(Domänen)を中心とせる時代、之を私經濟的收入時代と名づける。第二期は特權收入(Regalia)の現はれ來れる時代にして、之の特權收入時代と名づける。第三期は租税を以て中心とせる時代、之を租税時代と名づける。

第一期は歐洲に於ては中世が其れに該當し、第二期は近世の初めより十八世紀に至る迄であり、第三期は最近世に於て之を見るのである。第一期に於ては財政

論の見るべきものがなかつた第二期に於ては内帑學派成り第三期に於て近世財政學が成立した。此の収入の發達は又同時に財政學の發達を示してゐる。

第二章 私經濟的收入總論

國家公共團體が財産を有し、企業を營むことに關しては學說も政策も共に時世の進むに従つて大いに變じて來た。私經濟的收入時代は姑らく措き、近世に於ける變遷を考ふるに、重商主義の盛なりし時代と、自由放任主義の行はれたる時代と、社會政策學派の勢ひを得たる時代との三時期に分つ事が出来る。第一期に於ては官業盛に行はれ、第二期に於ては官有地官業は頻りに拂下げられ、第三期に於ては官有地官業拂下の方針より一轉して官有地官業維持の方針に移つてゐる。

第一節 官有財産及び官業の利害

官業並びに官有財産は凡て之を非なりとすべきでなく、さればとて總べての産業、總べての土地、財産を國家公共團體に移すべきでもない。然らば官業、官有財産

は如何なる利害を有してゐるか。

一 官有財産並びに官業の長所を高調する者は、財政上、國民經濟上、社會政策上より次ぎの如く論ずるのである。

(1) 官有財産並びに官業の長所を財政上に求むる者は曰く、

第一に國家は財産並びに企業に依つて收入を得、而も個人の所得を奪ふことがない。其の収入は國家の經費に充てられるから、其の収入額だけは少なくとも租税の負擔を輕減する事が出来る。

第二に國家公共團體の財産は之を準備基金とも見られ、又之を國家信用の基礎とも考へることが出来るから、國家の財産が多い程國家の信用は大となる。

(2) 官有財産並びに官業の長所を國民經濟上に求むる者は曰く、

國家が財産を有し、企業を營むに際しては私經濟的原則に従つて行動するのであるが、而も公益を重んじて營利主義を制限することがある。民業に任せば供給充分ならざる際に、官業が其の供給を確保するが如き、又官業の生産品の價格を特に低廉にするが如き、國民經濟上より見て、官業の長所である。

(3) 官有財産並びに官業の長所を社會政策上に求むる者は曰く、國家が財産を有し企業を營み、其の収益を國家に歸せしむる以上は、其の程度に於て私資本集積の機會を奪ひ、以て富の分配を調整することが出来る。同時に官有財産及び官業は關係ある官吏労働者に對して、生活の安定と地位の改良との手段を採ることが出来る。是れ社會政策上より見て官業の長所である。

是等の長所は、能く今日の官有財産並びに官業に關する政策を辯護するに足つてゐる。只だ(1)の第二の長所には左程重きを置くことを得ない。

二 官有財産並びに官業の長所を駁し其の短所を指摘するもの、論ずる所は次ぎの如くである。

(1) 官有財産並びに官業の財政上の長所を駁する論に曰く、

國家は其の財産及び企業に依つて収入を得て、以て其の程度に於て租税の負擔を輕うすることを得と云ふが、次の二理由により不可能である。

第一に國家は一方に於て其の財産及び企業に依つて収入を得るも、他方に於て其の財産並びに企業の爲めに起せる公債の利子を支拂ふべく、其の収入より利子

を差引けば、剩す所幾何もない。

第二に官有財産の管理並びに官業の經營には、官吏をして局に當らしめる。由來官吏は營利の念を缺き、積極的責任觀念に乏しく、敏捷に活動する事がない。

第一の理由は誤つてゐる。國家が財産を獲得し、若くは企業を經營するに當つて公債を起す事はあるが常に然りと云ふを得ず、普通収入若くは剩餘金其他の財源に依る事が多いからである。たとへ公債を起すとしても、民間の事業會社が株式若くは社債を募ると異なる所がない。文明諸國の實例には、官有財産並びに官業の收入の中より經營費並びに利子を差引くも、尙ほ多くの剩餘を存してゐる。

第二の理由は半面の眞理を含む。然し一步を進めて考ふれば、大會社に於けると亦根本的に異なれりと云ふを得ない。殊に官業が一定の事務規程に従つて官吏の行動を要求するが如きものに在つては、此の非難は當らない。

(2) 官有財産並びに官業の財政上の短所は、更に豫算との關係に於て著しく表はれる。之を指摘する者は曰く、

第一に官有財産の收入並びに官業の收入は、經濟上の景氣、不景氣に依つて増減

するを免れないから、豫算編成上大なる困難を感ず。殊に其の収入が國家公共團體の收入の中で比較的に多額を占むる場合に於てさうである。

第二に官有財産並びに官業は、時世の要求に促され、之を擴張し若くは改良せねばならぬが、豫算の費額に制限せられ、之を執行することの出来ない場合がある。

此の二つの非難は共に肯綮に中つてゐる。第一の非難は普國の財政に其の適例を見る。第二の非難は我國に於ける電信電話の擴張に當て嵌まつてゐる。

(3) 官有財産並びに官業の短所を國民經濟上に求むる者は曰く、官有財産は私人の利用を奪ひ、官業は民業を壓迫し、官有財産の管理、官業の經營共に宜しきを得ずして、國庫は利益する所なきに反し、國民經濟は大いに損する所があると。

此の議論は我國に於て最も盛んに行はれ、官業拂下の理由をなすものである。

官業は民業を壓迫すると云ふ理論を検するに、官業の存する間は民業は起らず、官業を拂下げれば民業は起ると云ふ考を前提としてゐる。然し民業の起ると否とは民間に企業心の有りや無しやに因つて決するものである。

(4) 官有財産並びに官業の短所を社會政策上に求むる者は曰く、官業に於ては

國家と其の使用人との間に不満足を生じ、秩序及び公平を維持すべき政府が争の當事者の一方となることがある、それは宜しく無いと。

此の非難も亦半面の眞理を含むが、官業を排斥するに足りない。蓋し國家が官業を營むに際し、自ら進んで社會政策を行ひ、労働者の生活の安定と地位の改良とを怠らなければ、官業に於ける同盟罷業は民業に於けるよりも、其の機會が少ない、果して然らば社會政策上より觀て却つて之を辯護せねばならぬ。

(5) 官有財産並びに官業の短所を政治上に求むる者は曰く、官有財産並びに官業は徒らに政府權力を大にして以て政治上の腐敗を招來すと。曰く。

第一に、官有財産の管理並びに官業の經營は大いに官吏の數を増し、政府の權力に従屬する人を増すこととなり、議會に多くの政府黨員を送るに至ると。

第二に、官有財産の管理並びに官業の經營に任ずる官吏は、動もすれば收賄の弊に陥り、政治を腐敗せしむと。

第三に、官有財産並びに官業經營の位置に關して争奪戰起り、利害關係地は之を得んが爲めに政權を掌握する政府並びに政黨に近づかんとするに至ると。

此の政治上の非難は固より之を輕視してはならぬが、官業に従事する官吏が國家權力に服するの故を以て、政府黨の人を選擧すると云ふは獨斷である。又官吏が收賄をなすことあるも、特に官有財産の管理、官業の經營に當れる官吏が收賄の弊に陥り易しとするは酷である。

要するに官有財産及び官業の短所として擧ぐる所のものは、未だ之を全廢するの理由となすに足りない。其の短所を除き、其の長所を發揮するに努むるのが政策の當を得たるものである。

第二節 官有財産並びに官業の限界

官有財産並びに官業には一定の限界が存してゐるが、其の限界は社會政策、一般國民經濟政策、財政上の三見地より之を決せねばならぬ。第一に獨占事業は之を官業となすべく、第二に民間の經營よりも國家の經營を以て有益とし正當とする事業は之を官營とせねばならぬ。

一 獨占事業は、其の事業の自然の性質上獨占たるものと、資本經營の結果とし

て獨占となれるものを包括す。獨占者は其の獨占の由來如何を問はず、市場を左右し價格を決定するの力を有す。

(1) 獨占價格は、獨占者に最も多くの利益を齎す點に於て定まるものにして競争價格より高いものである。故に獨占事業が私人の手に在るときは、私人は公衆に高き價格を課し得べきである。之に反し獨占事業が國家の手に在るときは、國家は獨占價格より低き價格を課して満足し、社會公衆は大いに經濟上の負擔を軽くすることが出来る。假りに國家が獨占價格を課しても、國庫が大なる收入を得れば、それだけ租税の負擔を軽くするが故に、社會は間接に利益するのである。

(2) 獨占者は價格決定權を有するが故に、差別的價格を定むることが出来る。若し私人が獨占事業を營み差別的價格を課すると、容易に經濟的に、或る企業家を殺し、他の企業家を活かすことが出来る。之に反し、國家が獨占事業を營むときは、差別的價格を課することなかるべく、若し之を課することありとするも、それは國民經濟上正當なる理由ある場合に限る。獨占事業を官業と爲すは、一般經濟上、社會政策上、財政上より觀て、正當なりと云はねばならぬ。

獨占事業も事實上之を獨占となし得ざる場合がある。資本的獨占の場合がこれである。斯の如き場合には、國家は民間の獨占を破るに足るべきだけの事業を自ら經營せねばならぬ。

次に、自然的獨占資本的獨占の性質を帯びざるものにして、而も政策上、國家の獨占とすべきものがある。自由競争に任せば、國民經濟上、有益必要の貨物を充分に供給し得ざるか、若くは非常に害毒を流し、經濟上の進歩を妨ぐる虞れある場合が其れである。最近の世界戦争に於て、獨逸瑞西が穀物專賣を營み、又獨逸が窒素工業を獨占し、英國が砂糖專賣を行ひ、保險に手を付け、我國が海上再保險を營みしが如き、又中歐の諸國が平時に於て富籤を官業として營むが如き、其の例である。

二 更に民間の經營よりは、國家の經營を以て、一般國民經濟上有益とし、社會政策上、正當とする事業は之を官業とするも不都合でない。森林事業の如き必ずしも國家の獨占を必要とするものでないが、進歩せる國に於ては、官林の面積頗る大にして、而して是等の事業は亦國庫に相當の利益を齎してゐる。此の種の官業も亦、一般國民經濟上、社會政策上、財政上の理由を具ふるものと云はねばならぬ。

三 以上は一般國民經濟上、社會政策上、財政上より觀て官業となすべきものであるが、單に財政上の理由のみにて官業となすべきものがある。若し凡て收益を生ずる事業を擧げて官營とせば、民業は成立する事が出来ない。故に單に財政上の理由により官營となすべきものにも、自ら標準がある。即ち國家の需要する貨物を自己生産の方法によりて辨ずることである。國家が自ら生産し、而も民間より買上ぐるに比し有利なる爲めには、其の需要額従つて其の生産額が比較的多量にして、且つ其の需要が年々非常に變動することなきものたるを要す。此等の條件を充たすときは之を官業とするも、國庫に損害を與ふることなく、却つて大いに利益を齎す。若し國家が其の需要する貨物を安價に買ひ得るとせば、そは物件費の減少である。或ひは計算の便宜上より生産品を市場一般の價格に見積れば、其の官業は大なる利益を生むのである。要するに物件費の減少も、官業の收益増加も、等しく國庫の利益に歸するからである。尙ほ此の種の官業は國家の需要を充たす外に、餘力あらば、其の製品を民間に賣ることが出来る。

要するに、今日の官業は、收益を生むことを目的とし、又現に其の收益を生みつゝ、

ある。而して官業の収入は、今日の財政に於て非常に大なる意義を有す。

第三章 官有財産収入

官有財産収入は、國家が私人の資格で有する財産より得る金銭上の収入である。

一 廣く官有財産と云へば内容複雑であるが、大凡そ之を公的財産と私的財産とに分つことが出来る。(1)公的財産は國家が政務を行ふに要する財産にして、道路、河川、橋梁、公園、兵營、城寨、兵器、軍艦、圖書館、博物館、學校、廳舍等を包括す。是等の財産は金銭的収入を生ぜず、偶々金銭的収入を生ずるも、其の収入は使用料にして、官有財産収入を形づくるものでない。(2)私的財産は國家が私人の資格に於て有する財産にして、普通に収入を齎すものを云ふ。

我國の國有財産法に依れば、國有財産を分ちて左の四種とす。

- (1) 公共用財産 國に於て直接公共の用に供し又は供するものと決したるもの
- (2) 公用財産 國に於て神社の用又は國の事務事業若くは官吏其他の職員の仕事の用に供し又は供するものと決定したるもの
- (3) 營林財産 國に於て森林經營の目的に供し又は供するものと決定したるもの

(4) 雜種財産 前掲の財産に屬せざるもの

此の四種の財産の中で公共用財産及び公用財産は大體に於て公的財産に該當し、營林財産及び雜種財産は大體に於て私的財産に該當す。余の本章に論ずる所は營林財産並びに雜種財産の収入にして、公用財産中の國の事業に供する財産に關しては官業収入の章に譲る。

二 官有財産は其の目的物より見て、不動産と動産とに分つ。權利も亦官有財産たるを得るが、不動産に關する權利は之を不動産に準じ、動産に關する權利は之を動産に準ずべきである。不動産より生ずる収入を不動産収入とし、動産より生ずる収入を動産収入とする。不動産収入は更に官有地収入と官林収入とに分ち、動産収入は基金資金の収入と配當金と貸付利子とに分つことが出来る。

第一節 動産収入

第一款 基金資金の種類

一 基金とは不時の急に應じ又は其他特別の目的を達する爲めに設くる基本

金であり、資金とは事業の經營又は會計の管理を便利ならしむる爲めに特別に設くる資本金である。基金も資金も金錢の形に於て之を藏するときは資本の死藏となるが故に、之が放資の道を講ぜねばならぬ。其の放資方法は預金貸付、有價證券買入、不動産放資若くは事業放資の四に出でない。不動産放資又は事業放資は不動産収入又は官業収入を齎すが故に是に論じない。基金資金が動産収入を生ずる場合としては預金貸付及び有價證券の形を取れるものに限ることになる。

二 基金資金が如何なる形を取るかは、其の目的を達する上より見るも、動産収入を得る上より見るも、重大なる問題である。

(1) 預金又は貸付の形に於て基金資金を保有するは、資本を利殖する長所を有するも、債務者の債務不履行と云ふ危険を冒すこととなるから、不時の急に備ふる基金を積むには得策でない。

(2) 有價證券の形に於て基金資金を保有するとは、公債、社債、株券に放資することを云ふ。有價證券に放資すれば、預金若くは貸付よりも更に多くの利子を得るも、國家が一時に巨額の有價證券を處分すれば、其の種の有價證券の價格を暴落せ

しむ、從つて國家は第一に其の手取金を損し、第二に故意に經濟界を動搖せしめることとなる。そこで國際動産に放資するの論が出て来る。國際動産とは國際間に流通する有價證券を云ふ。是等の證券は之を買入れることも容易であり、又國外に於て之を賣拂ふことも亦容易であるから、特殊の目的の爲めにする基金としては必ずしも不可でない。只だ戰爭準備金に至つては國際動産を以てするも充分でないから、現金の形に於て存置すべく、戰爭準備金以外の基金に在つては預金若くは貸付又は有價證券の投資が最も當を得たるものである。資金も運用利殖するの目的を有するものに在つては、亦同様である。

三 我國に於ては基金資金の名を帶ぶるもの極めて多く、之を特別會計とし、一般會計より分離し、収入支出を爲すを常としてゐる。其の多くは基金資金の収入を積み立て、一般會計の収入に移さない。一般會計の収入に移すものに在つても、亦一般會計に於て之と同額の支出を爲し、所謂通抜計算となるものが少なくない。從つて基金資金の収入は一般會計の収入としては意義の大なるものでない。

四 基金に就て見るに、我國には戰爭準備金が設けられてゐない。只だ從來教

育基金、軍艦水雷艇補充基金、災害準備基金の三基金が戦争準備金の作用をしたが、今日には單に教育基金を存するに過ぎない。教育基金は其の始め償金特別會計資金の中より千萬圓を繰入れて作つたものである。其の基金は之を大藏省預金部に預入れ、其の利子を普通教育費に使用する建前であるが、戦時に流用せられて以來、基金の額少なく従つて利子も少ないので、今日は之を積立てるのみである。基金の名を有するものに、國債償還基金がある。國債の元利を支拂ふ爲め年々一般會計より繰入れ作れる減債基金にして、之に依つて収入を得べきものでない。

五 資金の數は極めて多いが、官業資本と普通資金とに大別する事が出来る。官業資本は官業の固定資本、運轉資本となりて廣義の官業収入の基礎を爲すものであるから、是に論ずる限りで無い。普通資金は官業資本以外の資金を總括し、官業用品資金、積立金、管理資金、營造物資金の四に分れる。其中、官業用資金は官業資金に準ずべきで、其の収入は動産収入でない。

(1) 積立金とは特殊の官業に於ける積立金である。簡易生命保險積立金の如き之に當る。簡易生命保險積立金は、簡易生命保險經營に於て収入總額の支出總

額に超過する金額を以て之を作り、保險契約者に貸付を爲し、又は積立金運用委員會の諮問を経て、公共利益の爲めに運用すべく、然らざるものは一時之を大藏省預金部又は銀行に預入れ、其他有利確實なる有價證券を以て保有するのである。此の預入れの利子と有價證券の利子とが、是に謂ふ動産収入を形づくるのである。

(2) 管理資金とは會計管理上より生ずる資金にして、對支文化事業資金、國有財産整理資金がそれである。對支文化事業資金は北清事件の賠償金として支那政府より受領したる四分利付支那國債券、並びに山東懸案解決に關する條約に依り交附を受くる國庫證券及び補償金を以て之を作り、其の證券の償還元金利子其他の資金の運用利殖金を收入とし、對支文化事業に使用するものである。又此の會計の資金も大藏省預金部に預入れ、之を運用することを得るものとす。國有財産整理資金は國有財産の整理處分に因る収入を以て作り、國有財産の整理に必要な經費に使用し、其の餘裕あるときは大藏省預金部に預入れられるものとす。要するに管理資金は餘裕あるときに大藏省預金部に預入るゝが故に、其の収入は一種の動産収入を形づくるものである。

(3) 營造物資金とは營造物管理に關する資金である。帝國大學と官立大學と學校及び圖書館との資金の如し。是等資金は政府より交附し、又は他より寄附したる財産及び歳入殘餘を以て之を作り、特別資金と維持資金とに分つ。特別資金とは用途を指定せられたる資金にして、維持資金とは其他の資金である。資金に屬する現金は總べて大藏省預金部に預入るゝものとす。

動産收入を生ずべき資金は積立金、管理資金、營造物資金の三に止まり、而もそれが現金又は有價證券の形を取る場合に限る。現金は大藏省預金部に預入れ、日本銀行をして之を運用せしむることとなる。されば資金の動産收入は預金並びに有價證券の利子に歸す。而して是等の利子は其の特別會計の經費支辨に充てらるるか、若くは其の資金を増殖するに過ぎずして一般會計の歳入を爲さない。

第二款 配當金

國家は基金資金を積む一形式として有價證券を有するのであるが、又基金資金に何等の關係なく有價證券を有することがある。國家が政治上又は經濟政策上の必要より出て特殊の株式會社の株主となる場合がそれである。國家の自ら經

營すべき企業は少くないが、或る企業が外國領土の上に行はるときは、國家の自己經營を不便とすべく、又一定の企業が全然國家の掌裡に歸するときは、却つて弊害を伴ふこともある。斯の如き場合には、國家は是等の企業を經營する會社を設立せしめ、自ら其の株主となるに満足する。そこに配當金が出て來るのである。我國に於ては國家は南滿洲鐵道株式會社、鴨綠江採木公司、臺灣銀行、北海道拓殖銀行、東洋拓殖會社、朝鮮銀行等に出資して株主となつた。其の初めに政府は事業保護の爲めに配當を拋棄したが、其の事業の發達に伴ひ配當を受けてゐる。

第三款 利子

國家が有價證券を有する代りに他に貸付くるも亦放資である。然し是に謂ふ貸付は銀行營業に於ける貸付と異なり、政治上、經濟上、財政上の政策の必要に出づるものである。民業を補助し、教育を振興し、災害を救濟する爲めに個人又は地方團體に貸付くるが其一である。一般會計が特別會計に貸付くるが其二である。國庫金並びに正貨を預けるのが其三である。

- 一 國家が個人又は地方團體に貸付を爲すときは、之に對し利子を得て動産收

入をなし、元金の返還は自ら臨時収入を形づくる。我國には、此の種の貸付金累加し、政府は年々利子を收むるのみならず、元金の返納を受く。豫算に於ては其の返納金と利子とを臨時収入として計上するも、利子は經常収入と見るを妥當とす。

二 一般會計が特別會計に貸付くるは、帳簿上の勘定に過ぎない。我國に於ては、一般會計より帝國鐵道特別會計並びに朝鮮總督府特別會計に貸付たるものがあるが、畢竟鐵道資金等を一般會計より繰入れざる代りに貸付と云ふ形式を採りたるに過ぎない。

三 國庫金預入並びに正貨預入は國庫が銀行等に預ける一種の預金にして、國庫は之に對して利子を得るのである。我國の國庫制度は預金制度を採用し、收入の支出に超ゆる額は常に日本銀行に對する預金となつてゐる。國庫金預入は當座預金勘定、別口預金勘定、指定預金勘定に分れる。正貨預入は保護預りの形のものもあるが、多くは外國銀行に預金とし、若くは外國の短期公債證券等を買入れて、利殖を圖つてゐる。所謂政府所有の在外正貨なるものは多く之に屬す。尤も所謂政府所有の在外正貨の中には大藏省預金部に屬するものもある。

第二節 不動産收入

第一款 官有地收入

官有地とは、國家並びに公共團體の所有にかゝる耕地、宅地、原野並びに其の上に残存する工作物及び建物を總稱す。而して其の中軸たるものは耕地、原野である。

一 自由主義者は國家が土地を所有することを非難し、社會主義者は之に反して私有地を非難してゐる。思ふに此の問題は生産分配と文化の程度と人口政策の要求とを斟酌し、時と所とに従ひ、宜しきを得る様決すべきである。官有地の處分問題は官有地の多少に依つて解決を異にする。即ち官有地の極めて豊富なる新開國にありては、年々官有地の拂下を爲し、其の拂下金は經常収入をなすが、官有地の多くない舊國にては官有地拂下は稀れにして臨時収入をなす。斯の如き舊國に於ける官有地の經常収入は、官有地の經營に依つて生ずる收入である。

二 官有地收入は官有地拂下代並びに官有地収益を主なるものとす。官有地収益は自營に依る純益若くは官有地貸下料であるが、官有地經營は貸下方法を通